

資料編

- 資料 1 武蔵野市子ども施策推進本部設置要綱
- 資料 2 武蔵野市子ども施策推進本部委員名簿
- 資料 3 武蔵野市子どもプラン推進地域協議会条例
- 資料 4 武蔵野市子どもプラン推進地域協議会傍聴要領
- 資料 5 武蔵野市子どもプラン推進地域協議会委員名簿
- 資料 6 第四次子どもプラン武蔵野策定年表
- 資料 7 「第四次子どもプラン武蔵野」中間報告へ寄せられた意見及び取扱方針
- 資料 8 武蔵野市子育て支援に関するアンケート調査結果概要
- 資料 9 武蔵野市青少年に関するアンケート調査結果概要
- 資料 10 武蔵野市ひとり親家庭アンケート調査結果概要
- 資料 11 平成 25 年度武蔵野市子ども生活実態調査結果概要
- 資料 12 用語集

資料1 武蔵野市子ども施策推進本部設置要綱

武蔵野市子ども施策推進本部設置要綱（平成13年10月15日施行）の全部を改正する。

（設置）

第1条 武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）第2条第1項の規定により策定する武蔵野市長期計画に基づき、子ども施策を効果的かつ戦略的に実施するため、武蔵野市子ども施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 子どもプラン武蔵野（武蔵野市が策定する子どもに係る基本計画をいう。以下同じ。）の策定について必要な事項に関する事。
- (2) 武蔵野市子どもプラン推進地域協議会及び関係機関との連絡調整に関する事。
- (3) 子どもプラン武蔵野の実施状況の点検、評価及び公表に関する事。
- (4) 子ども施策の推進のために必要な横断的連携体制の構築及び連絡調整に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども施策の総合的な推進に関する事。

（組織）

第3条 推進本部は、別表第1に掲げる職にある者で構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

（本部長及び副本部長）

第4条 推進本部に本部長1人及び副本部長2人を置き、本部長は市長とし、副本部長は子ども家庭部を担任する副市長及び教育長とする。

- 2 本部長は、会務を統括し、推進本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、副市長である副本部長がその職務を代行する。

（会議）

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 推進本部の会議の議長は、本部長とする。
- 3 推進本部が必要と認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第6条 推進本部に部会を設置する。

- 2 部会は、推進本部に付議する事項及び推進本部で協議した事項の実施に関して必要な協議を行う。
- 3 部会は、子ども部会及び教育部会とし、それぞれ別表第2及び別表第3に掲げる職にある者で構成する。
- 4 部会が必要と認めるときは、部会の会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（部会長）

第7条 部会に部会長を置き、子ども部会にあっては子ども家庭部長の職にある者を、教育部会にあっては教育部長の職にある者をもって充てる。

- 2 部会長は、会務を統括し、必要に応じて会議を招集する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代行する。

(ワーキングスタッフ)

第8条 部会の協議に必要な資料の作成その他部会の補佐をするため、部会にワーキングスタッフを置くことができる。

2 ワーキングスタッフは、部会の構成員がその所属する職員のうちから指名する。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、子ども家庭部子ども政策課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年11月20日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年12月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年6月23日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

市長
副市長
教育長
技監
総合政策部長
市民部市民活動担当部長
健康福祉部長
子ども家庭部長
教育部長

別表第2（第6条関係）

子ども家庭部長
総合政策部企画調整課長
市民部市民活動推進課男女共同参画担当課長
環境部緑のまち推進課長
健康福祉部地域支援課長
健康福祉部障害者福祉課長
健康福祉部健康課長
子ども家庭部子ども政策課長
子ども家庭部子ども育成課長
子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
子ども家庭部児童青少年課長
都市整備部まちづくり推進課長

別表第3（第6条関係）

教育部長
教育部統括指導主事
教育部教育企画課長
教育部指導課長
教育部教育支援課長
教育部生涯学習スポーツ課長

資料2 武蔵野市子ども施策推進本部委員名簿

役 職	職 名	氏 名
本部長	市長	邑上 守正
副本部長	副市長 ※平成 25 年 12 月 12 日より就任	五十嵐 修
副本部長	教育長 ※平成 24 年 11 月 1 日より就任	宮崎 活志
本部員	副市長 ※平成 26 年 12 月 8 日より就任	堀井 建次
本部員	総合政策部長 ※平成 27 年 1 月 1 日より就任	名古屋 友幸
本部員	市民活動担当部長 ※平成 26 年 4 月 1 日より就任	秋山 真弘
本部員	健康福祉部長 ※平成 25 年 4 月 1 日より就任	笹井 肇
本部員	子ども家庭部長 ※平成 26 年 1 月 1 日より就任	大杉 由加利
本部員	教育部長 ※平成 26 年 1 月 1 日より就任	竹内 道則

資料3 武蔵野市子どもプラン推進地域協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(所管事項)

第3条 協議会は、法第77条第1項各号に規定する事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、子どもプラン武蔵野（武蔵野市が策定する子どもに係る基本計画をいう。）に関する事項について調査審議し、又は意見を述べることができる。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる委員20人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) 公募による市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会員の人数は若干人とし、委員の中から会長が協議会に諮って指名する。
- 3 専門部会は、協議会により付議された事項について調査審議し、その結果を協議会に報告する。

- 4 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選によりこれらを定める。
- 5 前条の規定は、専門部会に準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後、第4条の規定により委嘱する委員の最初の任期は、第5条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

(以下、略)

資料4 武蔵野市子どもプラン推進地域協議会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の定数)

第2条 傍聴人の定数は原則として20人とする。

(傍聴の手続)

第3条 協議会の会議を傍聴しようとする者は、会議の開催当日に自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴席以外の入場禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイクその他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が、職務執行上支障があると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に協議会の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、協議会の会議を非公開とする協議会の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、協議会の会長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、平成20年11月27日から施行する。

資料5 武蔵野市子どもプラン推進地域協議会委員名簿

◎会長 ○副会長

氏名	職名	選任区分
◎網野 武博	東京家政大学家政学部児童学科教授	学識経験者
○星野 昌治	帝京大学小学校校長、帝京大学教育学部教育学科教授	学識経験者
加藤 篤彦	武蔵野市私立幼稚園連合会会長	事業主
平川 公三	武蔵野市私立保育園長会会長	事業主
秋山 優子	NPO法人保育サービスひまわりママ理事長 ※平成25年6月27日より就任	子育てサービス事業者
宇佐見 萩乃	武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会副会長	子育て関係団体
寺島 芙美子	武蔵野市青少年問題協議会地区委員長会議議長	子育て関係団体
三木 真保	武蔵野市私立幼稚園PTA連合会副会長	サービス利用者
井原 高地	武蔵野市保育園父母会連合会会長	サービス利用者
小川 靖史	武蔵野市学童クラブ連絡協議会会長	サービス利用者
和田 明子	武蔵野市民生児童委員協議会主任児童委員部会部会長	保健・福祉関係者
藤野 久美子	武蔵野市民生児童委員協議会主任児童委員部会部会長 ※平成25年12月1日より和田明子委員の後任として就任	保健・福祉関係者
荒川 澄子	桜野地域福祉活動推進協議会会長	保健・福祉関係者
佐々木 克二	武蔵野市立小学校長会	教育関係者
松岡 敬明	武蔵野市立中学校長会	教育関係者
飛山 堪子	武蔵野市社会教育委員	教育関係者
白鳥 秀明	横河電機（株）人財本部人財開発部長	企業
田淵 健太郎	横河電機（株）人財本部人財開発部長 ※平成25年4月1日より白鳥秀明委員の後任として就任	企業
上村 敬司	横河電機（株）人財本部人財開発部長 ※平成25年10月1日より田淵健太郎委員の後任として就任	企業
佐藤 満康	日本労働組合連合会多摩東部第一地区協議会	労働者団体
加藤 直子		公募委員
竹内 純		公募委員

※任期は、平成24年11月19日～平成27年3月31日。

※職名は委員就任当時の職名。

資料6 第四次子どもプラン武蔵野策定年表

期 日	内 容
平成 24 年 6月4日(月)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会(平成24年度第1回)
6月11日(月)	子ども施策推進本部(平成24年度第1回)
11月2日(金)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会(第2回)
11月9日(金)	子ども施策推進本部(第2回)
11月19日(月)	子どもプラン推進地域協議会(平成24年度第1回)
平成 25 年 2月15日(金)	子ども施策推進本部(第3回)
3月5日(火)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会(第3回)
3月19日(火)	子どもプラン推進地域協議会(第2回)
6月20日(木)	子ども施策推進本部子ども・教育部会ワーキングスタッフ会議
6月21日(金)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会(平成25年度第1回)
6月27日(木)	子どもプラン推進地域協議会(平成25年度第1回)
8月21日(水)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会(第2回)
8月23日(金)	子ども施策推進本部(平成25年度第1回)
8月28日(水)	「武蔵野市ひとり親家庭アンケート調査」調査票送付 調査期間:8月28日(水)~9月10日(火)
9月2日(月)	子どもプラン推進地域協議会(第2回)
9月12日(木)	「武蔵野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」調査票送付 調査期間:9月12日(木)~9月30日(月)
9月24日(火)	「武蔵野市青少年に関するアンケート調査」(中学生・高校生世代用)調査票送付 調査期間:9月24日(火)~10月15日(火)
10月9日(水)	子育て関係団体ヒアリング(第1回) 場 所:武蔵野商工会館 参加者:7名
10月15日(火)	子育て関係団体ヒアリング(第2回) 場 所:武蔵野プレイス 参加者:21名
10月19日(土)	子育て関係団体ヒアリング(第3回) 場 所:武蔵野市役所 参加者:18名
11月28日(木)	未就学児保護者対象ヒアリング 場 所:保健センター 調査対象者:1歳6か月健診来訪保護者23名
11月28日(木)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会(第3回)
12月3日(火)	小学生対象ヒアリング 場 所:井之頭小学校、桜野小学校 調査対象者:学童クラブ63名、あそべえ24名
12月6日(金)	子ども施策推進本部(第2回)
12月10日(火)	未就学児保護者対象ヒアリング 場 所:保健センター 調査対象者:3・4か月健診来訪保護者36名
12月12日(木)	子どもプラン推進地域協議会(第3回)
12月14日(土)	小学生保護者対象ヒアリング 場 所:第五小学校 調査対象者:あそべえ餅つき大会来訪保護者57名 小学生対象ヒアリング 場 所:第五小学校 調査対象者:あそべえ餅つき大会来訪小学生68名

平成 26 年 1月9日(木)	中高生対象ヒアリング 場 所：武蔵野プレイス 調査対象者：ティーンズスタジオ来訪中高生 40 名
1月25日(土)	無作為抽出保護者ワークショップ 場 所：武蔵野市役所 参加者：42 名（未就学児 21 名、就学児 21 名の保護者）
1月28日(火)	子どもプラン推進地域協議会（第 4 回）
2月28日(金)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会（第 4 回）
3月10日(月)	子ども施策推進本部（第 3 回）
3月24日(月)	子どもプラン推進地域協議会（第 5 回）
3月27日(木)	無作為抽出中高生世代ワークショップ 場 所：武蔵野プレイス 参加者：38 名（中学生 27 名、高校生 11 名）
5月13日(火)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会（平成 26 年度第 1 回）
5月20日(火)	子ども施策推進本部（平成 26 年度第 1 回）
6月23日(月)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会（第 2 回）
6月26日(木)	子ども施策推進本部（第 2 回）
7月3日(木)	子どもプラン推進地域協議会（平成 26 年度第 1 回）
8月19日(火)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会（第 3 回）
8月26日(火)	子ども施策推進本部（第 3 回）
9月1日(月)	子どもプラン推進地域協議会（第 2 回）
10月9日(木)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会（第 4 回）
10月15日(水)	子ども施策推進本部（第 4 回）
10月24日(金)	子どもプラン推進地域協議会（第 3 回）
11月5日(水)	第四次子どもプラン武蔵野中間報告公表 第四次子どもプラン武蔵野中間報告へのパブリックコメントの募集開始 募集期間：11月5日(水)～25日(火) 提出者：48 名（個人 41 名、7 団体） 提出件数：208 件
11月9日(日)	「第四次子どもプラン武蔵野」中間報告に関する市民ヒアリング（第 1 回） 場 所：武蔵野市役所 参加者：12 名
11月14日(金)	「第四次子どもプラン武蔵野」中間報告に関する市民ヒアリング（第 2 回） 場 所：スイングホール 参加者：6 名
11月20日(木)	「第四次子どもプラン武蔵野」中間報告に関する市民ヒアリング（第 3 回） 場 所：武蔵野商工会館 参加者：28 名
11月24日(月・祝)	「第四次子どもプラン武蔵野」無作為抽出保護者ワークショップ 場 所：武蔵野市役所 参加者：22 名（未就学児 16 名、就学児 6 名の保護者）
12月21日(日)	「第四次子どもプラン武蔵野」無作為抽出中高生世代ワークショップ 場 所：武蔵野市役所 参加者：59 名（中学生 36 名、高校生 23 名）
平成 27 年 1月19日(月)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会（第 5 回）
1月29日(木)	子ども施策推進本部（第 5 回）
2月5日(木)	子どもプラン推進地域協議会（第 4 回）
3月	第四次子どもプラン武蔵野決定

資料7 「第四次子どもプラン武蔵野」中間報告へ寄せられた意見及び取扱方針

※重複している意見は統合して以下の表を作成しています。

第1章 計画策定の主旨		
No.	意見の要旨	取扱方針
1	「次世代育成支援対策推進法」、「特殊出生率」、「乳幼児児童増加」等の言葉が対処療法的に読める。市の積極性をアピールした書き方にするべき。	5年ごとに子どもプランを策定し、子ども・子育て支援の各取組みを着実に進めています。
2	子どもプラン推進地域協議会の開催頻度を増やしてほしい。	会議での発言時間をできる限り多くとれるよう運営面で工夫していきます。
3	第四次子どもプランでも評価シートの作成・公開、意見聴取を要望する。また、どのような効果があったのか、より具体的に記載するようにしてほしい。	評価シートの作成や公開等については、現プランでの取組みを継承します。効果については、測定が難しい事業も多くあり、今後も研究していきます。
4	「重点的取組み」8項目に対応する事業については、①評価可能な目標（できるだけ数値目標）②目標達成までの期限③実施状況確認のマイルストーン（時期）を明記し、実施状況確認時に目標に対する達成度を正しく評価できるようにしてほしい。	重点的取組みについては、第三次子どもプランにおいても評価シートを作成し、公表してきました。数値目標を設定することが難しい事業もありますが、正しく評価できる目標を設定するよう工夫します。
第2章 武蔵野市の子ども・子育て家庭の現状と第三次子どもプラン武蔵野の実績		
No.	意見の要旨	取扱方針
5	人口について、計画期間中は微増とあるが、急増地域があることも書いてほしい。	大型マンションの開発等に伴い、桜堤地区で子どもの数が急増していることを追記します。
6	合計特殊出生率が低い水準という報告だけでなく、低いから武蔵野市としては改善していきたいと追記してほしい。	自治体レベルでの取組みは難しいことから、子ども・子育て支援の取組みを着実に進めていきます。
7	学童クラブ別定員数の「定員数の見直し」について、施設を広くして定員を増やしたと読めるので、施設増のありなしも追記してほしい。	施設を拡張して定員を変更したクラブについては、「施設拡張」と明記します。
8	基本目標1「待機児童の解消と保育・幼児教育の質の向上」の中で、緊急待機児童対策として、各施設の定員増の人数が記載されているが、必要数に対して十分だったのかが記載されていない。	「第三次子どもプランの事業量はクリアしたものの待機児童解消には至っていない」旨の記述を反映します。
第4章 重点的取組み		
重点的取組み1 子ども・子育て支援新制度への取組みの推進		
No.	意見の要旨	取扱方針
9	保育園の3歳児枠拡大と地域連携を早急に進めてほしい。3歳児の受け皿が少ない。（他5件）	子ども・子育て支援新制度では条例上経過措置が認められていますが、小規模保育施設や家庭的保育を卒園する児童の受け皿の確保が求められていることから、受け皿となる認定こども園、保育所、幼稚園それぞれの3歳の受入の拡大を図っていきます。
10	今年度の待機児童数 208人を就学前児童に占める待機児童率にしてみると、武蔵野市は約33人に1人、都内ワーストワンの世田谷区は約38人に1人で世田谷区より高い。待機児童が多いのは認可保育園が少ないためで、兄弟加点のせいではない。	子ども・子育て支援新制度上のニーズ調査に基づきつつ、実際の待機児童の状況を踏まえ、待機児童対策に取り組んでいきます。
11	取組みの方向性で、「認可、認証、地域型保育施設等の整備」との記述があるが、「認可保育所の『増設』」という記述が無いのが問題だと思う。陳情の内容を反映するべき。	「認可、認証、地域型保育施設等の整備」の中に認可保育所の増設も包含されるものと考えています。
12	就労時間月200時間以上とあるが、この部分は8時間×20日で月160時間ではないか。算定方法がわからない。200時間以上と140時間以上200時間未満に分けているが、この示し方だと常勤の方が少なく見える。	常勤時間について、保育園の申込みに際しての情報を積み上げた結果を記載しています。法定による勤務時間が160時間であることは認識しています。
重点的取組み3 共助の仕組みづくり		
No.	意見の要旨	取扱方針
13	昔あった地域での支え合いの子育てを、行政の後ろ盾のもと、取り組んでいくことが大切。子どもを預けたいから働くことを希望する保護者もいる。保育施設を増やすより、地域での預け合いを広げて、子育ての負担感を軽減する取組みが待機児童対策としても有効ではないか。子育ての負担感を感じることで、少子化の一因になっていると思う。共助の仕組みづくりを復活させることが、少子化対策になるのではないか。取組みの方向性にある「支援活動全体をコーディネートする」について、具体的にどのようにコーディネートをするのか。	共助の仕組みづくりにより、住民同士の支え合いが増えることを市全体として支援していきたいと考えています。支援活動全体のコーディネートは、コミセン親子ひろば等で活躍するボランティアの育成やボランティア同士の交流会など、全体をコーディネートするスキルを持った職員を子ども政策課に配置することを考えています。
14	子育て中の方が一番ニーズを持っているので、サービスの受け手が主体となる活動を行政が支援する方法が一番広がりやすい。単なるボランティアでなく、地域福祉の会やコミセン、テマリオンハウス等の活動につながるような流れをつくり、広めていけば、保護者もやりがいを持って共助の仕組みづくりを一緒に進めていけると思う。	共助の仕組みづくりのためには様々な取組みや努力が必要です。例えば、現在、市が直営で行っているコミセン親子ひろば事業はNPOや地域団体等が実施主体となり、子育て中の親が当事者ボランティアとしてそれらの主体に関わっていくことで、共助による子育て支援の充実が図られ、子育て家庭の集う場の増加と地域の活性化につながると考えています。
重点的取組み4 小学生の放課後施策の充実		
No.	意見の要旨	取扱方針
15	子どもプラン推進地域協議会資料に「学童クラブ事業については、児童福祉法の改正により6年生までの事業の対象範囲であることが明確化されるほか、子ども・子育て支援新制度に係る放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関し、市でも条例で基準（最低基準）を定めました。今後は最低基準を超えて、常にその設備及び運営の効用に努めていくことが求められており、向上にあたっては、物的な部分と人的な部分の双方から考えていく必要があります。」との記述があったが、中間報告では無くなっていた。外部環境の変化の前提として必要な記述だと思うので、再度記述してほしい。	ご意見を踏まえて記載を修正します。

16	「地域子ども館あそべえとの連携など、受け入れるための環境の整備を図ります。」は、「地域子ども館あそべえとの連携など、受け入れるための環境の整備を行います。」と記述してほしい。	ご意見を踏まえて記載を修正します。
17	「地域子ども館あそべえ事業と学童クラブ事業については、関係機関との調整を進め、運営主体の一体化を行い、質の向上を図ります。」は、「地域子ども館あそべえ事業と学童クラブ事業については、関係機関との調整を進め、運営主体の一体化を行い、財団法人子ども協会へ移管を行い、質の向上を図ります。」と記述してほしい。公益財団法人子ども協会への委託は、第五期長期計画に既に記述がある。重点的取組みにも明記してほしい。	
18	「両事業それぞれに関わる職員が、特別な配慮が必要な子どもへの対応に必要な専門性を修得するための取組みを進め、受け入れ態勢の整備・充実を図ります。」は、「両事業それぞれに関わる職員が、特別な配慮が必要な子どもへの対応に必要な専門性を修得するための取組みを進め、受け入れ態勢の整備・充実を行います。」と記述してほしい。	
19	「小学生の放課後施策の充実」の中で、あそべえと学童の運営主体を一体化した「新しい子ども施設」とあるが、具体的に想像できるような文章にするべき。	
20	あそべえと学童クラブについて、「武蔵野市子ども協会への委託について検討」とあるが、小学生の放課後施策推進協議会報告書（案）の記載は「平成28年4月以降に子ども協会への委託」とあり、子どもプランで再び「検討」と書かれているのは、整理されていない。	
21	高学年児童の受入れについて、「児童数の増加が見込まれることから、受け入れは行わず、あそべえとの連携など、受け入れるための環境の整備を図ります」と記載があるが、具体的な内容が示されていない。定員に満たない地域もあるようだが、その地区の事情を踏まえた対応を希望する。	高学年児童の放課後の居場所としては、各学校のあそべえやコミセン、図書館等の公共施設を想定しています。今後、市内全域で児童数が増加し、学童クラブの定員を上回るが見込まれており、各地域で学童クラブの利用を希望する低学年児童の受入れを最優先にして整備を進めます。
22	学童クラブとあそべえの運営主体の一体化により、子どもたちの過ごし方どのように影響があり、変わっていくのか。	学童クラブは育成プログラムをしっかり守ったうえで、育成の中の「遊び」の部分は、自由来所のあそべえにおける「遊び」と共通するので、互いに連携を図り、コミュニケーションをとれるように進めていきます。運営主体を一体化しても、子どもの過ごし方は特に変わりません。
23	小学生の放課後施策について、「新しい子ども施設の構築」とあるが、施設を新しくするのはなく、人材や中身の部分で方策を考えてほしい。	学童クラブとあそべえの独自性を大切にしながら、運営主体の一体化と連携を進めていきたいと考えており、そのイメージを「新しい子ども施設」と呼んでいます。新たに建物を建てるということではありません。
重点的取組み5 子育て支援施設の再編・整備		
No.	意見の要旨	取扱方針
24	「桜堤児童館の0123施設の機能を含む施設への転用」について、実際の転用理由は財政上の問題で、本来の転用が隠されているように感じる。利用者たちは現状の児童館を維持してほしいという意見で一致しており、「0123施設の機能を含む施設への転用」への要望はないと認識している。一方、「財政上の観点から、既存施設の運用を民間に任せたい」と説明があったので、その旨を「第四次子どもプラン武蔵野」でも明記するべき。さらに「予算を削るところが子供用の施設でよいのか？」という議論を十分に経てほしい。	桜堤児童館の転用については、大型マンションの開発等による桜堤地区の子ども人口の急増や、地域住民・利用者の方等によるワークショップ・意見交換会等での意見を踏まえ、0123施設で実施している子育てひろばの機能だけでなく、保育や一時預かり、小学生の居場所・遊び場としての機能も付加し、これまでの児童館と同じように使ってもらえる施設を目指しています。運営団体については、昨年7月に開設した「すくすく泉」や「こどもテニソンハウスあおば」同様、子どもと家族、家族と地域がつながっていくように、NPOや市民活動団体の運営による地域参加型の子育て支援施設としていくことを検討しています。平成27年4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」も、地域社会全体で子ども・子育てを支援することを推進していることから、地域の子育て経験者等の共助による取組みを今後も進めていきます。
25	桜堤児童館の転用については、早期に対応が必要と書かれているが、0123施設なのか「すくすく桜」にしたいのか、記載が二転三転するので、市がどのような方向にしたいのかわからない。また、No.77の「当面の間」とは、子どもの人口が減少するまでなのか、新たな施設が出来上がるまでなのか。	市では、小学生の居場所として地域子ども館あそべえ事業を施策展開してきましたが、桜野小学校の児童数が急増した現状から、あそべえやコミセンだけでは居場所が不足すると考えています。また、桜堤地区では、小学生だけでなく未就学の子どもも増加しているため、未就学児親子に対してきめ細かなサービスを提供していく必要があります。「当面の間」とは、小学生の数が落ち着くまでの間という意味ですが、削除しました。
重点的取組み6 学力の向上		
No.	意見の要旨	取扱方針
26	取組みの方向性の中に、「放課後や土曜日等を活用した学習支援教室の実施」とあるが、この「等」とは何を指しているのか。また、この部分は学校の教育活動で行うのかどうかを明記するべきだと思う。	学習支援教室は、要綱上「原則、平日の放課後及び土曜日」に実施することになっていますが、学校の状況に応じて、夏季休業日に実施する場合もあります。ここに記載している内容は、基本的に学校の教育活動で行われる取組みです。
27	武蔵野市の学力は全国トップレベルにあるので、教員の質の向上も含め、さらなる教育の質の向上に向けて取り組んでほしい。	教員研修や個に応じた指導、ICT機器の活用等を一層充実させ、今後とも教育の質の向上に取り組んでいきます。
28	「メディアリテラシー教育」が日本は大変遅れている。早くとりかからないと問題が山積みとなるのでは、と心配している。早急な取組みを願っている。	市立小中学校では、子どもたちの発達段階に応じて、情報を選択したり活用したりする能力等を幅広く教育を充実させています。また、このような取組みと合わせて、各種メディアも含む情報の適切な取扱いに関する情報モラル教育も推進します。

第5章 施策・事業		
基本目標 1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援		
①一人ひとりの子ども、家庭への支援の充実		
No.	意見の要旨	取扱方針
29	0歳児を連れて行きやすい居場所・イベントや妊婦・0歳児向けに交流・情報交換ができる場の提供を求める。	0～3歳児親子向けの0123施設や、未就学児親子を対象としたおもちゃのぐりん、境こども園いここと、すくすく泉等があるほか、コミセンや保育園でも定期的に親子ひろばやあかちゃんのひろばを実施しており、妊婦の方も利用できます。イベントについては、市企画のイベントだけでなく、各施設で様々なイベントを企画・実施しています。
30	ひろばの中で親はスマホを操作していて、子どもが勝手に遊んでいるという場面が見受けられる。0歳の入り口で家庭教育を進めることが大切だと思う。	「基本的な考え方2」で示したとおり、子育てについての第一義的責任は父母・保護者にあり、家庭は教育の原点・出発点です。これまでも家庭教育支援講座や親支援講座など、親としての成長を支援する取組みを推進してきましたが、今後も子どもの成長に喜びと生きがいを感じながら子育てができるように、子育てしやすい環境の整備を進めていきます。
31	子育て支援施設で行っている2歳児クラスを充実してほしい。	2歳児クラスの実施状況を把握し、今後、研究していきます。
32	4～5歳児の幼児を対象としたイベントを増やしてほしい。	ご意見として承り、今後、検討します。
33	政府勧奨以外の予防接種について、公費負担で接種できるようになることを望む。費用対効果の面でも十分に検討に値する。	予防接種については、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会（H24.5.23開催）において、制度の見直し（第二次提言）が検討されています。これらの、国の定期接種化への動向を見極めつつ、近隣他市の状況も考慮に入れながら、今後の検討課題とします。市が独自に公費助成をすることは現在のところ、考えていません。
34	休日の子どもの救急受付病院が少ないので、なんとかしてほしい。	平成26年度地域医療在り方検討委員会で、休日診療の在り方について議論し、市内診療所の開設による初期救急医療体制の充実を図る中で小児科についても検討していきます。
35	妊婦相談は相談しやすくし、育児相談は毎月実施してほしい。	妊婦相談については、保健センターでの母子健康手帳交付時及び、健康に関する相談として平日の9時から17時までの間、面接や電話、訪問で保健師等が相談を受けています。育児に関する相談も随時電話等でお受けしています。集団で行う来所型の育児相談は8月を除き月に2回、場所を変えて実施しています。育児の相談ができる場所としては、保育園等においても子育て支援事業を年間を通して実施しています。
36	健診が不安だったので、保健師の研修を充実してほしい。	健診に携わる保健師は「受胎調節実地指導員」研修をはじめとして、養育支援研修や専門職員を講師とした研修等を定期的に企画実施、受講しています。研修内容については、毎日あるいは毎月の定期的な打ち合わせの中で、保健師全体で共有するようにしています。母子保健事業に関わる専門職については従来から非常勤職員も含めて研修を実施してきましたが、引き続き健診等の質の向上を図り、人材育成に努めます。
37	もうすぐババママのためのこのとり学級を32週以降も参加可能にしてほしい。	妊娠後期は、体が出産への準備を整える時期であり、学級中の体調不良や破水等を避けるため、参加できる週数を32週までとしています。それ以降の参加を希望される場合は、産科のある病院等が開催する同様の取組みへの参加を勧めています。
38	子どもの食環境に関する啓発の推進に関しては、消費生活センターで夏休み等に親子教室を開き、食環境を見直す講座を長年実施している。	夏休み親子教室では、食環境に関する啓発も含め、親子で協力して実習できる教室を今後も継続して実施していきたいと考えています。子どもプランにも追記します。
39	保育園の「地域支援担当」職員は、公立保育園職員の内数での配置なのか。外数による十分な配置とするべき。地域保護者向けの支援には、乳児の健康や食事での相談も含まれるので、上記の専門職も含め、十分な配置の記載を求める。	地域支援担当は、現在職員定数には含まず、境保育園、境南保育園の2園に配置しています。地域型保育との連携をはじめ、地域の中でどのような支援ができるか引き続き研究を進めていきます。
40	子育て家庭への経済的支援について、年収限度額を超えている世帯だが、年収だけでなく、住宅ローンを抱えていることも考慮してほしい。	家賃を支払っている方もおり、住宅ローンの考慮については考えていません。事業No.8の「子育て家庭への経済的支援の実施」とおり、世帯の収入にかかわらず支給等を行っている制度もあります。
41	緊急時や求職中、気軽に預けられる一時預かりサービスへの利用補助がほしい。	市では、すくすく泉など、地域力を活用した一時預かり事業を展開しています。運営事業者に補助金を交付していることから、適正な利用料のあり方について協議していきます。
42	子育て情報マップを配布してはどうか。	今年度の「第13回子育てフェスティバル」で子育てひろばボランティアの方々が作った「武蔵野市子育てマップ2014」（パネル展示）が大変好評でした。配布物にできるかどうかも含め、検討していきます。
43	保育園情報（募集日程や志望状況等）を一元的にまとめたホームページを作成してほしい。	現在公開中です。
②保育事業の充実		
No.	意見の要旨	取扱方針
44	保育園入所申込の際、職員への対応から子どもを増やしたくない、母親が家で見ればいいと思っているように感じた。第四次子どもプランを見ても、必要性が高いのに曖昧だったり、逃げ道がたくさんあるように思う。	待機児童の解消を目指し、引き続き待機児童対策に取り組んでいきます。

45	(事業No.10) 新制度で求められているニーズ調査は、その時点でのニーズで、新たに生まれてくる子どもは結果に表れない。「平成 27 年 4 月から本格実施となる「子ども・子育て支援新制度」においては、ニーズ調査に基づき、計画的に従来の認可保育園や地域型保育等の施設整備を進め、早急に必要な定員枠を確保し待機児童をゼロにするだけでなく、ニーズ調査を超える認可保育所の設置を行います」と記載してほしい。	ニーズ調査は国の手引きに基づき実施し、基礎となる人口推計については、マンション開発等も含めて算出しています。ニーズ調査の結果や人口動向、実際の待機児童の状況等を踏まえながら、必要な保育施設等の整備を進め、待機児童対策に取り組んでいきます。なお、第 6 章の子ども・子育て支援事業計画については、平成 29 年度に量の見込み（ニーズ量）と確保方策の見直しを図る予定です。
46	全年齢で待機児童が出ないような施策と期限の明記をお願いしたい。特に復職プランに影響する、0 歳・1 歳の待機児童の早期対策をお願いしたい。	
47	ニーズ調査は的確にしてほしい。乳幼児人口の数は、新築マンションの数や母子手帳の発行数を調べれば早い時期にある程度把握できると思う。また、保育園に預けたい家庭の割合は、乳幼児がいる家庭にアンケートをとる等してもよいと思う。アンケートに回答した場合は選考時に追加ポイントを与える等インセンティブを与えてもよいと思う。	
48	認証保育園探しは、市外も含め数十の園に申し込まなければならず、非常に負担。十分必要量が確保できたかの評価として、①認可施設（認可保育所、小規模保育施設、家庭福祉員）を希望して入れなかった子の数、②市内の認証保育園を希望して入れなかった子の数も公表してほしい。	①認可保育施設の利用申し込み状況及び利用調整結果は H P で公表しています。 ②認証保育所の受付や選考は、全て施設側で行っているため、市側では情報を有していません。
49	兄弟姉妹入園指数の削除など、急激な制度変更は避けるべき。入所選考の基準指数・調整指数を変更する場合は、意見募集を行い、変更案を保護者に提示し、意見募集してほしい。また、変更確定後の実施は次々年度からするなど、激変緩和を講じてほしい。(他 2 件)	利用調整基準は待機児童の状況等を勘案し、毎年見直しを行っています。
50	「早急に待機児童をゼロにする」という強い決意を示してほしい。きょうだい入園ポイントをなくした際、「一人目が入れないから」との説明があったが、武蔵野市では兄弟は産んではいけないというのか。二人目以降を歓迎してもらえない武蔵野市では少子化は進むだろう。(他 4 件)	待機児童の解消を目指し、引き続き待機児童対策に取り組んでいきます。また、利用調整基準は待機児童の状況等を勘案し、毎年見直しを行っています。
51	0 歳児についても、現在の不足枠を直ちに解消すべく対策をとることを最優先とし、その期限を明記することを求める。	子ども・子育て支援新制度上のニーズ調査に基づきつつ、実際の待機児童の状況を踏まえ、待機児童対策に取り組んでいきます。
52	アドバイザー等を充実させるより、現在の保育園の環境整備や保育士の待遇改善を実行してほしい。	保育士の処遇改善に関しては、民間保育園を中心に平成 25 年度より補助をしているところです。また、新たに認可・確認業務を市町村が担うことになり、アドバイザーの役割は今後益々重要になってくると考えています。
53	新制度が始まり、量の確保をしなければならない中、保育人材の確保や質の確保ができるか心配である。保育園アドバイザー、保育カウンセラー、保育コンシェルジュ等の活躍により、質の向上を目指してほしい。	近年の待機児童対策により保育施設は増えていますが、同時に保育の質を落とさないことが重要となります。市では、市内保育施設に武蔵野市保育のガイドラインを配布し、一定の基準に沿った保育を引き続き実施していきます。また、保育アドバイザーや保育コンシェルジュの充実を図り、保育の質の維持・向上、相談体制の強化を図っていきます。
54	子ども達が安心して健康で過ごすための施設の環境的基準や人的基準が守られ運営される認可保育所のさらなる増設を求める。認可園の地域子育て支援をより充実したものにすれば、子育ての孤立化を防ぐこともできる。待機児童解消に向けて、「認可保育園の増設」を優先的課題として検討してほしい。	「認可、認証、地域型保育施設の整備」の中に認可保育所の増設も包含されるものと考えています。陳情の趣旨を汲みつつ、待機児童対策を進めていきます。
55	(事業 No.11)「施設における安全性確保のため、マニュアルを整備するとともに、ヒヤリハットの検証と事例の蓄積を行う」については、家庭や公共の場での事故防止につなげるために、「事業展開の際は市内各保育施設との連携を密にし、蓄積された事例については、今後の対応策と共に保護者や市民に公開する」ことを記載してほしい。	保育施設や幼稚園等で起きる事故等を未然に防ぐよう、ヒヤリハットの事例等を収集・検証し各施設に還元していくような仕組みを現在検討しています。
56	(事業 No.11) 地域型保育は保健士・看護師・栄養士・調理員の確保が難しい。事業 5 .に「認可保育園の栄養士・保育士と地域型保育施設とが、食育の向上や食育にかかる連携の推進を図れるよう検討を行っていきます」と記載があるので、「食育にとどまることなく二園に 1 人の保健師・看護師というように地域で複数園をカバーする人材の確保を行う」ことを記載してほしい。	子ども・子育て支援新制度では、地域型保育施設と認定こども園・幼稚園・保育所との連携を求めており、その内容は食育だけに留まらず、栄養、保健関係、園庭・プールの利用や 3 歳児の接続まで、様々な項目にわたっています。これらの連携の推進に向け、検討を進めていきます。
57	新制度では、小規模保育室も認可施設として含まれるが、同じ認可施設の中で環境面に大きな格差が生まれぬように、認可保育園以外の施設でも「武蔵野市保育のガイドライン」に沿った保育が保障される施策を検討してほしい。保育の質を維持するためにも保育所の人的配置基準や環境面での設置基準を後退させないように求める。	近年の待機児童対策により保育施設は増えていますが、同時に保育の質を落とさないことが重要です。保護者も含めて作成した武蔵野市保育のガイドラインを尊重し、引き続き保育の質の維持・向上に努めていきます。
58	(事業 No.11)「新制度において新たに認可となった地域型保育の質の向上に向けて認可保育園等との連携」とあるが、具体的にどのような連携を取るのか。	新制度が始まる中で連携が求められるようになり、小規模認可施設における 0 ～ 2 歳児が 3 歳児移行となる際の円滑な接続、保育の連続性を確保するために健康診断を共通化する等の取組みを検討しています。
59	(事業 No.11)「保育者の養成に向けた市独自の研修制度」とはどのような研修を検討しているのか。	現在は東京都の研修制度を活用していますが、日程的に受けられないこともあるので、どのように研修受講者をフォローしていけるか考えていきます。東京都の実地研修でフォローできない部分を市でカバーできるような仕組みの構築を考えています。
60	現場を離れてもう一度働きたいという保育士の再雇用等は素晴らしいと思うので、市として最近の子どもの現状を踏まえたフォローアップをして欲しい。	全体研修の他、障害児保育等の保育相談や保護者対応についての保育カウンセラー巡回など、保育指導を実施しています。また、退職園長をアドバイザーとして配置し、小規模保育事業者等のフォローを考えています。保育の質の向上については、待機児童対策とともに引き続き取り組んでいきます。

61	(事業 No.12)「認可保育園に入れず、認可外保育施設や小規模保育等で待機している児童も多いことから、3歳児の預け入れの確保に向けて、認可保育園との連携について検討し、実施していきます。」とあるが、「預け入れ」とは「受入れ枠」のことではないか。	ご指摘のとおり修正します。
62	女性の労働力の確保という視点から考えれば、復職以前に離職率を下げる必要があり、保育施策の充実により解決できる問題でもある。ニーズ調査を超える認可保育所の設置を強く要望する。	子ども・子育て支援新制度上のニーズ調査に基づきつつ、実際の待機児童の状況を踏まえ、待機児童対策に取り組んでいきます。
63	(事業 No.12)「育児休業を取得し子育てに専念した後、安心して復職できるように、保育の必要度の高い人が、より入所しやすくなるような制度を検討します。」とあるが、この記述だと「育児休業制度がある職場で働いている人が『保育の必要性の高い人』だと受け止められかねない。育児休業がとれずに産休後すぐに働かなければならぬ人への配慮が必要だと思う。保護者同士が優先を争うような状況を改善し、認可保育所を増設してほしい。	
64	(事業 No.12) 0歳・1歳両方の受入れ枠を確保すると明記してほしい。年度途中でも入所できるような、余裕をもった受入れ枠の設定をお願いしたい。	
65	(事業 No.12)「保育の必要度の高い人が、より入所しやすくなるような制度」ではなく、「保育を必要とする人すべてが入所できるよう保育所を設置する」とすべき。(他3件)	
66	(事業 No.12)「全ての保護者が育児休業を取得できない社会状況を踏まえ、1歳児だけでなく、0歳児の受入れ枠も早急に確保します」として追記ほしい。育休を取りたくても取れない保護者と子どもが結果的に後回しである。	
67	保育環境や保育料の差が大きく、父母が主体的に選べない状況では、「安心して復職できるように」という方針に合わない。受入れ枠の拡大をお願いしたい。また、国への財源確保のための働きかけを市としても積極的にやってほしい。	
68	安心して働き続けながら子供を育てられること、第二子・第三子を産み育てたい希望を支援する施策は同時に検討すべき。働きながら第二子・第三子を産み育て、武蔵野市で暮らす家庭を支援する施策を強く要求する。	第2子、第3子等多子世帯への配慮も含めて認可外保育施設入所児童保育助成金の見直しを進めます。
69	認可保育園の選考について、通勤時間も考慮してほしい。勤務先の距離で労働時間に差が生じ、選考にも影響することを考慮してほしい。	利用調整については、保育を必要とする事由として就労であれば就労時間に基づき指数を決定しています。保育所の入所が決まりましたら、通勤時間を考慮して保育時間を決定しています。
70	認可外保育所へ預けていることより、復職し就労している場合はポイント加算してほしい。	利用調整基準は待機児童の状況等を勘案し、毎年見直しを行っています。
71	年収や市民税額による選考については、20代の年収500万と40代の500万は意味合いが違うので、年齢や勤続年数も考慮してほしい。	年収や市民税の額は、年齢だけではなく、様々な状況により異なるため、客観的に判断するには、直近の実績である前年の年収になると考えています。
72	居住年数によるポイント加算がなく、引っ越してきたばかりの人と同じ扱いなのは納得がいかない。携帯電話会社のように利用年数に応じたサービスを検討してほしい。	居住年数によりポイントを変えることは難しいため、申込み時に本市に住民登録がある方に対して、今年度優先項目ポイントを設けました。
73	認可外保育施設も十分ではない状況で、認可外のみ補助金が出るのはおかしい。保育の必要性が認められても認可保育園に入れなかったすべての人に補助してほしい。	子ども・子育て支援新制度上のニーズ調査に基づきつつ、実際の待機児童の状況を踏まえ、待機児童対策に取り組んでいきます。
74	(事業 No.12) 認可保育園と認可外保育施設との保育料格差を埋める保護者への補助金の取組みは良いと思うが、それぞれの施設の保育料の格差や認可外保育施設への補助金に対する市の考えを伺いたい。	保育料の差は平成25年度から改訂を進めていますが、まだ差が埋まっていないとご指摘いただいています。保育料審議会でも議題として挙がっており、格差是正のための補助金制度の拡大を検討しています。
75	認証保育所利用者への補助を再考してほしい。認証保育所へのフォローが不足している。認可と認証を親が選べる環境があって良いのではないかと。	認可外保育施設の保育助成金の拡充について、早期に施策に結び付けられるよう現在検討しています。
76	認可保育園と認証保育所の間で情報が統一されていない。就学支援シートは認証には届かないなど、疎外感、差別感がある。	就学支援シートについては、市報やホームページ等で広報しています。ご意見を受けて、認証保育所にも送付するよう改善しました。
77	新武蔵野方式の評価・検証は移管方法について行うのが筋で、その評価・検証によって残る公立4園の委託を行うかのような表現は削除すべき。移管方法の評価は10年かけて行う必要があり、毎年の検証が必要。	新武蔵野方式による保育園の民営化は、概ね大きな問題なく移管が実現しています。5園移管後の効果を検証しつつ、残る4園の公立保育園の役割・あり方も検討していきます。
78	(事業 No.13)「新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体変更に関する基本方針」の4点の意義の実現が早急に求められている。「新武蔵野方式による移管方法の評価・検証を実施するとともに、公立保育園の意義を実現するPTを継続し、新武蔵野方式による公立保育園の意義4点を実践するための検討を行い、検討結果は随時公開する」ことを記載してほしい。	新武蔵野方式の評価・検証を行うとともに公立保育園の役割・あり方を検討していきます。
79	(事業 No.14) 経済状況や税負担の実施状況を踏まえ、値下げも選択肢とする見直しを検討する旨記載してほしい。保育料審議会でも、待機児童の解消を強く求める意見が挙がり、利用者負担のあり方を検討する際には、待機児童ゼロとなっていることを前提とした記載とすることを併せて求める。	保育料の見直しについては、今後も定期的に保育料審議会を開催し、利用者の費用負担のあり方を確認していく必要がある旨、保育料審議会の答申、付帯事項に記述されています。今後の制度改正、経済状況の変化等の状況を鑑みながら、定期的な保育料の見直しについて検討していきます。
80	認可保育園とそれ以外の保育施設の保育料格差の是正もぜひ実現してほしい。保育の質の確保、市財政負担軽減を考えると、格差是正のために、収入によっては保護者負担が増えなくても致し方ないのではないかとと思う。	格差を埋めるため助成金の拡充を検討しているところです。

81	認可は安いから値上げというが、認証より無料の方や低所得の方が多く、平均すると安くても当たり前。高所得者の認可の保育料値上げの前に、片親家庭の保育料の見直しや、払ってない方々に幼稚園に移動してもらう、支払い能力のある方に認可に入園してもらう、兄弟の二番目以降、育児休暇1年以上取得時の上の子の保育園退園義務化、退職時の保育園報告義務化など、やるべき事が沢山ある。その上で、認可と認証の保育料比較が必要だ。	認可保育所等の保育料は、国が定める徴収基準額（0円～104,000円、年齢や所得に応じて金額は変動）の範囲内で、各自自治体が決定することになっており、利用世帯の所得状況に応じた応能負担で設定します。 市では、国の基準に比べて所得の階層区分を増やすなど、きめ細かい徴収基準として利用者へ配慮しています。
82	他の保育施設を紹介する際に、定員の空き状況やどの程度使えるか把握できていないため、うまく紹介ができない。	今年度、保育園のしよりの施設一覧を充実させましたが、利用者にとってどのような情報が必要か把握するためにも、施設側と連携して、情報発信の仕組みを考えていきます。
83	保育等で有償ボランティアを活用してほしい。	乳幼児の事故の発生の考え方を踏まえ、国の子育て支援員制度の研究を行います。
84	病後児保育の数を増やしてほしい。	量の見込みに沿って対応していきます。
85	他市の保育園へ通う市民への取組みを充実してほしい。	認可外保育施設保護者助成金の充実を検討します。
86	二重保育への金銭的支援をしてほしい。	
87	老人ホームへ転用可能な保育施設を増やしてほしい。	今後の量の見込みの中で状況を見ながら検討を行います。
③ 幼児期の教育の振興		
No.	意見の要旨	取扱方針
88	幼児教育振興プログラムを策定した2年前は、保育と幼児教育の概念整理が今とは異なっていた。保育・幼児教育・幼児期の教育の概念整理が揺らいて使われているため、改めて協議してほしい。	幼児教育振興プログラムは幼児期の子どもの望ましい発達を支える取組みとしてまとめたもので、基本的な考え方は新制度になっても大きく変わるものではありませんが、新制度における具体的なプログラムについて、今後協議していきます。
89	幼児期の教育の振興に関し、国は5歳児の幼児教育の無償化を検討しているようですが、市ではどのように動いていくのか。	5歳児の幼児教育無償化は国の制度のため、現時点では動いていません。平成25年に幼児教育振興プログラムがまとめられ、幼稚園だけでなく、保育園、こども園も含めた3～5歳の子どもの発達に応じた取組みを進めています。
90	幼稚園・保育園と小学校の連携を強化してほしい。	引き続き幼保小の連携を研究します。
91	幼稚園の保護者補助金を拡充してほしい。	既に他市水準以上を実施しています。
92	幼稚園の早朝・延長預かりの時間拡充や、費用補助をしてほしい。	市内には私立幼稚園しかなく、実施者と検討しています。
93	防犯メールを幼稚園でも実施してほしい。	各事業所で利用を判断するため、引き続き市としても周知していきます。
④ 障害のある子どもへの支援の充実		
No.	意見の要旨	取扱方針
94	障害児への支援について、障害者福祉課・子ども政策課等の連携を取っていただきたい。どちらでも親切に対応してもらえる窓口を親は望んでいる。	障害者福祉課、子ども政策課だけでなく、相談支援機関のネットワークや各課の窓口で、横断的な連携の強化を図ります。
95	「障害のある子どもへの支援の充実」の対象年齢が0歳から始まっているが、乳幼児期の支援の体制をより充実させていただきたい。	母子保健事業と療育事業が連携し、早期発見・早期からの支援に努めています。
96	最近では、障害児に対する見方が変わってきており、障害を持つ可能性のある場合にグレーゾーンとして広く捉えられるようになってきた。より早い段階で発達障害を発見できるよう啓発に取り組んでほしい。	母子保健事業と療育事業の連携を図り、早期発見に努めています。さらに体制強化を図っていきます。
97	障害があるとわかっている子への対応だけでなく、療育相談支援として幼稚園・保育園を巡回している先生がいることについて、すべての保護者にその情報が届いているかどうか気にかけてほしい。	地域療育相談室「ハピット」の事業について、さらに周知を図っていきます。
98	障害児とその家庭への経済的支援について、アレルギー食材は高価なので、障害に食物アレルギーも加えて欲しい。	現在のところアレルギーについては「障害」の定義には入っておりません。
99	（事業No.28）障害児保育の充実について、「検討を進めるとともに、早期に実現します」と追記し、各園2名まで、重度しょうがい児は1名までという規制を撤廃してほしい。また、必要な職員の加配を行ってほしい。	市の障害児保育実施要綱では1園概ね2名としていますが、重症障害児の場合は1名までという規制は設けておりません。
100	障害児保育の充実とは、どのように進めていくのか。今までも可能な限り受け入れてきたが、施設規模が小さく、専門職もないため限界があった。頻繁に施設見学を受けるが、断らざるを得ない場合が多く、他施設を紹介できる仕組みがあれば良いと思う。	幼稚園も含め、要支援児が増えている現状があります。専門スタッフがない中、保育相談員の巡回訪問を、年5回を目標として進めています。地域療育相談室ハピットの専門家による訪問事業をどう推進していくか、今後、検討します。また、他施設の紹介にあたっては、定員枠が不足しているため、どのように紹介の仕組みづくりを構築するか検討します。
101	新たに認可事業となる小規模保育事業について、障害児の受け入れについて加算が無いが、認可保育園の質の向上と同様に考えてほしい。	新制度における質改善前の小規模保育の障害児加算がないことは認識しています。質改善が図られた後には加算が有り、全ての認可事業について行う利用調整の中で検討していきます。
102	（事業No.29）「障害児の「放課後等デイサービス」事業者等への支援を行い、市内におけるサービスを充実させます。」とあるが、具体的にどのような支援を行うのが記載してほしい。	『障害のある子どもの「放課後等デイサービス」事業者等へ「家賃助成」等を引き続き行い、市内におけるサービスを充実させます。また、事業者の連絡会を立ち上げ、質の向上を図ります。』と記載します。
103	障がい児の「放課後等デイサービス」について、事業者等への支援だけでなく、利用者の経済負担の緩和策の構築を求める。また、学童クラブ、あそべえ等の関連施設との連携強化を求める。	「放課後等デイサービス」については児童福祉法で利用者負担への軽減策が設けられています。学童クラブ、あそべえ等の施設への支援は、地域療育相談室ハピットを中心に、今後も障害のある子どもの受け入れのための支援を継続し、サービス向上を目指します。

104	学童クラブの障害児の受け入れ人数制限を撤廃してほしい。障害の有無に関わらず、共に生活できるよう条件整備を進めるのが市民と行政の責務で、努力するべき。	子供たちが安全安心に過ごせる環境づくりが最優先であると考えています。現在も、障害のある子どもの増加に対応して補助職員を加配していますが、定員を超えた場合の対応は、安全な環境を確保・維持し、進めていきます。
105	学童クラブの障害児への加配は正規職員とし、必要に応じ1対1としてほしい。学童クラブ育成指針では「障害児2人に対し臨時職員1人を配置」とあるが、臨時職員の雇用期間は最大6カ月で、信頼関係を必要とする障害児には正規職員で対応するべき。(他1件)	現在でも、必要に応じて1対1の配置を行っています。障害のある子どもが年々増加しているため、正規職員で加配するのは困難です。障害のある子どもへの対応については、臨時職員の配置の固定化を図るとともに、研修の実施により必要な知識の習得を図ります。
⑤ひとり親家庭自立支援施策の充実		
No.	意見の要旨	取扱方針
106	ひとり親家庭について、「母子」と同じくらい「父子」の表記もあるが、現状としては、少数ながらも父子家庭が存在する中、母子家庭と比べて待遇に違いがあるとの報道を目にした。父子家庭の支援施策の利用率が向上するようなプログラム設定や周知活動の拡充を求める。	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(平成26年10月1日施行)への改正により、「父子福祉資金」制度の創設等がされ、母子家庭・父子家庭の支援施策が概ね同一のものとなりました。今改正については、市報、市ホームページ等で広報を行いました。引き続き周知に努めます。
⑥子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実		
No.	意見の要旨	取扱方針
107	「子どもの貧困問題」や「虐待家庭」について、本格的に調査研究し、対策に取り組むべき時期に来ている。プレーパークには様々な家庭環境の子どもたちが来園するが、対策が難しい。学習支援だけでなく、他の自治体で実施している生活支援(風呂、宿題、夕飯)等の取組みも必要ではないか。	子どもの貧困については深刻な問題として受け止めています。できる限り早期に関係各課による庁内検討委員会を立ち上げ、生活困窮家庭の子どもへの支援のあり方や方策について検討を進めていきます。
108	子ども家庭支援センターが休みの時の対応機関や、市役所以外の子どもの緊急避難的な場所の確保等が課題。子ども家庭支援センターや児童青少年課、生活福祉課等が行っている施策を総合的に捉え直し、抜本的な対策を考えていく時期に来ており、検討が始まることを切に願う。	子ども家庭支援センターの電話相談は、平日及び土曜日の8時30分から22時まで実施していますが、それ以外の緊急対応については、児童相談センターや警察署へのご相談をお願いしています。事業No.37「子ども家庭支援センター事業の推進」との取り組みます。
109	産前・産後支援ヘルパー制度の期間延長、また、いつでも利用できるように充実させてほしい。	平成25年4月に利用しやすいよう制度改正を行いました(①産前と産後での時間制限をなくし全体で80時間(多胎120時間)へ変更、②産後の利用可能期間を出産翌日または退院後60日以内から、出産翌日から90日以内へ延長。)。今後も利用者アンケートを通じ意見・要望を把握しながら事業を行っています。
基本目標2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実		
①共助の仕組みづくり		
No.	意見の要旨	取扱方針
110	子育てひろばネットワーク、共助の関係、子育て世代と地域の交流が少ないので、ぜひ地域で広げてほしい。地域としても子育てに関わりたいし、保護者が働きに出ている間、地域に残っている子どもを守りたいと思う。	NPOや地域団体等の様々な主体が参加し、子育て家庭とつながりをつくるイベントである「子育てフェスティバル」や、子育て中の親を当事者ボランティアとして養成する講座、支援者対象の交流会・研修会などを開催し、地域全体で子育てに取り組む環境をつくります。
111	若年層や男性は、雇用が安定しないので担い手として関わるのができない。嘱託等賃金の低さや雇用期間など、生活が安定しないのに高い専門性が求められる。予算配分や人員配置等を考慮し、施設の数だけで充足とするのではなく、人材育成や雇用環境等も考えてほしい。	(事業No.42)「多様な主体による子育て支援の推進」との取り組み、地域の様々な子育て支援活動をしている方々と一緒に実施していきます。また、ボランティア養成講座や、支援者向けの研修会等も引き続き実施します
112	現場の声をよく聞いて進めてほしい。子育て支援活動全体をコーディネートするスタッフは、新たに配置するのか、既存の団体から募集するのか。既存の団体で活躍している方がたくさんいるので、有効に活用してほしい。	共助の仕組みづくりについては、現場の皆様と相談させていただき、それぞれの場所にあった形で仕組みを考えていきます。スタッフは市の職員の配置を考えています。
113	大人の子どもに対する意識に大きな開きがある。子どもを守る家の推進が思うように進んでいない。地域の大人に情報を発信し、子どもに対する理解を得られれば、地域全体の安全が底上げできる。	子どもを守る家についての理解と普及を推進するための取り組みを、関係機関とも連携し、今後も継続して行っています。
114	手の空いた大人、元気な高齢者等の得意分野を生かした活用(市職員化する等)。	地域子ども館あそべや0123施設等には、昔遊びの継承や子どもの見守りなど、子ども・子育て支援に携わっていただいている高齢者の方がいます。今後もこうした取り組みを拡充していきます。
115	子どもの見守りや一緒に遊ぶなど、子育てに協力し・交流するサポーター制度を構築してほしい。	市では、子育てひろばにおける支援者を養成する講座等を実施しています。受講者の活躍の場を拡充するとともに、こうした制度の構築についても検討していきます。
116	保育園のお迎え等に、地域住民による支援がほしい。	お子さんをお預かりする事業には、質の担保が求められます。ファミリー・サポート・センター事業など、地域共助の取り組みを進める中で検討していきます。
117	コミセンを利用した地域住民による子どもの見守りをしてはどうか。	現在も、コミセンは子どもたちの居場所となり、施設管理の側面を越えて、褒めたり叱ったりと緩やかに関わり見守っています。今後は地域や民間の活力を生かした親子ひろばの実施など、地域共助の取り組みを進める中で検討していきます。
118	地域住民による一時預かりを市で仲介する仕組みづくりを検討してほしい。	地域の力を活用した一時預かり事業については、すすく泉等で実施しています。市にお問い合わせいただいた際には、こうした事業をご案内しています。
119	0123施設等でのシルバー世代を活用してはどうか。	0123施設には、現在も高齢者の方のご協力による事業があります。今後もこうした地域のシルバー世代の方の力を生かした取り組みを進めます。
120	青少協や地域福祉の会等のボランティアによるコミセンを利用した一時預かりを実施してほしい。	お子さんをお預かりする一時預かり事業については、質の担保が求められます。地域共助の取り組みを進める中で検討していきます。

121	母同士、親同士をつなぐ機会を提供してほしい。	現在も0123施設やコメン等での子育てひろば事業で、子ども同士・母親同士・親同士をつなぐ、様々な「つながる場」を提供しています。これらをさらに発展させるために、今後はNPOや地域団体等多様な主体によるひろば事業・子育て支援事業など、共助による子育て支援の充実を図ります。
122	同じ学区内で幼稚園・保育園の親同士の交流の機会がほしい。	同じ地域にお住まいの親御さん同士が交流し、つながりを持てるような仕組みづくりについて、今後検討していきます。
123	学童クラブからの帰宅時間に地域住民が見守る制度を構築してほしい。	子どもの安全、安心の確保のために、子どもたちが身の危険を感じた時に一時的に緊急避難できる場所である「子どもを守る家」、自転車防犯帯等の取組みを行っています。引き続き児童の安全確保に努めていきます。
124	防災無線を活用した登下校時間帯の地域の見守りをしてほしい。	ご意見として承り、今後検討します。

②共助を主体とした子育て支援事業の推進と情報発信の充実

No.	意見の要旨	取扱方針
125	市の各部門が重層的に子育て支援にかかわるというのは良い反面、市民からみるとわかりにくい面もある。市民が子育て支援事業を利用しやすいように、窓口の一本化、コンシェルジュ的存在の確保、ウェブサイト上の検索機能の充実をお願いしたい。	平成27年4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」では、多様な子育て支援事業・サービス等を利用しやすくするために、「利用者支援事業」を実施します。本市においても、コンシェルジュの取組みや0123施設等における利用者支援を充実していく予定です。また（事業No.45）「地域の力を生かした情報発信の充実」とおり、ウェブサイト上の検索機能については引き続き充実を図っていきます。
126	保育施設、子育て支援施設等をわかりやすい簡単な地図で一覧できると便利だと思う。	子育て支援情報誌「すくすく」でも、利用者がより使いやすい地図や一覧表を作成したいと考えています。
127	他市ではファミリー・サポート・センターの施設があり、そこにコーディネートする職員もいて、地域でボランティア的に気軽に預かり合いができている。事業者だけでなく、市民の力を利用し、近所の方同士で預け合える仕組みがこれからは大事になるので、力を入れて取り組んでほしい。	本市では、民間事業者が既に類似事業を行っていることから、国の枠組みによるファミリー・サポート・センター事業は行っていません。現在は事業者による会員を対象とした事業ですが、今後は全市的な武蔵野市らしいファミリー・サポート・センター事業をどうするか、第四次子どもプランの中で検討します。
128	一時預かりとファミリー・サポート・センターの充実について、何かの時に安心して預けられる場所が充実していくことは大切。親子ひろばが苦手な方の相談や、子ども同士の関わり合いの場など、重要な役割を担っている。市内の一時預かり施設は補助金が出ている施設と出していない施設があるが、安心して預けられる施設が増えるといい。	一時預かりやファミリー・サポート・センターについては、武蔵野市に合った形での事業を検討し、実施へと進めていきたいと考えています。また、ホームスタート等訪問支援事業の導入についても検討していきます。
129	ホームスタート事業の導入は早急に進めてほしいが、この地域でボランティアが集まるか気になる。	（事業No.47）「訪問支援事業の充実の検討」とおり、導入について検討します。課題についても、地域の実情を踏まえ総合的に検討します。
130	市からの情報提供が少なく、どんな施策があるのかわかりにくいので、子育て版市報があると良い。	市報のカテゴリーに「子育て・教育」や「子ども」といった見出しを設けて子育てに関する情報を集約しています。また、ホームページ上にも「子育て支援」として各施策のページへのポータル的なページを用意しています。
131	子育てにまつわる市の現状を説明してほしい。	第2章「武蔵野市の子ども・子育て家庭の現状と第三次子どもプランの実績」のほか、第4章の重点的取組みの現状と課題、第5章の施策・事業の基本目標ごとの現状と課題に記載しています。
132	ホームページの情報がPDFしかないなど、検索しにくい。	トップページに「子育て支援」サイトを設けて見やすくしていますが、やむをえずPDF化せざるを得ない情報についても、できる限り検索性を考慮して発信していきます。
133	商店街を活用した子育て支援を検討してほしい。	平成25年度より、地域の企業や店舗、団体、施設、行政等の協働により、まちぐるみで子育て家庭を応援する事業の実施団体に補助金を交付する「武蔵野市まちぐるみ子育て応援事業」を行っており、地域や商店街とのコラボレーションも進んでいるところです。

基本目標3 青少年の成長・自立への支援

①小学生の放課後施策の充実

No.	意見の要旨	取扱方針
134	小学生の放課後施策推進協議会が終了したが、報告書は、「継続して検討」が多い記述に収まりそうな終わり方だった。今後は、この協議をより積極的・具体的に引き継ぐ機関が必要ではないか。	小学生の放課後施策について、ご意見や評価をいただけるような場を設定していきたいと考えています。
135	すべての子どもに共通の放課後教育プログラムを充実してほしい。教育ノウハウ・コンテンツを持つ方と共同でプログラムを作成するなど、様々な経験をすることができるような環境づくりをしてほしい。	あそべえで地域住民のノウハウや知識を活用した様々なジャンルのプログラムを開発し、実施していきます。
136	学童クラブに行くようになったら、子どもの生活がどうなるのかイメージが掴めない。学童クラブ・地域子ども館あそべえの説明会を保育園利用家庭に向けて行ってほしい。	あそべえについては、学校の新入生説明会で事業説明をしていますが、認知度アップのため、広報物の配布等工夫していきます。学童クラブでは、入学前に新入会説明会を行うとともに定期的に保護者会を開催し、保護者との情報共有に努めています。
137	学童クラブの説明会を開き、学童クラブでの様子を保護者に報告してほしい。	ご指摘のとおり、あそべえでの高学年向けのプログラムや異学年と一緒に楽しめるプログラムづくりは今後の課題と考えています。利用者の声を踏まえながら、高学年児童でも満足いただけるプログラムづくりを目指します。
138	「あそべえのプログラムは低学年向き」という意見がある。すべての児童を対象とするなら、各学年が楽しめる、全学年と一緒に楽しめるプログラムの設定や、環境整備について検討してほしい。（他1件）	あそべえ利用児童の増加の状況を踏まえ、学校の協力を得ながら、施設の整備を進めていきます。
139	あそべえの利用者増加が見込まれるので、施設の分散化を検討してはどうか。内容・性質からして学童クラブとは違い、コメンや体育館など、公共施設の空きスペースがあれば、小規模でも「分室」のようなものができるのではないかと。	

140	高学年の学童の代わりにあそべえで実施し、学童の代わりと位置付けるなら、来所・降所の確認や体調不良時や災害時の対応など、保護者に代わる安全管理機能を持つ必要がある。(他1件)	あそべえでは、学童クラブ並みのサービスは提供していませんが、来所・降所の確認及び体調不良・怪我の対応、災害時の対応など、利用児童の安全管理は行っています。高学年児童の利用増加に伴うあそべえの開所時間及び降所条件の見直しについては検討していきます。
141	学童は18時まででお迎えは必須でないが、あそべえは17時までで、18時まで延長するとお迎えが必須になる。あそべえを学童の代わりに利用するなら、学童の開所時間までは同じ条件で降所できるようにするべき。	
142	あそべえに最小限の機能(来所・降所の確認、体調不良時や災害時の対応等の安全管理機能及び子供だけの降所を18時でも可能にする)を持たせ、高学年向けの内容や環境をある程度整えることができれば、4～6年生の学童が正式に始まるまでの間は大変有用である。	
143	大野田あそべえは障害児対応のスタッフとボランティアにより、多くの障害児を受け入れて活動している。全あそべえで障害児の受け入れ体制を整えてほしい。	利用者の希望に応えられるように、市内の全あそべえで障害のある子どもを受入れる体制の整備を進めます。
144	児童数の急増には、職員体制の強化だけでは対応できない。学校施設の一部を使用する等の問題もある。「検討します。」「実施します。」「設備が整った施設から順次実施します。」等に記載を変更してほしい。	ご意見を踏まえて、暫定的に旧桜堤小学校を活用した第2学童クラブ、あそべえを検討していることを追記しました。
145	桜野こどもクラブの人数は今後も増加が予想されるため、第1クラブを残し、新校舎の施設を第3クラブとしてほしい。現在の学童に高学年児童の受け入れスペースがない実態は理解できるが、小学校の教室の利用はできないか。	
146	(事業No.49)「学童クラブ事業では、入会希望者数の増加に対応できるように、育成スペースの確保等育成環境の充実を行います。また保護者会からの要望の高い開所時間の早期化、閉所時間の延長、長期休業期間の一時育成事業の実施を行います。」と記載すべき。保護者の要望も明記してほしい。	ご意見として承ります。
147	(事業No.49)「◎早期開所、閉所時間の延長や長期休業期間中の一時育成事業の実施等についての条件整備を早急に行い、保護者・学童クラブ指導員・学校教員が連携し、財団法人子ども協会に事業委託される平成28年度を待たず条件整備が整い次第、順次実施する。」と記載すべき。子どもが望むべき条件でないことは理解しているが、保護者を取り巻く環境には様々な事情があり、受入れ時間の延長を強く望む。	ご意見を踏まえ、記載を修正します。
148	「大規模マンション開発の影響等もあり、乳幼児人口は増加傾向にあります。」と計画策定の背景に記載があるが、マンション開発の裏で保育所待機児童が増加した二の舞にならぬよう、学童クラブ事業は早急な対策を求めらる。	長期的な小学生児童数の推移を踏まえながら、待機児童が出ないように学校とも連携して整備を進めます。
149	(事業No.49)「学童クラブ職員の適正配置の前提として、正規職員を充てるための諸条件を検討し、財団法人子ども協会に事業委託を行う平成28年度から正規職員を充てる」と追記することを強く望む。(他6件)	子ども協会への委託の際に、学童クラブ指導員の正規職員化等については検討していきます。
150	学童指導員に対して、アナフィラキシー対応への教育とアナフィラキシー時の対応方法を身に付けることを要求する。	全ての学童クラブ指導員がアナフィラキシー対応の研修を受けています。
151	学童クラブの利用者だけでなく、現場の職員の要望が考慮される運営を望む。プレーパーク的に自己責任で自由に遊べるシステムを取り入れてみてはどうか。	指導員会議等を通じて学童クラブの指導員の要望も運営に反映しています。プレーパークのノウハウをあそべえや学童で取り入れることも考えています。
152	幼児と児童の狭間にいる年齢の子供を、放課後、長時間預けることに不安が多く、新一年生への配慮をもっと組み入れて検討してほしい。学童クラブ指導員は、短期の嘱託職員ではなく、実績のある方を長く配置してほしい。	利用者のサービスの質の向上の要望に応えることができるように、指導員の質の向上につながる待遇の改善に努めています。
153	子ども一人の時間が増えるほど、連れ去りや痴漢など、朝・夕方時間の安全対策が不可欠になる。子どもの居場所の確保だけでなく、学童からの帰宅時の集団下校を1～6年生まで行うことで安全確保を実現してほしい。	下校時の安全確保のために、午後5時以降の学童からの帰宅時の集団下校を徹底していきます。
154	保育所から小学校へスムーズに移行できるように、開所・閉所時間を延長してほしい。長期的には、社会全体で長時間労働問題が解決されることを望む。	開所時間の延長の要望に対しては、子どもの生活リズム、安全性、気持ちも含めた総合的な観点を踏まえ、各学校の置かれた施設環境や人的な措置について最優先で整備を進めます。また、長期休業期間中の一時育成事業についても実現に向けて検討を進めます。
155	利用料がかかっても良いので、開所時間を延長してほしい。	
156	利用時間を現在の保育園と同様にいただかないと、安心して仕事を続けることができない。	
157	開所時間を早めてほしい。人通りがある間に学童に登校させたい。	
158	子どもの健全育成と安全確保の観点より、(事業No.49)「学童クラブの閉所時間延長については、保護者と学童クラブ指導員・学校教員が連携し児童の生活の様子を共有しつつ、19時まで延長する際に必要な条件整備を検討し、子ども協会に事業委託する平成28年度からの実施を行う」と記載していただくことを切に要望する。	開所時間の延長の要望に対しては、子どもの生活リズム、安全性、気持ちも含めた総合的な観点を踏まえ、各学校の置かれた施設環境や人的な措置について最優先で整備を進めます。また、長期休業期間中の一時育成事業についても実現に向けて検討を進めます。

159	法制化された学童クラブの対象学年の拡大を希望する。	ご要望に応えられるように学童クラブ施設の拡充に努めていきますが、現時点では困難な状況です。
160	4年生から放課後及び長期休暇中の行き先が無い。特に、桜堤は民間学童がないため行くところが無い。病気の時も困る。	
161	桜野こどもクラブの保護者アンケートでは、約3割が6年生までの学童を希望し、約4割が長期休暇中は6年生まで学童が必要と回答している。今後、1,000人まで児童数が増えると予想され、学童もあそべも物理的なスペースが無い。コミセン等の利用が考えられる。	
162	高学年児童については、「在籍児童の状況を踏まえて、あそべと学童の連携など、受け入れるための環境の整備を図ります。」と記載があるが、具体的な内容が示されていない。(事業 No.49)	
163	学童が定員に満たない地域もあるそうだが、その地区の事情を踏まえた対応を希望する。	ご意見として承ります。
164	東日本大震災のような非常時は、東京都の帰宅困難者対策条例により、自宅に帰宅できなくなる。子どもに学童クラブへの所属意識があれば、同じような仲間もいるので、親がいなくても数日間、耐えて待つことができると思うが、高学年になって、学童の所属がなくなると、自宅等で一人きりになる。都の条例の下で親を帰宅させないなら、帰宅できない親を待つ子どもの対策は、子どもの住む自治体ですべき。早急な対応をお願いしたい。	
165	障害を持つ児童の6年生までの対象拡充を早期に実現してほしい。障害児だけの放課後事業より、同じ環境で育つことが本人にも家族にとっても安心できる。周りの子どもも「配慮してあげることが必要」ということを学べる。	障害のある子どもの受入れについては、諸条件の整備を進めて、全市的に受入対象学年の拡大を段階的に行います。
166	「障害児の受け入れを6年生まで拡大することを検討」とあり、小学生の放課後施策推進協議会でも目指していくべき方向性は触れられていたが、協議会が終わる中で具体的にどのように議論し、進めていくのか。	障害のある子どもの入会申し込みが増加し、多くの要望があることは認識しています。今後、4、5年生の受け入れを段階的に行うなど、取組みを進めていきたいと考えています。小学生の放課後施策推進協議会は、平成26年10月までが任期で、一区切りとなりました。小学生の放課後施策については、ご意見や評価をいただけるような場を設定していきたいと考えています。
167	配慮の必要な児童への対応は障害児同様、特に信頼関係が必要で、学校教員との連携や情報共有が欠かせない。「配慮の必要な児童の受け入れについて、必要に応じ正規職員を配置する等職員体制の充実と研修による職員のスキルアップを図るとともに、学校教員との連携・情報共有を図ります。」と記載してほしい。(事業 No.49)	記載を一部修正します。
168	体が不自由な児童、知的障害がある児童、障害を持つ可能性がありグレーゾーンと言われる児童、それぞれで配慮が全く異なる。(事業 No.49)「配慮の必要な児童」の言葉の定義がはっきりしないので、何に対しての配慮が具現化できていない。言葉を整理して欲しい。	実際にそれぞれの児童へ必要な配慮を行っていきます。
169	学童事業の対象が6年生までと明記されたことは保護者としてありがたく思うが、実現の時期が明記されず、先延ばしになるのではという不安がある。	学童クラブ利用児童数が激増している現時点では、6年生まで対象を拡大する時期を明記できません。
170	高学年の学童実施にあたっては、低学年の学童とは内容も変える必要がある。学習時間を多くするとか、塾等に通う児童に配慮して出入りを自由にする等検討すべき。高学年学童を希望する父母等のアンケートを実施してほしい。	学童クラブの高学年利用の実施にあたっては、育成方法や育成内容のあり方を検討します。保護者や利用者の意見も参考にさせていただきます。
171	現在の学童は、習い事等がで退出すると、戻ってはいけぬルールになっている。非常時や困ったときには、学童に戻ってよい、何かあったら駆け込んでよいという運営にできないか。	非常時に学童クラブや学校を頼りにしていただくのは問題ありません。ただし、習い事や一時帰宅をした児童を受入れるのは、学童クラブを離れている間の安全管理ができないため困難です。
172	高学年はあそべで受け入れとの記載があるが、民間学童クラブの開設促進をお願いしたい。高架下に保育所ができたが、学童も誘致してほしい。	ご意見として承り、今後検討していきます。
173	学童クラブで夏休み等の長期休業期間中は高学年も受け入れて欲しい。(他2件)	子どもの生活リズム、安全性、気持ちも含めた総合的な観点を踏まえ、各学校の置かれた施設環境や人的な措置について最優先で整備を進めます。長期休業期間中の一時育成事業についても実現に向けて検討を進めます。
174	長期休業中の学童クラブの開所時間を延長してほしい。	開所時間の延長の要望に対しては、子どもの生活リズム、安全性、気持ちも含めた総合的な観点を踏まえ、各学校の置かれた施設環境や人的な措置について最優先で整備を進めます。長期休業期間中の一時育成事業についても実現に向けて検討を進めます。
175	「長期休業中の開所時間前倒しについては各校校庭開放にあわせ実施するために必要な条件整備を検討し、子ども協会に事業委託する平成28年度からの実施を行う」と記載してほしい。(事業 No.49)	
176	学童クラブで長期休暇時の給食等の検討は可能か。	栄養士、調理師を配置していないため、給食の提供は困難です。
177	学童の児童数も増え、おやつ費用を父母会で管理するのは、とても労力がかかるので、市で管理してほしい。(他2件)	おやつを市の事業とすることについて検討中です。
178	学童の環境として、適正な広さやスタッフの充実をお願いしたい。受け入れ人数を増やしても、子どもにとって育成環境が良くなければ、スタッフに負担がかかり意味がない。(他2件)	学童クラブの広さやスタッフの充実など、より快適な環境でご利用いただけるように施設の整備を進めていきます。
179	学童クラブの面積について、一人当たり1.65㎡という数値は、根拠がしっかりあって決まったというより、畳一枚は必要と過去の経緯で決まった気がする。一人当たり何㎡以上確保しようとは無く、学校という親しみやすい施設の共用部分を、安全に有効に使ってはどうか。	より多くのスペースで学童・あそべの事業を実施できるように学校と協議していきます。
180	民間学童クラブへの支援について、積極的な支援は良いと思うが、学童という名前を付けた学習塾やスポーツクラブが増えているという不安感がある。慎重に進めても良いと思う。	補助を希望する民間学童クラブには、第2種社会福祉事業開始届を義務付け、運営内容を審査し、「武蔵野市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める基準を満たすか精査します。

181	学童クラブは学校敷地内または学校近隣にあることが望ましい。民間学童ではバス送迎もあるが、学校の終業時刻が普段と異なると学童側と学校側での連絡調整の負担があり、別の車に乗ってしまう危険もある。学校内なら学校の校庭開放で体を動かして遊ぶ、小学生が放課後を過ごす場としてふさわしい。	現在の学校内または学校隣接地での事業を継続できるように、学校とも協議して施設の整備を進めています。
182	「学童クラブ」の名称を使って営業する塾的施設ができていますので、そうした施設との区分けを明確にし、利用者が混乱しないようにしてほしい。	学童クラブを実施する事業者には、「武蔵野市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を順守するよう指導していきます。
183	「民間学童クラブを利用する武蔵野市民に対し、補助を実施する」ことを追加してほしい（事業 No.50）。事業者への補助だけでなく、民間学童利用する市民に対し補助してほしい。	ご意見として承ります。
184	「民間学童クラブを利用することもについて、学校から民間学童クラブの職員へ確実に子どもを引き渡す環境を平成 27 年度より整備する」と追加してほしい。	ご意見として承ります。
185	あそべえにおける小 1 の見守りを強化してほしい。	入学時については、重点的に見守りを行います。
186	あそべえや学童クラブにシルバー世代を呼び、昔遊びや囲碁等を教えてほしい。	シルバー世代に限らず、地域住民の知識や経験を生かしたプログラムを推進します。
187	保育園から学童クラブに移行する際、「慣らし」の仕組みをつくってほしい。	新入生の学童クラブ入所時には、学童での生活に徐々に慣れていただけるように十分に配慮して育成を行っています。
188	災害時に親が帰宅困難者となった際に、子どもが守られる環境をつくってほしい。	災害時には、保護者に引き渡すまで学童クラブ及びあそべえで児童の安全管理を行います。
189	小学生の放課後施設には学童、あそべえだけでなく、公園は入らないのか。昔のように外遊びをする子どもが減ってきているので、外で遊べるようになった方が良い。昔のようにボール遊びや木登りができる公園が少なくなっている。	西部地域にはプレーパークという外遊びができる施設があります。今後、プレーパークでの活動をあそべえで展開するなど、あそべえで外遊びの充実も進めています。昔と比べ、公園の機能が分化されています。同様にスポーツ施設を求める声もいただいているので、今後の検討課題といたします。
②豊かな人間性と社会に踏み出す意欲の育成		
No.	意見の要旨	取扱方針
190	若者サポート事業など、義務教育終了後の世代への施策が少ないように感じる。相談支援活動を行う NPO はあるのか。細やかな対策を行ってほしい。	ご指摘のとおり、高校生世代向けの事業は少ない状況です。若者サポート事業やひきこもりサポート事業等に関係機関と連携し、さらに進めています。若者世代を支援する専門性のある NPO 法人・団体と協同して取り組んでいます。
191	54 番「子どもの読書活動推進事業の充実」について、最近では子どもの読書離れが進んでいるので、強かに推進してほしい。	むさしのブックスタートや読書指導など、今後も子どもの読書活動推進のための事業等を継続して実施していきます。今年度より学校と連携して、小学校 1 年生を対象におすすの本を紹介する事業を試行するなど、新しい試みも行っていきます。また、配慮を必要とする子どもたちへの出張おはなし会も実施しています。
192	消費生活センターによる実験講座（食品添加物の実験）等を小学校に出前で行っていた時期があったが予算縮小のためか、消滅している。家庭科が縮小され、総合学習でも限界がある中で、大切なことなので見直してほしい。	以前は技術担当の専門相談員を消費生活センターで任用しており、学校からの要請に応じ実験講座を開催していました。学校からの要請が少なくなり、技術担当専門相談員を廃止した経緯があり、現在のところ、同相談員を再度任用し、出前の実験講座を開催する予定はありません。
③自然体験事業の拡充		
No.	意見の要旨	取扱方針
193	プレーパーク事業はより拡大すべし。出張プレーパークと言わず、各地域に 1 施設を常設するよう検討を求めます。	新たなプレーパークの増設は、場所、運営体制の確保等難しいと考えています。出張プレーパークの回数の増加や、プレーパーク事業のノウハウを各子ども施設に提供することで、拡充を図っていきます。
194	プレーパークの手作りの遊具から多数釘が出ており、遊具のロープや滑り台も非常に危険と感じた。市で安全性の監督確認をしてほしい。	施設内の遊具等は、スタッフが常時点検を行っておりますが、さらに細心の注意を払い点検します。
195	プレーパークの対象年齢は、3 歳～小学生程度と思われるが、0～2 歳、中・高校生については、どのように考えているのか分からない。	基本的には他の公園と同様に対象年齢に定めはありませんが、イベント開催時のプログラムによっては対象年齢を定めています。
④スポーツ・文化・学習機会の拡充		
No.	意見の要旨	取扱方針
196	スポーツ・文化・学習機会の項目はあるが、文化についてはあまり触れられていない。様々な活動ができる環境を提供してほしい。市内には様々な文化団体があり、地域の繋がりが、活性化にもなるので、ぜひ活用していただきたい。	様々な文化活動を通し、感性を育てる教育を充実していきます。また、知・徳・体をはぐくむ事業を行っています。市内の小中学校では、地域の方に吹奏楽を指導していただいている実績もあり、地域の教育力を生かした取組みを進めています。
197	サイエンスフェスタは来場者が多すぎて、かえって楽しめないケースがあり、開催方法の改善を求める。兄弟での来場者も多いので、未就学児も楽しめる内容を検討してほしい。	平成 26 年度は、会場をこれまでの大野田小学校から蔵野総合体育館に変更して実施しました。小中学生を対象とした科学体験の場を提供する事業は、保護者同伴によるサポートがあれば、未就学児も幅広く楽しめる内容となっています。
198	土曜学校等について、障害児の参加に受け入れ可能なテーマとするなど、積極的に配慮してほしい。	今後も受け入れ可能な範囲で実施します。
199	保護者や地域ボランティアが主体となっているスポーツクラブの活動場所が限られている。小中学校は、結局、誰も使わないことが多いので改善してほしい。小中学校改修時には、ナイター設備を付けるなど、大人や中学生以上のクラブチームに夜間に利用してもらう等の発想も必要だと思う。	学校施設の活用に関し、市がどうコーディネートしていくかは今後の課題であり、ご意見として承り検討します。
200	地域のスポーツクラブでの応援は非常に盛り上がり、コミュニティの活性化につながっている。既存の地域の自主的な活動をしているスポーツクラブへの援助も検討してほしい。	地域のスポーツ活動を支援する取組みとして、平成 26 年度から試行している子ども・文化・スポーツ・体験活動基金を原資とした「子どもスポーツ団体支援事業費補助金」があります。平成 27 年度は拡充し、「子ども・文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助金」として、地域の団体等から事業の企画を募集し、地域団体の体験活動の機会を支援していきます。

201	学習機会の拡充として、子どもの夏休みの自由研究でめったに使うことない顕微鏡や工作器具等を学校で貸出しはできないか。	学校備品は安全性の観点から貸出ししていません。サイエンスクラブ等体験活動の事業を実施していますので、子どもの学習機会としてご参加ください。
⑤地域活動への積極的な参画支援		
No.	意見の要旨	取扱方針
202	ジャンボリーの中高生ボランティアがジャンボリーだけで終わらないような、子どもたちで何かを作り出せるような仕組みを用意してほしい。子どもの提案に乗っていきけるような人材・仕組みを用意してほしい。	中高生リーダーには、むさしのジャンボリーだけに限らず、市や地域で開催するイベント等に積極的に参加するよう働きかけています。また、中高生リーダー自身が企画、実施するような仕組みを検討していきます。
203	「中高生リーダー制度の整備・運営と地域活動への参加促進」では、大学生との協力等も考えてみたらどうか。	中高生リーダーの登録者には、大学生になっても継続して登録している方もいます。また、亜細亜大学・成蹊大学と事業協力の協定を結び、大学生の力を活用することを進めています。
204	課題や悩みを抱え、希望を持てなくなった青少年の居場所の提供については、コミセンに依頼する前に、青少協でもっと話し合いをすることを考えても良い。	若者サポート事業を推進するため、青少年問題協議会若者サポート専門部会を適宜開催し、そこの議論、意見等を反映し、取り組んでいきます。
205	(事業 No.69) 30代、40代のPTAの参加が少ないと記載されているが、青少協の活動には校外委員がいて、協力している。問題は、子どもの卒業とともに、PTAもいなくなってしまうことで、仕事や別の活動を始める方が多い。子どもが減る中、PTAに求められる役割が多いことが問題で、多くの方が参加しやすいような配慮を学校側とも考えてほしい。	PTAも青少協も一部のみに役割が重なり、負担が大きい現実があり、次の担い手が見つからない状態が続いていることから、参加方法等について引き続き検討します。また、記載についても修正します。
206	(事業 No.69) 核家族化が進む昨今、地域活動への参加は、ある程度拘束力を持たせるため、学校活動を通すべきである。	地域活動への参加は、本来、任意であり、拘束性を持たせるのは難しいところです。教育委員会と連携を図りながら取り組みを進めていきます。
207	(事業 No.69) 地域の人不足、PTAの参加者が少ないのは、火曜日の昼間に会議をするなど、仕事をしながら参加するのが難しいからだと思う。ワーク・ライフ・バランスを考慮した活動の検討をお願いしたい。	小中学生の保護者は、働き盛りの年代のため、こうした方にも参加いただけるような日程、仕組み等について検討していきます。青少協地区委員会の活動のあり方等については、市との役割分担の見直しや、参加しやすい手法を今後検討していきます。
208	(事業 No.69) 担い手不足とあるが、就労している保護者には参加しにくい時間設定で、負担が大きすぎる。運営の抜本的な見直しを求める。	
209	ボランティアセンターの「夏体験ボランティア」はさらに活発になることを期待している。	平成26年度は中学生向けの出張説明会や参加費の引き下げを行い、より多くの方に参加いただけるようにしました。内容についても、ボランティア体験後に振り返りの時間を設けるなど、体験を中心とした一体的なカリキュラムとしました。今後も、より多くの方に体験していただけるよう検討していきます。
基本目標4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備		
①子育て支援体制の整備		
No.	意見の要旨	取扱方針
210	「子ども協議会（仮称）」が突然出てきたが、いつ設置し、どのような協議会となるのかわからない。	「子ども協議会（仮称）」は、「中高生世代会議（仮称）」と名称を変更し、子どもプランの点検、評価、次期プランの策定等に、子どもの意見を反映する場にしたと考えています。
211	0～2歳児への保育サービスが手厚すぎるのは、親のニーズには合うかもしれないが、子どもにとって最善かどうか再考してほしい。一時保育サービスも大切なのに、中間報告案にはあまり書かれていない。	ご意見を踏まえ、事業No.74「子育て支援施策の再編の検討」の中で考えていきます。一時保育については、「一時預かり」として、2か所追記しました。
212	学童クラブとあそべえの運営主体の一体化は難しいと感じる。学童は保護者の意見が強く、あそべえでは少ない。小学生の放課後施策推進協議会の報告書では、「新しい子ども施設」は簡単に見えるが、実際の中身は複雑である。	学童クラブとあそべえの運営主体の一体化の取り組みは、これまで培ってきたものを踏まえ、慎重に進めます。地域との関わり方に関しては、協議会でも様々な意見をいただけており、しっかり受け止めて取り組んでいきます。
213	(事業 No.75) あそべえと学童の運営主体を一体化し、平成28年4月から委託化することを明記してほしい。	時期については、事業年度欄のとおり、平成28年度を予定しています。
214	学童とあそべえを子ども協会に委託するにあたっては、「障害児に対応できる体制があること」を条件にしてください。また、あそべえのスタッフには研修で障害児への対応を身につけてもらうべき。	子ども協会への移管後も障害のある子どもへの対応の充実を目指します。また、あそべえのスタッフに障害のある子どもへの対応に関する研修を強化します。
②子育て支援施設の整備		
No.	意見の要旨	取扱方針
215	「こどもテマリオンハウスあおば」が閉館するので、代替施設が近くにできないか。自宅で小さな子どもと2人で過ごすことが苦手の保護者が増えているので、心の拠り所は親にも子どもにも大変重要だと実感している。	少し離れた場所になりますが、平成26年7月に「すくすく泉」を開設しました。また、保育園やコミセン等を活用した親子ひろばも展開しています。今後も、既存の施設を有効活用しながら、地域の力を生かした子育て支援事業を展開していきます。
216	子どもの社会性を養う場所として、保育園に入れなかった子どもがせめて土日に親が休みの時に、同世代の子どもと交流できる施設を作ってほしい。担任の先生を設け、一つの作業をみんなでやり、子どものコミュニケーション力や協調性など、集団生活に必要なスキルが補える代替の場所を与えてほしい。	ご意見として承ります。
217	第二次子どもプラン武蔵野（少なくとも10年前）には西部への0123施設新設の計画があったが10年経って未だに施設が完成していないのは問題ではないか。その時々々の意見を盛り込んでいると思うが、ぶれるのは良くない。やりたいことを明確にして施設の性格を決め、サービス提供側、利用者、各関係者が必要なデータや意見を共有するべき。	西部地域の子育て支援施設は、これまでの長期計画や子どもプランに基づき、児童館を転用して設置する方向で検討を進めてきました。現在、市が抱える喫緊の課題である認可保育園待機児童の解消や、子育て支援ニーズの多様化にも対応できる施設とし、地域住民や利用者を対象としたワークショップ・意見交換会等での意見も取り込み、方向性を決めていきます。

218	転用・流用等で手を抜こうとせず、0123 施設は児童館とは分けて考えて早急に作ったほうがいい。児童館に足を引っ張られて、いつまでも作れないのはニーズがあるとすれば問題である。もし、0123 施設へのニーズが施設を新設するほど多くないようであれば、0123 世代はもともと児童館の利用対象者なので、児童館で 0123 のサービスを受けるのが妥当ではないか。	桜堤児童館は、他区市の児童館と比較し、子育て中の母親を対象とした子育て支援に力を入れてきた施設です。その結果、平成 25 年度実績を見ると、児童館利用者の 75%が未就学児親子となっています。ご指摘いただいたとおり、0 1 2 3 世代がもともと児童館の利用対象者であることから、現在の利用実態に見合った子育て支援施設への転用を検討していきます。
219	児童館の転用方法については、この後も二転三転しそうですが、これだけの機能を狭い一箇所で提供するには園庭まで無くなってしまわないか心配である。特に幼児には砂場が大事。	平成 26 年 7 月に開設した「すくすく泉」は、延床面積 159.40 m ² 、桜堤児童館の 4 分の 1 程度の小さな施設ですが、小学生の居場所機能を除いた「子育てひろば」、「一時預かり」、「グループ保育」の 3 つのサービスを提供しています。今後、イベントやボランティア等による異世代交流を実施していく予定もあり、こうした例を参考に、複数のサービスを提供していくことを検討します。
220	児童館を残して欲しいという地域住民、利用者の生の声に耳を傾けて頂きたい。今、長期計画の見直しの期間であり、武蔵野市の市民、地域住民が何を求めているのか、10 年前の計画を続行して良いのか、しっかり見直して頂きたい。児童館が西部にしかなく、偏っている（不公平である）為、児童館の役割を全市に整備し廃止というもとの考えを見直し、児童館が求められているのであれば、他にそのような役割を求めずに、素直に児童館を作るべきなのではないだろうか。西部地域の 0 1 2 3 施設的な役割はいくつかが果たしてくれている。多学年（0 歳から 18 歳まで）の子どもの遊び場であり、保護者の交流の場を奪わないで欲しい。いつの間にか民営化する話になっているが、児童館は専門職員を配置し公的な場であるべきだ。	ワークショップや意見交換会等での地域住民や利用者の方からの意見を踏まえ、「0 1 2 3 施設」とはしない方向です。0 1 2 3 施設で行われている「子育てひろば」の機能だけでなく、「一時預かり」、「グループ保育」、「小学生の居場所・遊び場」の機能も追加し、イベントやボランティア等による異世代交流や、2 歳児クラス「プレビッコロ」等についても実施していくことを検討していきます。運営団体については、第四期基本構想・長期計画の考え方に基いた「市民による」運営を考えています。昨年 7 月に開設した「すくすく泉」や「こどもテンミリオンハウスあおば」同様、子どもと家族、家族と地域が繋がっていくように、N P O や市民活動団体の運営による地域参加型の子育て支援施設としていくことを検討していきます。
221	桜堤児童館がなくなってしまうのが残念。学童を卒所したら、遊びに行く場所の一つにならなくていい。転用後の施設は内容を盛り込みすぎで、1 つの建物であれどもこれも無理だと思う。元西部図書館をなげ子どもの居場所の施設にしてくれなかったかと思う。	児童館を転用した施設では、これまでどおり小学生の居場所・遊び場の機能も確保したいと考えています。建物の使い方については、プロポーザルで選定される運営団体、地域住民や利用者の方々と一緒に、相談しながら決めていきます。桜堤地区の小学生の増加への対応については、暫定的に旧桜堤小学校を活用した第 2 学童クラブ、あそべえを検討しています。
222	児童館の必要性を今一度確認し、廃止ありきの議論ではなく、乳幼児～青少年の育成のあり方を検討するところから始めていただきたい。	児童館については、これまでどおり子育て支援をはじめ、小学生の居場所・遊び場としての機能・役割についても継承した施設への転用を検討していきます。
223	児童館の転用について、決定事項については、「検討しています」という書き方は修正してほしい。「当面の間」が、児童数が落ち着くまでと考えているなら、その様に記載してほしい。	第五期長期計画調整計画での議論を踏まえながら、検討を進めていきます。「当面の間」は、児童数が落ち着くまでの間という意味ですが、削除しました。
224	児童館の転用では急増する桜堤地区の児童人口への対応にはならないと考える。即ち、児童館機能を維持または強化したうえで、さらに他の子育て支援施設が必要なのではないか。	転用後の施設においても、「小学生の居場所・遊び場」は確保したいと考えています。桜堤地区の児童人口の増加への対応については、暫定的に旧桜堤小学校を活用した第 2 学童クラブ、あそべえを検討しています。
225	桜堤児童館の役割の全体的展開に関しては、地域子ども館あそべえをつくったことで完了したと考えているのか。また、地域クラブの存続は可能なのか。これまでワークショップや意見交換会で多くの意見があった他学年の交流は今まで通ることができるのか。	小学生の放課後の居場所は学区区単位で行うという方針のもと、地域子ども館を全校に作ったことが武蔵野市の特徴です。現在、児童館職員が各学校で遊びを広める活動を通して、あそべえをより充実させるよう取り組んでおり、今後もこの取組みは継続していきます。また、地域クラブのようなサークル活動は児童館だけでなく、多くの場所で様々な団体が活動しています。運営事業者の事業提案を基に、地域のサークルや住民がどのように関わられるかを一緒に考えていきます。小学生も対象とした施設のため、今まで通り他学年の交流は可能です。日常の部屋の使い方や仕掛け、イベントで交流できる機会は十分にあります。
226	桜野小こどもクラブは一杯だが、桜堤児童館を転用した施設とは、桜野小の第 3 の学童を想定しているのか、それともあそべえの延長で、学童が必要な子どももそこで受け入れを考えているということなのか。具体的な（記載の）検討をお願いする。	児童館は、未就学児親子を対象としたグループ保育や子育てひろば、一時預かり事業を中心に転用していきたいと考えています。小学生も増加しており、小学生の放課後の居場所の役割を持つ場として、整備することを検討していきます。また、暫定的に旧桜堤小学校を活用した第 2 学童クラブ、あそべえを検討していることを追記します。
227	テンミリオンハウスあおばの閉館に代わってすくすく泉ができたが、日曜日や夜・早朝の一時預かりを早急に実施してほしい。リフレッシュや兄弟の看護時に利用できる施設が無くなることで保護者が困ることが無いようにしてほしい。年会費や登録料は無くしてほしい。	開所日や預かり時間は、運営事業者の体制や考え方で決定しています。一時預かりの緊急時対応は、原則として事前の登録をお願いしていますが、利用者の状況を聞いたうえで対応しています。登録料等については、ビジター利用制度もあり、利用料は若干高くなりますが、利用者の選択で登録料等がかからない方法が選べます。ご要望は運営事業者にも伝えていきます。
228	すくすく泉は施設の規模から見て、小学生が利用できるのか疑問に感じる。今後、すくすく泉として小学生や地域の方が集える施設とするのであれば、それに見合った施設を整備していただきたい。	すくすく泉のひろばは、一時預かりは小学生まで対象としていますが、ひろばそのものは未就学児親子が対象です。小学生のきょうだいを連れて来ることはできますが、小学生が集える場とは考えていません。
229	吉祥寺の平井邸の活用はどうなるのか。テンミリオンハウスあおばが無くなって、一時預かりはすくすく泉で実施ということだが、東町でもぜひ行ってほしい。3 世代交流は非常に大切なので、花時計のような施設をいくつか作ってほしい。家庭で保育している方への支援機能を持った施設を作ってほしい。	平井邸は老朽化しているためそのままでは使用できない状況です。子ども関連施設にしたいという意見だけでなく、地元ではテンミリオンハウスへのご要望もあることを踏まえながら、寄附者の意思である福祉目的利用における活用を考えていきます。
230	（事業 No.78）「乳児園は乳幼児園に増築できる方策の実施を支援する」ことを記載してほしい。また、公立 4 園の改築・改修計画については、公立園の意義 4 点を実現するための施設とすることを記載してほしい。	公立・協会立保育園を中心に老朽化している施設が多くなっています。公立保育園については、あり方を検証しつつ、改築・改修計画の作成を検討していきます。民間保育園については、改築・改修計画が出された場合、適正な支援を行っていきます。
231	武蔵野プレイスのような中高生向けの施設をもっとつってほしい。	新規施設の増設は困難なため、既存施設（図書館、市民会館、コミセン等）の利活用を進めていければと考えています。

232	雨の日に子どもを遊ばせる場所が少ない。	お子さんの年齢が不明ですが、室内遊びのできる子育て支援施設としては、0 1 2 3 施設やおもちゃのぐりん等の子育てひろばがあります。また、体育館や市民会館等でも遊ばせることのできるスペースがあります。小学生には、各学校内に地域子ども館あそべえがあり、全学年の子どもが利用できます。
233	幼老一体型施設を設立してほしい。	ご意見として承り、今後検討していきます。
③子どもにやさしいまちづくりの推進		
No.	意見の要旨	取扱方針
234	17時～18時半の学童から帰宅する時間にもホワイトイーグルのパトロールを実施してほしい。	ホワイトイーグルは、月～土の7時～19時の時間帯でパトロールを実施しています。今後も効果的な巡回パトロールを実施していきます。
235	授乳施設が少ない。	授乳施設やおむつ替えのできる場所については、「子育て支援情報誌すくすく」に掲載しています。今後も増設を目指します。
236	子ども連れでも安全な歩道の整備を進めてほしい。	誰にでも優しいまちづくりを目指し、電線類の地中化や透水性舗装化等を進め、歩行環境の改善に努めています。
237	登下校時間帯の通学路を中心とした警察のパトロール強化。	市と警察が連携し、今後も登下校時における見守り活動を行っていきます。
238	通学路に防犯カメラを増設してほしい。（死角ができていく安全なまちづくり）、設置状況を情報提供してほしい。（どの道が充実しているか）	今年度から通学路防犯カメラ整備事業が開始され、学校説明会も実施しています。平成26年度に4校（一小・三小・五小・本宿小）、1校に付5台、合計20台のカメラを設置します。残りの8校については平成27年度に設置予定です。防犯上、詳細はお知らせできませんが、「防犯カメラ作動中」の注意喚起看板を設置します。
239	保育園の送迎にムーブスを使えるといい。（早朝、逆回り、バス停の追加、始業の時間の繰上げ等）	ムーブスは、高齢者や小さな子ども連れの方など、全ての方が気軽に安全にまちに出られるようにすることを目的に運行しています。路線バスの通らない住宅街等の狭い生活道路を運行することから、沿道の方々のご理解とご協力なくして実現できない事業です。地域の方々とのヒアリングやアンケート等による意識調査を十分踏まえ、運行時間帯や運行本数等を決めています。
240	具体例のある防犯パンフレットを配布し、家庭での防犯教育につなげる。	防犯チラシ等を学校へ配布することを検討します。
241	自転車講習会受講者への駐輪場料金割引制度の実施。	自転車をよく利用されている定期契約の駐輪場利用者を対象に、安全利用講習会の特典として、駐輪場の優先利用を実施しています。また、駐輪場の割引制度については引き続き検討をしていきます。
242	プレーボードができる広場をつくってほしい。	現在、市の施設でプレーボードを使用できる場所は残念ながらありません。新たな施設の設置についても、市の方針として困難な状況です。
243	パトロールの効果が実感できない。防犯体制を強化してほしい。	平成25年4月より、ミッドナイトパトロール隊による深夜帯のパトロールを行い、吉祥寺地域の24時間のパトロールを実施しています。また、26年度より吉祥寺商店会や学生など、地域の方々によるパトロールも開始しています。
244	散歩の際、お年寄りにパトロールの腕章をつけてもらってはどうか。	既に市民安全パトロール隊で実施しています。
245	保育園でも交通安全指導をしてほしい。	保育園からの要望に対しては、警察や交通安全協会等と協力し、対応していきます。保護者の方向けの交通安全指導を行い、その実践によって、お子さんの交通安全ルールの理解を深めていただけたらと考えています。
246	ワーキングスペースもあるシェアハウスの提供。	市では、住宅困窮者に対し市営住宅等の提供を行っています。今後、新たな住まいの形態やその必要性について検討していきます。
247	市民活動を支援する拠点となる場所、保護者が集える場所があると良いと思う。コミセンは子どもが行くと嫌がられることが多いし、おむつ替えシートが無い場所もある。子連れに優しいコミセンを拡充して、最低限の施設を備えるガイドラインを定め、市民に全て任せるのではなく、市でもう少し整備できないか。	市民活動を支える場所としては武蔵野プレイスの市民活動フロア等があります。コミセンに関しては、市民が主体となって使い方を考えていく場所として、八幡町コミセンの例のように、地域の方々でどんなコミセンを作りたいか考えていただければと思います。行政がすべきこと、できることも市民の皆さんと一緒に検討していきます。また、市のバリアフリー基本構想に基づき、順次、おむつ替えシートやベビーキープ等の設置を進めるとともに、コミュニティ協議会と連携し、さらに気軽に利用しやすいコミセンを目指していきます。なお、おむつ替えシートや授乳室を整備している施設については「赤ちゃんふらっと」として登録し、子育て支援情報誌「すくすく」で一覧表に掲載しています。
基本目標 5 次代を担う力をはぐむ学校教育		
①知性を磨き、個性を伸ばす教育の推進		
No.	意見の要旨	取扱方針
248	学校教育にも踏み込んだプランになっているのは素晴らしい。高学年で文章が書けないということが無いように、小学校低学年に日本語教育をしっかり行ってほしい。	国語科の学習はもちろん、その他の教科等でも低学年のうちから言語活動を充実させ、子どもたちの言語能力を高める指導を充実していきます。また、校内の言語環境を整備し、豊かな言語感覚の育成も図ります。
249	指導要綱に沿った授業を進めてほしい。	各学校では、教育基本法をはじめとする法令や学習指導要領、武蔵野市教育委員会の教育目標、基本方針等の趣旨を踏まえて、教育課程を編成しています。今後とも、適切な学校教育が行われるよう、教育課程について指導・助言していきます。
250	宿題を少なくしてほしい。	宿題に関しては、家庭学習の定着等を目的に、各学校が子どもたちの状況を見ながら工夫して出しています。学校ごと、学級ごと、教科ごとに宿題の量は異なりますが、「宿題をもっと出してほしい」というご意見もあります。具体的な要望に関しては、直接、学校にご相談ください。

④子どもたち一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育の推進		
No.	意見の要旨	取扱方針
251	特別支援教育のさらなる充実を希望するが、専門家に任せる姿勢でなく、一般教員のレベルアップが大事である。そのための研修等に時間をとられ、子どもと触れ合う時間が無くならないようにしてほしい。	各校で配置している特別支援教育コーディネーターを中心に、外部支援人材・関係機関が緊密な連携を図り、全教職員のレベルアップに努めています。
252	教育委員会の障害児保護者に対する態度が温かみのあるものになってほしい。	教育委員会では、教育相談・就学相談に加えて、各校に相談員を派遣するなど、丁寧な相談対応に努めています。
253	国や都も進めているように、まずは配慮の必要な子どもも原則すべて地域の学校で受け入れることを目指し、これを明記して欲しい。健常児にとっても幼少期から障害児とともに過ごすことで、自然に分け隔てなく接することができるようになるはずである。	各校におけるこれまでの交流と共同学習を振り返り、その成果と課題を明らかにするとともに、児童・生徒の教育的ニーズを十分に把握し、校内の協力体制の構築や効果的な活動を進めています。また、副籍制度の実施を通じて、同じ社会に生きる人間として、お互い助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会をつくっていきます。
254	障害を持つ可能性のある場合にグレーゾーンとして広く捉えられるようになってきた。まずは地域の小学校に入りやすくして、小学校に入ってから、その段階に応じた支援をするべきである。	就学相談で児童の状況や成育歴、家庭環境等を伺い、保育園や幼稚園での行動観察や知能検査等を行ったうえで、教員や医師、臨床心理士等で構成する就学支援委員会で審議し、通常の学級、特別支援学級、都立特別支援学校等から最も適切な就学先を検討しています。小学校の通常学級ではサポートスタッフやティーチングアシスタントの配置、特別支援教室での指導等の支援を行っています。また、通常の学級に在籍しながら週1回程度通う情緒障害等通級指導学級を市内3校に設置しています。
255	10年前、小学校の普通教室と特別支援学校に通っている双子を同じ学校に通わせてほしいという陳情があった。計画は大事だが、初速をもっと早くして喫緊の課題に取り組んでほしい。特別支援学校を作れとは言わないが、特別支援学校並の機能を持たせれば、市内で生活できる子どもの数が増える。	都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住する地域の学校に副次的な籍を持ち、さまざまな交流を通じて地域とつながる「副籍制度」の充実が図られています。障害のある児童・生徒や保護者が居住する地域との連帯感を深めたり、地域の情報を得たりすることで、必要な支援を得る場や機会が広がることが期待できます。
256	昨今の研究や啓発で顕在化してきた障害児とは言えないが配慮は必要な子供たちの増加に配慮した支援を早期に充実させてほしい。	各校の校内委員会では、児童・生徒の実態を把握し、保護者や関係機関との連携のもと、個々のニーズに合わせた指導や支援の内容、方法等を検討し、学校全体より適切な指導・支援に取り組んでいます。また、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を行っていくために、専門家スタッフ、市派遣相談員、都派遣スクールカウンセラーに加えて、サポートスタッフやティーチングアシスタントの配置等の支援を行っています。
257	特別支援教室の施設整備が間に合わない場合は、まずは人的支援やカリキュラムの工夫といったソフト面での対応を優先して行ってほしい。	児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を行うために、専門家スタッフ、市派遣相談員、都派遣スクールカウンセラーに加え、サポートスタッフやティーチングアシスタントの配置等の支援を行っています。また、各校で配置している特別支援教育コーディネーターを中心に、教員・保護者・外部支援人材・関係機関が緊密な連携を図り、全教職員のレベルアップに努めています。
258	家庭の負担軽減のためにも、きょうだいに障害児がいる場合は、極力同じ学校で受け入れるべき。学校が違うと経済面だけでなく、学校行事や役員の仕事等も内容も異なっているため、家庭では非常に不効率な子育てを強いられる。	学校・家庭・地域が一体となって子ども達を見守り育てることが大切であるという観点から、居住地により入学する学校(指定校)を定めています。児童・生徒の兄弟が就学学校の指定の変更の承認を受けて通学している学校へ就学を希望する場合、または兄弟が卒業した学校に就学を希望する場合に就学指定学校の変更を承認する基準として定めており、通学に支障がないと認められる場合は承認しています。
259	配慮の必要な子どもの受け入れ態勢強化の一環として、「特別支援教室」の市内全校設置と、その支援内容のさらなる充実を至急実施してほしい。	本市独自の特別支援教室は、平成26年度現在、小学校8校に設置されています。情緒障害等通級指導学級又は特別支援教室が設置されていない小学校2校(三小、本宿小)に今後、早期に設置します。都立特別支援学校と連携し、指導員の専門性の向上を図ります。
260	武蔵野市独自の「特別支援教室」の新たな教室設置についても年度ごとに検討・設置とあるが、検討ではなく至急行ってほしい。また特別支援教室が設置できないならば、柔軟に対応して欲しい。	平成26年度は、一小、五小、関前南小に特別支援教室を新設し、現在計8校に設置しています。情緒障害等通級指導学級または特別支援教室が設置されていない小学校2校(三小、本宿小)に、今後早い時期に設置します。
261	昨年、かわせみ学級を開設したとあるが、知的障害についてはむらさき学級とけやき学級の2か所、市域を東西に割る形である。各学校への設置が難しいとしても、せめてもう1学級増やせたら良いと思う。	将来的に特定地域での児童・生徒数の増加が顕著となる、またはスクールバスの運行が困難になるおそれがある場合には、新たに知的障害学級の設置について検討していきます。
262	子供の発達に応じて、教育の支援内容をフレキシブルに変更できるようにしてほしい。通常級、特別支援教室、通級、特別支援学級の間を年度、場合によっては年度途中であっても、発達の状況により変更することを可能としてほしい。今は一旦支援学級に入ると、事実上二度と変更できない。親も非常に思い悩んでいる。	平成25年度から試行している「就学後の相談」では、「就学前の相談」を受けた児童・生徒の学校生活の適応状況を就学相談員が中心となって把握し、保護者・学校が就学相談員に相談できる体制を構築しています。「児童・生徒の成長発達は固定的ではなく、日々成長発達するもの」という考えのもと、「就学後」の様子を細やかに見ていくものです。地域療育相談室「ハビット」等とも連携し、就学後の児童・生徒の適応状況等を把握しています。転学についても、子どもの発達に応じて転学相談を行っており、特別支援学級から通常の学級に転学したケースもあります。
263	特別な支援が必要な子どもについては、普通のお母さんたちと困感を共有できるようにしておく必要がある。特別支援教育があるということを前に出し、専門的な指導者の配置をお願いしたい。保護者が地域活動をする場合にも大切なことなので、特別支援教育についての理解をすすめる学習機会の提供を入れてほしい。特別支援教育は、お子さん一人ひとりのニーズにあった教育の指導と捉えるのか、障害がある方にとつての特別支援教育なのかわかりにくい。	特別支援教育については、イメージしづらい面があるので、より積極的な情報提供について検討していきます。昨年は、市報11月15日号で特集記事を掲載するとともに、ケーブルテレビの「むさしのシティニュース」でも特別支援教育を紹介しました。今後も積極的な広報を通じて、特別支援教育への理解を深め、共に生き、共に育ち、支え合う共生社会の実現を目指します。

264	就学相談については、悩みを相談するかのよう誤解を招く名称なので、呼び方を変更すると良い。	都内で統一的に「就学相談」という名称が使用されています。就学前の相談では、就学にあたって、心身に障害があると思われる児童、気になる様子や行動が見られる等心配ごとのある児童がその可能性を十分に発揮し、充実した学校生活を送るために、どのような教育環境が望ましいのか、専門の相談員が保護者に必要な情報を提供し、丁寧に相談に応じています。必要に応じ、学校生活の適応状況についての就学後の相談も行っています。このようなことから、相談という名称が適切であると考えています。
265	スクールカウンセラーの力にばらつきがあるので、質を担保してほしい。	各学校には都のスクールカウンセラー及び市教育支援センターの派遣相談員が配置されており、いずれも臨床心理士など、専門知識を有する人材です。個々のカウンセラーが連携を図りながらより専門性を高めていけるよう努めていきます。
266	小学校の教員に特別支援教育の研修をしてほしい。	各校に配置されている特別支援教育コーディネーターを対象とした研修や、若手教員や中堅教員を対象とした夏季集中研修を実施しています。また、各校では、専門家スタッフや派遣相談員を講師として、適宜、校内研修を実施しています。
267	小1の全クラスに支援員を入れてほしい。	現在、大学生ボランティアの協力を得て、各校にサポートスタッフやティーチングアシスタントを配置しています。今後は、子育て経験のある地域の人材や専門性のある NPO の協力を得るなど、支援体制のさらなる充実を検討していきます。
⑤社会の変化に対応し、教育課題の解決に向けた取り組みの充実		
No.	意見の要旨	取扱方針
268	ICT 機器の活用については、大失敗している自治体も多いと思うので、モデル学校を作って、慎重な導入をお願いしたい。	すでに、平成 25、26 年度に ICT 機器や無線 LAN の活用に関するモデル校を指定し、その効果検証も実施しました。それらの結果や他市区の導入等をもとに、教育効果のある ICT 機器等の導入を検討していきます。
269	教員一人にパソコン1台（私物以外）は実現しているのか。	平成 22 年度より、学校教育システムネットワークを構築し、教員一人一台のパソコンを導入しています。
270	プログラミングや IT リテラシーに関するスタートが遅い。	ICT に関する教育は、リテラシーや情報モラルも含め、各学校で計画を立てて取り組んでいます。プログラミングに関しては、中学校の技術科で学習します。今後とも、子どもたちの発達段階に合わせた学習を工夫していきます。
271	中1ギャップ等に対応した小中一貫教育を進めてほしい。	現在も、中学校ブロックごとの小中合同研修会など、9 年間を見通した小中連携を推進しています。今後、小中一貫教育についても検討していきます。
272	（事業 No.109）「今日的な教育課題への対応」の「小中一貫校についても検討」とあるが、「検討」ということは実施を前提としているように読めるが、「検討」が「研究」なのか、文言を再度検討してほしい。	小中一貫校については、中央教育審議会の答申により、今後、制度化されることが予想されます。実施を前提とするわけではありませんが、このような状況を踏まえ、具体的に検討を進める必要があると考えています。
273	子どもたちの登下校時の安全確保を行っていただいているボランティアの方々に頼らず、安全を担保できる仕組みを構築してほしい。特に子どもが分かれて帰宅する下校時の安全について再度検討してほしい。	通学路における児童の安全確保を強化し、学校と地域等が連携して行う登下校時の見守り活動を補完するため、東京都の補助金を活用して、一・三小・五小・小宿小の4校（1校5台を設置）に防犯カメラを設置します。残る小学校8校については、H27年度に設置を予定しています。
274	食物アレルギーへの対応を向上してほしい。	各学校で国のガイドラインに沿った適切な食物アレルギー対応が行えるよう、手続きの流れや様式類を整備しました。学校や調理施設とも連携し、食物アレルギー対応の一層の充実を検討していきます。
⑥学びの質を保证する学校体制の充実		
No.	意見の要旨	取扱方針
275	教育の質や特別支援教育にも力を入れるようだが、40 人学級では担任が疲弊して厳しい。30 人が理想だが、せめて 35 人学級なら一人ひとりに目が届く。武蔵野方式で 30 人や 35 人学級を実現できないか。	現在は国の仕組みで、小1、小2、中1は 35 人学級で行われています。本市では、東京都の少人数指導等のために加配された教員や市の学習指導員を活用し、いくつかの教科で少人数指導を行っています。その他、放課後や土曜日に学習支援教室を開く等の取り組みも行っています。教員の負担は確かに大きく、ICT 機器の活用に力を入れ、教員をバックアップする仕組みを作る等等を第 2 期学校教育計画に盛り込んで進めていきます。
276	小学校の教師は、指導力にばらつきが大きい。	現在も、教員の資質・能力の向上や新たな教育課題への対応力を高めるため、年次研修、職層研修、授業に関する研修等を実施しています。今後とも、研修内容の充実を図り、教員の指導力向上に努めます。
⑦学びの質を支える教育施設・設備・機能の充実		
No.	意見の要旨	取扱方針
277	「教育センター」の早期実現を求める。	平成 27 年度より、センター機能を持つ教育推進室を市役所本庁舎内に設置します。現在策定中の学校施設整備基本方針において、今後改築する学校に併せて早期に整備を行うことと位置付けられるよう検討中です。
278	旧桜堤小学校活用の早期対応と子どもプランへの明記をしてほしい。旧桜堤小は建物崩壊の危険や治安的観点からも早急に対応してほしい。桜野小の教室不足、桜野こどもクラブの定員超え、保育園待機児童問題など、子どもたちのために利用できる敷地であってほしい。検討するという旨だけでも、子どもプランに盛り込み、早急に建物を取り壊し、更地にしてほしい。	桜野小学校の児童数急増に対して平成 26 年度に校舎増築工事を実施しており、教室等については充足する見込みです。旧桜堤小学校については市の第五期長期計画において運動広場として整備する計画となっていますが、桜野小学校増築工事中に児童が校庭として利用しており、工事終了後も引き続き旧桜堤小学校庭を暫定利用する計画です。また、暫定的に旧桜堤小学校を活用した第 2 学童クラブ・あそびえを検討しています。

279	旧桜堤小学校は、既に運動公園にする事を検討しているようだが、子どもプランに記載がない。桜野小学校のグラウンドは狭すぎるので、土曜日のスポーツ教室より、日々体を動かすことのできるグラウンド早急に必要である。工事の際は、旧桜堤小のグラウンドをスムーズに進めてほしい。また、運動公園の更衣室に改築できるような設計で、学童施設やあそび施設を作ることができれば、児童急増にも対応できる。	旧桜堤小学校については市の第五期長期計画において運動広場として整備される計画となっておりますが、桜野小学校増築工事に児童が校庭として利用しており、工事終了後も引き続き旧桜堤小校庭を暫定利用する計画です。なお、既存建物の解体及び整備の時期等については検討中です。また、暫定的に旧桜堤小学校を活用した第2学童クラブ・あそび場を検討しています。
⑧学校と地域が一体となり取り組む教育の推進		
No.	意見の要旨	取扱方針
280	「開かれた学校づくり協議会」は長年携わっている方もいるが、地域では様々な見方をできる方がいるので、変化していける仕組みを作るべきだと思う。	年2回「開かれた学校づくり協議会代表者会」を開催し、協議会の今後のあり方について協議しています。今後とも、学校や社会の変化に対応した協議会にしていきます。
281	「開かれた学校づくり協議会」では、PTAとして参加すると自由に学校の中が見られるが、その他の委員は行事等の完成した部分しか見ていないので、それで学校を評価するのではなく、行事が出来るまでの風景や過程を見られるような時間を設けるべきである。	協議会の代表者会でも、委員がどのように学校参画していく仕組みを作るかの意見がありました。委員が事前に保護者のアンケートを見て、客観的に意見を述べられる機会の設定や自由に学校の授業を見ることができるようにする等の取組みを行っている学校もあります。限定された回数の中で評価を行うことは難しいので、体制づくりについては教育委員会でも課題として考えていきます。
282	学校の教材を誰でも見ることができるよう風通しよくしてほしい。	教科書や副読本、ドリルやワークシートなど、学校では多くの教材を使用しています。すべての教材を公開することは量的に難しいですが、特定の教材を見たい場合は、学校にご相談ください。
283	例えば部活動に対する支援として、外部コーチ等を取り入れる等の取組みを行ってほしい。	部活動については、すでに外部指導員という形で学校を支援していますが、今後、地域の人材をどのように生かし、コーディネートするか、学校に負荷をかけない形での仕組みづくりを検討しています。現在の学校ごとの外部指導員募集から、来年度以降は他の学校にも紹介できるシステムを考えています。来年度から始まる教育推進室の業務の一つとして取り組むことを検討していきます。
第6章 武蔵野市子ども・子育て支援事業計画		
No.	意見の要旨	取扱方針
284	子ども・子育て支援事業計画では、市域が狭いため市全体を1区域と設定し、確保不足数が充足となっているが、桜堤地区が急増しているように地域によっては不足が出てくる。	地方など、市域が広い市区町村では区域を分けて設定していますが、武蔵野市の計画では区域の一つとして策定しています。実際に事業を進めるにあたっては、地域性を考慮して取り組んでいきます。
285	人口の推移はどう算出されているのか。未就学児は31年度までにやや減とされているが、現状を基準にしたものなのか不明瞭。未就学児は増加傾向にあり、未就学児はさらに増加する可能性もある。国の人口は減少傾向をたどっているが、人口の都市部への集中化を鑑みると、上述前提で児童行政を進めることに対し疑問を感じる。	人口推計については、直近3か年の出生率の平均値を計画期間5年間の出生率と仮定して推計を行いました。マンションについては、10戸以上の開発を考慮しています。なお、子ども・子育て支援事業計画は平成29年度に見直しが見込まれており、平成28年度に、再度人口推計を行います。
286	大型マンションの事前の建設計画等を考慮しているのか。それらを考慮して計画を立てていることが見れば良いと思う。	人口推計では10戸以上の建設計画を網羅して、コーホート推計により数値を算出しています。人口推計の際には市が把握している大型マンションの開発計画等は反映していますが、価格設定により想定と異なるファミリー層の流入や突発的な開発等により実情とは乖離してしまうこともあります。
287	新制度では1、2、3号と区分されているが、その他に家庭で保育をしている0～2歳の層がある。それぞれの層に合った支援を提供するべきであるので、区分の整理をお願いしたい。	「幼児期の学校教育・保育」については、保育の必要性に応じて、1～3号の認定区分を設けた上で、教育・保育の利用希望を満たすための確保方策を進めます。その他、0～2歳児を家庭で保育している方を含め、さまざまな子育て家庭に向けたサービスとして、地域子ども・子育て支援事業（子育てひろば事業、一時預かり事業等）をニーズに応じて実施します。
288	幼稚園や幼児教育施設等を含めて、「確認を受けない幼稚園等」とまとめているが、「市の単独補助事業対象」を含めてもう少し正確に分けて記載してほしい。	本市では、①国・都・市で保護者補助を行っている幼稚園、②都・市で保護者補助を行っている幼稚園類似施設、③市が単独で保護者補助を行っている幼児教育施設、無認可幼児施設を、1号認定の確保方策に記載しています。これら施設の記載を分けると、細かすぎてわかりにくいものになると考え現在の記載としています。
289	提供体制の確保方策を見ると、今後も保育施設が増え、定員が急増していくが、預かりのない幼稚園の定員割れが出てこないのか、またこども園へ変えていく方向はないのか。そして、預けられる施設が増えることで、余計に預ける方が増えることへの影響もこの数字には含まれているのではないのか。	ニーズが急増している0～2歳児の保育枠を増やしてきましたが、今後は3歳児以降の幼稚園、こども園、保育園への接続が課題となっています。市内では幼稚園での教育を望むニーズが高く、今のところ定員割れになるという状況はありません。保育施設の供給率は他市に比べて低い状況でしたが、ここ数年の取組みにより、ようやく追いついてきた状況で、今後も適正で計画的な保育施設の供給を行います。
290	確保方策を見ると待機児童が出るような記載があるが、具体的に0歳児の待機児童についての対策の記載がない。通常の育児休暇復帰時期が0～1歳児であることを考えると復帰できないことになるがどう考えているのか。	確保の方策としては、現時点で明らかになっている確保数の記載であり、現在行っている来年度向け入所申し込み状況によっては、確保不足数がさらに増える可能性もありますが、待機児対策本部にて早急に取組みを進めていきます。具体的には特に不足しているのが0～1歳ということも踏まえて、小規模保育を中心に検討しています。認可保育所についても適した物件等あれば検討して実施に向けて進めていきます。
291	0歳児の待機児童が平成31年度においても解消されていないのは良しとされているのか？0歳児の保育はお金がかかるので出来るだけ家で見てほしい、1歳からは必ず入れるようにするという方針なのか？それであれば納得できるが、育休を長くとれない人もいるはずなので、その人たちは必ず入れるようにして頂きたい。	子ども・子育て支援新制度上のニーズ調査に基づきつつ、実際の待機児童の状況を踏まえ、待機児童対策に取り組んでいます。
292	1歳児以上は定員数が充足しているとの見解だが、今年度において、新定義による解釈で1歳児以上も待機児童がいたこと、市内の認可外保育施設のうち、認証保育所には市外の児童も在園していることから、認可外保育施設の定員数をそのまま、確保している定員数、としているのであれば、充足しているとは言えないと感じる。	

293	保育施設に預けたい子どもが、認可保育所、小規模保育施設、家庭福祉員、認証保育所のいずれかの施設に入れていけば「充足」としているようだが、「充足」の定義はこれで正しいのか。	国の示す手引きにのっとり量の見込み及び量の確保を行っています。
294	家の近くの保育施設に入れず、電車で送迎しなければならない。市外の認証保育所に通っている子どもや、認可保育園に入れず、3歳以上で1学年2,3人しかいない認証保育所に通っている子どもや、兄弟が別々の園に通っており、親が（遠く離れた）2箇所を送迎しなければならない子どもは、「充足」にカウントしてよいのか。	
295	高学年の充足については、どの様な考え方なのか分からない。年間合計使用児童数÷実施日数という意味なのか？高学年の学童需要についてもどの様に調査したかを明記していただきたい。また、市全域で1区域とはなっているが、充足していない地域があることを明記していただきたい。	高学年の量の見込みは、平成25年9月に実施した「武蔵野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を基に家族類型別児童数（人）×利用意向率で算出しています。確保方針については、1校当たり約40名があそべえを利用することを想定しています。各地域の充足状況については9ページに記載されているため、当該表外にその旨を追記します。
296	6章では「放課後児童クラブ」、「学童クラブ」、「放課後子供教室」など、表記が定まっていない部分があるので、表記を統一していただきたい。	放課後児童健全育成事業（学童保育事業）は、「放課後児童クラブ」、「学童クラブ」、「学童保育所」など、自治体ごとの名称で実施されています。本市では「学童クラブ」として実施しているため「学童クラブ」の表記に統一します。「放課後子ども教室」は武蔵野市においては「地域子ども館あそべえ」に当たります。
297	平成27年度以降「高学年」がすべて確保不足数「充足」となっているのは、何が根拠なのか。現在、高学年向けの学童クラブはなく、あそべえが根拠なら、あそべえを学童の代わりとして利用できるような条件を整えて初めて「充足」かどうかの判断ができる。現在のあそべえでは、制度・内容・人数、すべての面で、学童希望の高学年を受け入れられる状態ではない。	高学年の受入れは、市立の学童クラブでは実施していないため、あそべえをご利用いただくことを想定しています。あそべえでは学童のような育成事業は実施していませんが、児童が放課後の時間を自由に遊び、安全に過ごすことができる居場所としてご利用いただけます。なお、桜堤地区の児童人口の増加への対応については、暫定的に旧桜堤小学校を活用した第2学童クラブ、あそべえを検討しています。
298	新制度の部分は内容が難しいことは承知しているが、保護者の視点からすると、わかりづらい部分が多いと感じる。多くの保護者にとってはわかりやすさが大切だと思う。記載が丁寧な一方、すべての人にとって、理解しやすい記載にはなっていないと思う。	「教育・保育の量の見込み（ニーズ量）及び確保方針」の部分をはじめ、簡潔な記載が難しい箇所がありますが、できるだけわかりやすい記載を心がけています。
その他意見		
No.	意見の要旨	取扱方針
299	本報告書ではp16に「基本理念」があり、「基本的な考え方」がそれを数行（ふえん）している。大人の視点からの優れた内容ではあるが、子どもの視点からの、身近な言葉・分かりやすい言葉を募集してはどうか。	第四次子どもプランの計画期間内に、中高生世代会議（仮称）を設置する予定です。この中で検討していきたいと考えています。
300	本プランに、何かマスコットキャラクターがあると愛着が湧いていいと思う。	
301	子どもプランの理念と子育て支援の窓口を表記したカードを子育てに関わる全ての皆さんに配布してはどうか。No.41のウェブサイトのアクセス先、QRコード、緊急連絡先が表記してあってよい。そして、「地域社会全体で支え合う」べく、地域経済活性化対策と絡めてみてはどうか。例えば、事業No.45のウェブサイトに加加盟店を掲載し、カードの提示で優待を受けられるなど、お店の情報も発信できるなど、何らかの仕組みやメリットをきっかけにしてみようか。	子育て支援カードの発行については、ご意見として承り、今後の研究課題といたします。
302	中高生に関する重点を設けるよう検討してほしい。防災に関しても中学生の力が必要になるということは見えているので、抜き出してみようか。	「中高生世代会議（仮称）」は、子ども自身が提案・実現できる場にしたいと考えています。こうした中から、次期子どもプランの重点として掲げられる取組みにつなげていきます。
303	子育てで利用できる施設は、日曜日も開放してほしい。共働きたと、市で行われている子育てに関するイベント事に参加できず、児童館も閉まっているため利用したことがない。税金は払うが、市から提供されるものが利用できず、市から子育てを助けられている感覚が持てない。色々事業計画されているものが利用できるように毎週日曜日にサービスを提供してほしい。	子育て支援施設には、0123施設のように土日のどちらかを開館している施設もあります。利用者のニーズに応えられるよう、運営団体と協議していきます。また、子ども政策課では各種子育て支援に関する講演会や講習会等を行っています。平日や土曜日の開催が主となっています。日曜日の開催については、様々なニーズや状況を踏まえ、実施に向けて検討します。
304	障害のある子どもの利用できる一時預かり施設が増えることを望む。	障害のあるお子さんの一時預かりについては、市としても課題として受け止めています。今後も研究していきます。
305	障害を持つ方が肩身の狭い思いをしないように、「障害」の字について、差し障りのない字や名称への変更を検討していただきたい。	この計画をまとめる中でも議論がありましたが、同時期に策定している障害者計画に合わせ、「障害のある子ども」という記載で統一しました。別の場面では「害」をひらがなにすることもありますが、計画においては法律に基づき整理しました。
306	保育園・学童の父母会では、毎月の会議を子連れで参加せざるを得ない方も多いため、コミセンの和室等を利用したいが、予約が取れない。場所の確保に市に協力してほしい。学校・コミセン・体育館等の貸し出しをお願いしたい。	コミセンや体育館、市の公共施設には、様々な規模の会議室がありますので、参加人数等に応じた施設をご活用ください。
307	計画の作成は素晴らしいが、現場を見ていないと感じる。現場の様子をつかみ、声を吸い上げて計画作成してほしい。	各施設等で行う定例的な会議等を通じて、現場職員と情報・意識を共有しながら策定しています。
308	環境フェスタへの小学生の参加を継続してほしい。	むさしの環境フェスタでは、楽しみながら学べる参加型の企画を多数行っており、毎年多くの小学生が参加しています。今後も、環境学習の場を提供するため、小学生が参加できる企画の継続や、市内小学生の学校等における環境配慮行動の発表等について、学校側の要望を踏まえながら検討していきます。
309	サイエンスフェスタは予算が多くついているようだが、無理なく継続してほしい。	今後も引き続き実施していきます。

310	蚊をどうにかしてもらえないか。シーズンになると児童館の館庭や公園等で遊んでいる子供達はものすごく刺されている。子どもは長袖長ズボンを着ないし、着ても首を刺される。暑いので薄着になって当然で、それを見守る大人も大変なことになっている。中には刺されるのがいやな親が早く帰ろうと子どもを急かし、ろくに遊べない子もいる。子どもが外でおもつきり遊べるようにしてほしい。	蚊は、公有地、民有地、地域を問わず、市内全域で発生しているため、行政だけで市内全域での蚊の駆除等の対策は難しいと考えています。蚊に刺されないためには、自己防衛が最も有効な対策であり、それを市民にお願いしてきました。また、市民より相談があった際は、蚊の幼虫であるボウフラの成長抑制剤を試用で渡しています。なお、施設内のみで対策を行う場合については、施設主導で対応することになります。
311	厳しい意見も書いたので、認可保育園の選考の際、何らかのマイナスになってしまうのではと危惧している。この意見を出したことでマイナスポイントになることが決まってしまうのではないかとお願いしたい。パブリックコメントを募集する際にも、この旨明記するべきだと思う。	パブリックコメントは、広く市民の皆様から意見を募集するもので、特定の個人の意見を選考と結び付けるようなことは絶対にありません。募集の際に明記すると、かえって不信感を招くことになりかねないことから、記載しておりません。
312	日本語を母語としない子どもについて、市はどう考えているか。YWCA では、他区市や他の機関と連携して支援を行っているが、支援は考えていないか。このような子どもたちの把握が難しい現状に、問題意識を持っているか。	ご意見として承り、検討させていただきます。なお、海外から編入学する際は、保護者の要望によって、帰国外国人教育相談室への情報提供、学校との相談等を行い、日本語の指導を行っています。
313	託児付のワーキングスペースの提供を検討してほしい。	ご意見として承り、今後の研究課題といたします。
314	子ども向けのお祭り・イベントを実施してほしい。	中高生世代を対象としたワークショップでも意見が出ており、今後、子どもたち自身の企画・運営によるイベント等の実施について、検討していきます。
315	近隣市との連携、情報交換、課題の共有により、活性化につなげてほしい。	ご指摘のとおり、連携を進め、情報・課題の共有に努めています。
316	全てに対して「安全」の部分をもう少し強調しても良いと感じる。	強調はしませんが、非常に大切なので、取組みを着実に進めます。
総括意見		
No.	意見の要旨	取扱方針
317	5章の基本目標ごとにある「体系図」の事業名称の後にも各事業が「新規」「拡充」「継続」など、区分がわかるように見せてほしい。	体系図の事業番号の前に○（新規・拡充）を付けることで対応しました。
318	第三次子どもプランと比較して、どこが新規となったかわかるように新規事業だけまとめた表も欲しい。	体系図・事業名・事業内容等が第三次子どもプランとは大幅に変わっているため、比較が難しい状況です。
319	5章の各施策の説明書きの部分にも課題や新規事業を行う理由をわかりやすく記載してほしい。	現状と課題については、基本目標ごとに記載しています。
320	体系図の行間を空けて見やすくしていただきたい。	事業の多い施策は次頁にまたがり、一覧性がなくなるため、このままとしました。
321	計画全体を通じ、少子化対策について明確に記載がない。子どもが生まれ育ち、二人目・三人目と産み育て、子どもが増え活気づく。人が生き続けることのできる街こそが、持続可能な社会である。認可保育所の新設や子どもの直接の処遇を改善する保育の質の向上など、少子化対策の一環として、積極的に事業を追加し、展開してほしい。	子ども・子育て支援新制度上のニーズ調査に基づきつつ、実際の待機児童の状況を踏まえ、質の維持・向上に留意しながら、待機児童対策に取り組んでいます。
322	保護者が更に内容を理解しやすくするため、下記の通り、章立てをライフステージごとに並べていただけないか。①第3章「4 施策の対象別体系図」の代わりに「第五期長期計画の基本施策との体系図」として事業を一覧で並べる。 ②本文である各章をライフステージごとに立て、各事業を分類する。	第四次子どもプランは、第五期長期計画の実施計画として位置付けられていることから、長期計画の基本施策に基づいて体系を整理しています。
323	武蔵野市として、「ここは他市に負けない！」という部分を打ち出してほしい。ライフスタイルの多様化に対応しようとするあまり、全てが少し不足している印象がある。企業と異なり、「選択と集中」の“選択”は難しいことは理解できるが、子育て世代にアピールするものがほしい。	ライフスタイルだけでなく、家庭の子育て支援ニーズそのものが多様化しているため、公の役割として、民間サービスの参入が不足している事業等について、できる限り幅広く対応していく必要があると考えています。
324	冊子にまとめることに意味があるのではなく、実際に実行・実現することに力を注いでほしい。担当課同士の意味確認、現場や対象者の声を一同に会して、同じときに同じ言葉を確認することが大事だと思う。	ご指摘のとおり、各施策・事業を着実に進めています。
325	地域の特色を鑑みたプラン制定をしてほしい。小中学校・学童クラブの状況、保育園ニーズの状況等細かく精査すれば、地域毎に優先的に打ち出す、進めるべき施策が異なるはずである。地域毎の細かな政策を打ち出してほしい。	全市的な視点で進めていくべきもの、各地域の実情や特性を十分考慮しながら進めていくものを見極めながら、各施策を推進していきます。
326	優先度が高い項目「重点的取組み」については、早急に対応してほしい。	ご指摘のとおり、対応していきます。
327	全体に障害児に配慮した施策が盛り込まれていて、良いと感じた。「障害児」も配慮は必要だが、同じ子どもであることを忘れずに考えてほしい。	障害の有無に関わらず、全児童対策として実施していくことが望ましい施策・事業は、子ども家庭部に移管し、庁内関係課及び関係機関と連携・調整を図りながら実施することを検討します。
328	教育分野は新たな方向性・課題が見えてきているので、前倒しで早目の取組みを進めていただきたい。	平成27年3月に策定される第二期学校教育計画（仮称）に基づき、具体的な計画を立てて進めていきます。
329	四次プランの予算、三次プランの決算は記載しないのか。第三次の実施状況報告書も文章での報告のみで、具体的な数字の記載がない。具体的な数字をあげて計画し、アンケート等で市民要求に添えていると思うので、予算・人材確保の計画の状況を教えてください。	事業ごとの予算額・決算額をお示しすることは、現時点では難しい状況です。ご意見として承り、プラン全体の分量や事務報告書など、他の資料との関係性を踏まえ、今後研究していきます。
330	全年齢を対象としてつながっていく事業が不足している。子どもたちが意見を出し合い、自分たちが学んだことを使って遊べるようになると、学んだことを発表できるようになる。自分の意見を伝え・聞くことができる場所を考えてほしい。個々の場所づくりをつなぐものと考えてほしい。	中高生世代を対象としたワークショップでも、自分たちができることとして、世代を超えたつながりづくりについて発言していました。こうした意見を踏まえ、子どもたち自身が提案し、実現できる場づくりや、異年齢世代等とつながる仕組みづくりについて検討し、早期に実現できるよう取り組んでいます。
331	全体的に中高生に対しての記述が少ないように感じる。	中高生への育成支援は、中間報告では重点的取組みとしていませんが、中高生を将来の担い手として支援することは大切なため、実際の取組みの中で検討していきます。

資料8 武蔵野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果概要

1 調査の概要について

(1) 調査実施の背景と目的

平成 24 年 8 月の子ども・子育て関連三法の成立に伴い、平成 27 年度から教育・保育・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援新制度」がスタートする。武蔵野市では、新制度の実施に向けて、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含した「第四次子どもプラン武蔵野（平成 27 年度～平成 31 年度）」を策定し、0～18 歳までの子どもに関わるすべての施策・事業を体系的に盛り込み、計画的に進めていく。

本調査は、「第四次子どもプラン武蔵野」を策定するための基礎資料として、教育・保育・子育て支援等の子育て支援サービスに関する利用者の意向、生活実態、サービスの量的・質的ニーズを把握することを目的に実施したものである。

(2) 実施概要

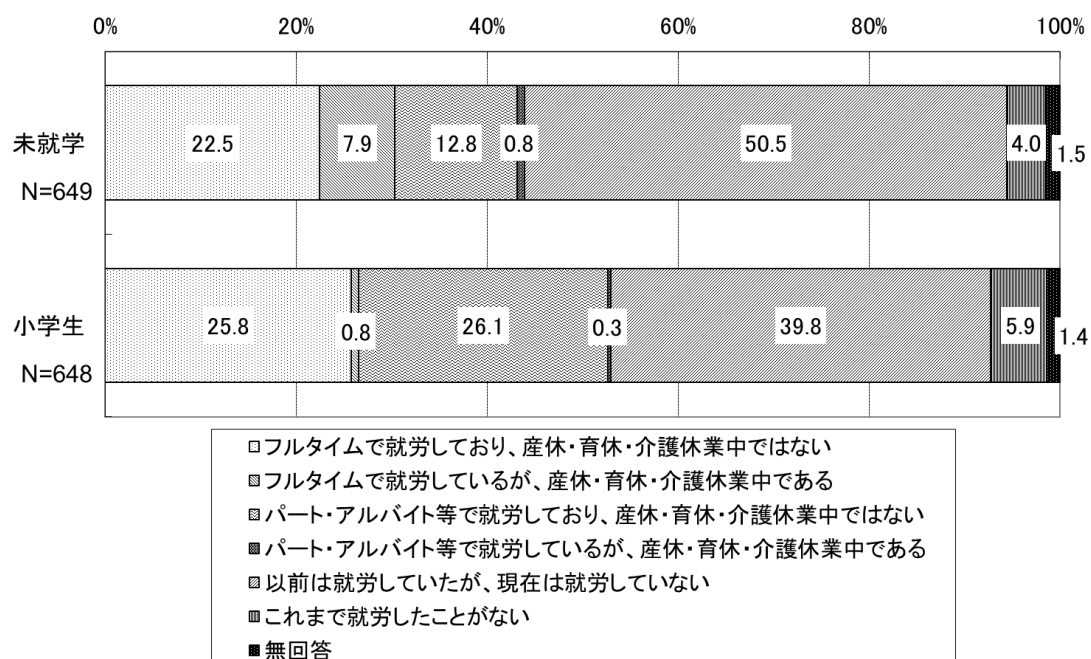
本調査は、平成 25 年 8 月の武蔵野市の住民基本台帳に基づき、下表に示したそれぞれの対象データから無作為に抽出し、同 9 月に郵送配布・回収した。

対象（対象児童について保護者が記入）	調査票種類	配布数	有効回収数	有効回収率
平成 25 年 4 月 1 日現在で未就学の児童	未就学児童 保護者用	1200 票	652 票	54.3%
平成 25 年 4 月 1 日現在で小学生の児童	小学生児童 保護者用	1200 票	650 票	54.2%

2 調査結果について

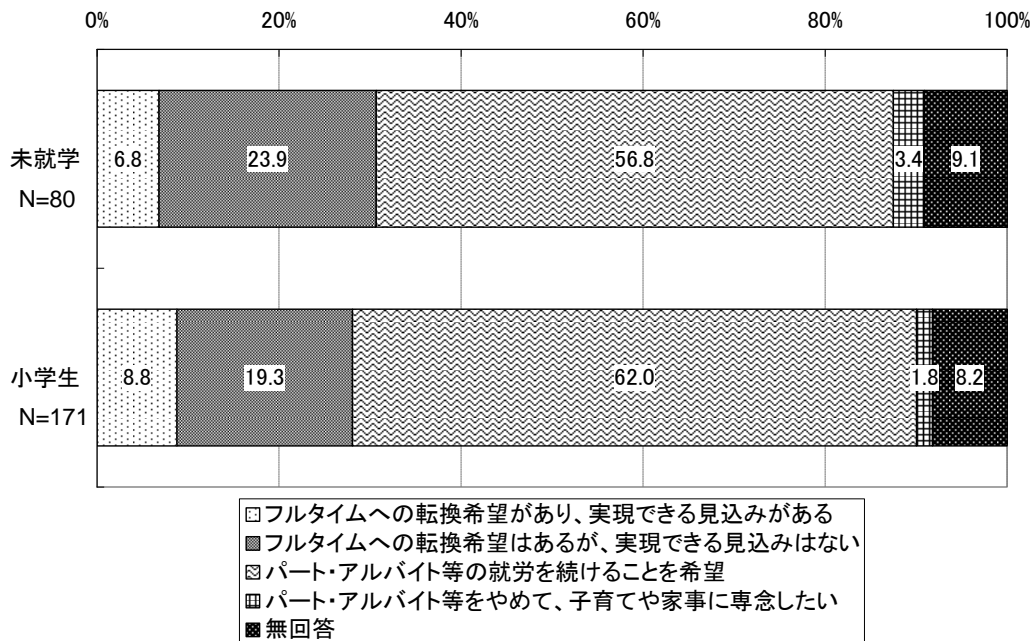
(1) 母親の現在の就労状況

母親の現在の就労状況について見る。「以前は就労していたが、現在は就労していない」が未就学児童（50.5%）、小学生児童（39.8%）ともに最も多い。



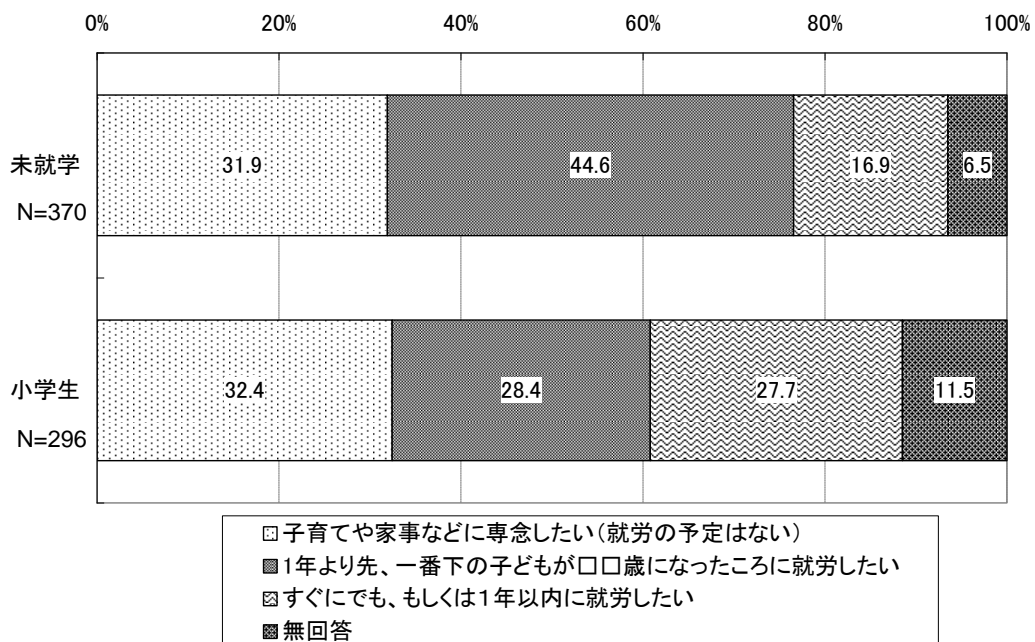
(2) 母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望について見る。「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」がともに最も多い（未就学児童 56.8%、小学生児童 62.0%）。



(3) 現在就労していない母親の就労希望

「以前は就労していたが、現在は就労していない」もしくは「これまでに就労したことがない」という母親の就労希望について見る。「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」が未就学児童（44.6%）で最も多いが、小学生児童では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」（32.4%）が最も多い。



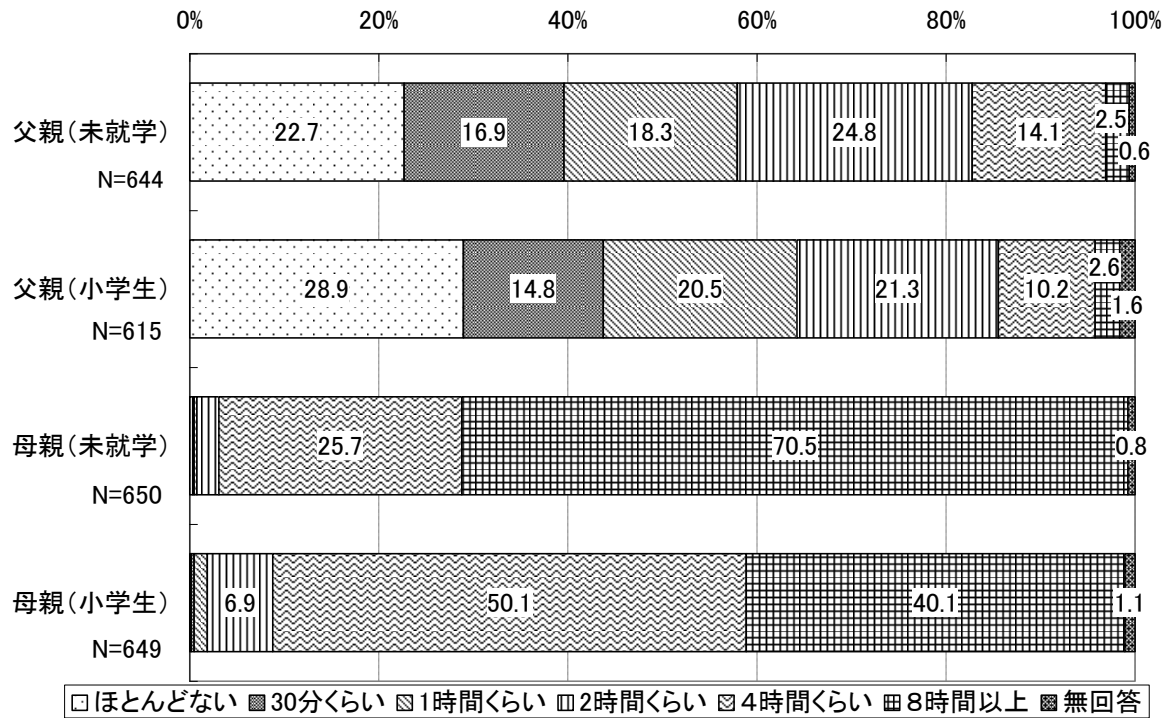
<就労を希望する末子の到達年齢 □□歳（平均値）>

未就学	6.5 歳 (N = 149)
小学生	10.5 歳 (N = 70)

(4) 父母が子どもと接する時間

＜平日に児童と接する時間＞

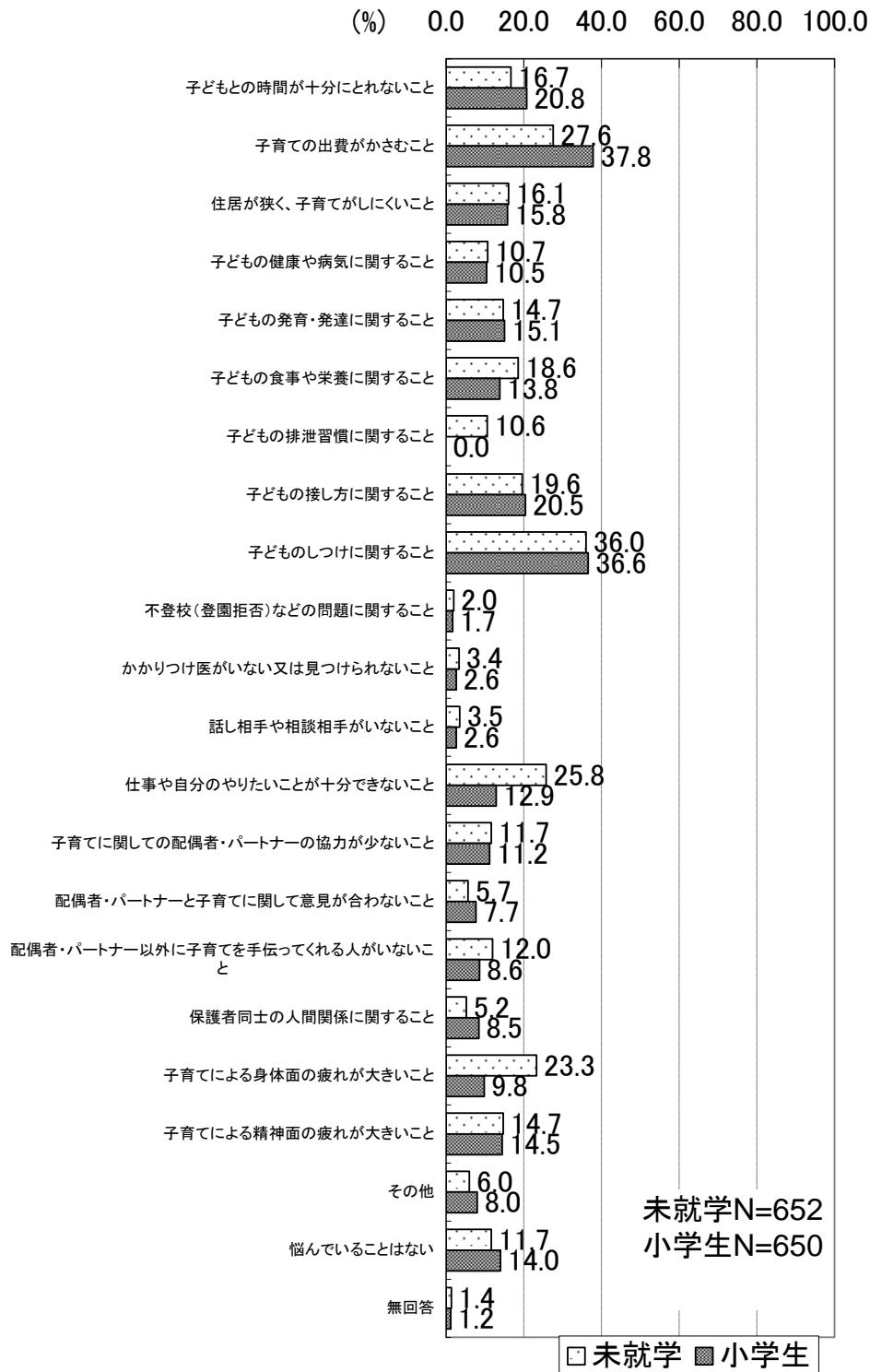
平日に児童と接する時間について見る。父親については「2時間くらい」が未就学児童(24.8%)で最も多いが、小学生児童(28.9%)は「ほとんどない」が最も多い。母親については未就学児童では「8時間以上」(70.5%)、小学生児童では「4時間くらい」(50.1%)が最も多い。また「8時間以上」については小学生児童の方が30.4ポイント(=未就学児童70.5%－小学生児童40.1%)低く、児童が就学すると接する時間が少なくなっている状況が窺える。



		ほとんどない	30分	1時間	2時間	4時間	8時間	無回答
			くらい	くらい	くらい	くらい	以上	
平日	未就学(父親)	22.7%	16.9%	18.3%	24.8%	14.1%	2.5%	0.6%
	小学生(父親)	28.9%	14.8%	20.5%	21.3%	10.2%	2.6%	1.6%
	未就学(母親)	0.3%	0.2%	0.3%	2.3%	25.7%	70.5%	0.8%
	小学生(母親)	0.2%	0.3%	1.4%	6.9%	50.1%	40.1%	1.1%

(5) 父母の子育て不安感（複数回答）

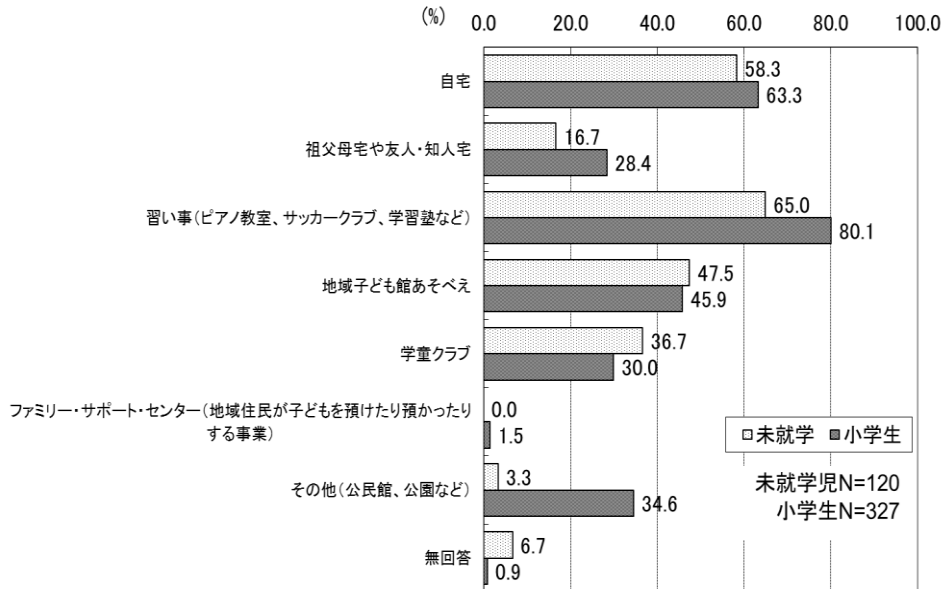
子育てに関して悩んでいること、気になることについて見る。未就学児童では「子どものしつけに関すること」（36.0%）、「子育ての出費がかさむこと」（27.6%）、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」（25.8%）の順に多い。小学生児童では「子育ての出費がかさむこと」（37.8%）、「子どものしつけに関すること」（36.6%）、「子どもとの時間が十分にとれないこと」（20.8%）の順に多い。



(6) 児童の放課後の過ごし方

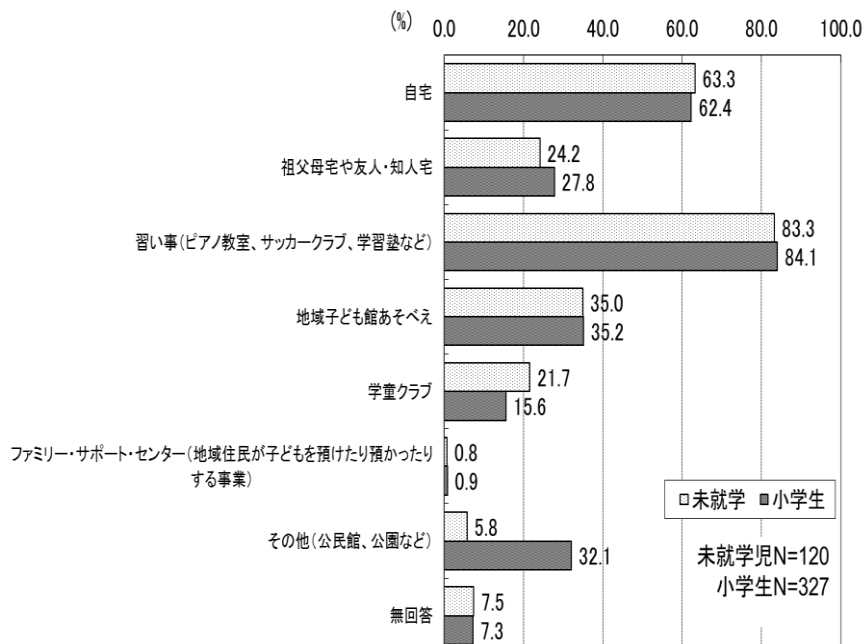
① 小学校低学年における放課後の過ごし方（複数回答）

来年4月に小学校へ入学する予定の子どもを持つ保護者（未就学児保護者）と子どもが小学校低学年（1～3年生）の保護者（小学生保護者）に聞いた小学校低学年の放課後の過ごし方を比較して見る。習い事（未就学児保護者 65.0%、小学生保護者 80.1%）、自宅（未就学児保護者 58.3%、小学生保護者 63.3%）、地域子ども館あそべえ（未就学児保護者 47.5%、小学生保護者 45.9%）の順となっている。



② 小学校高学年における放課後の過ごし方（複数回答）

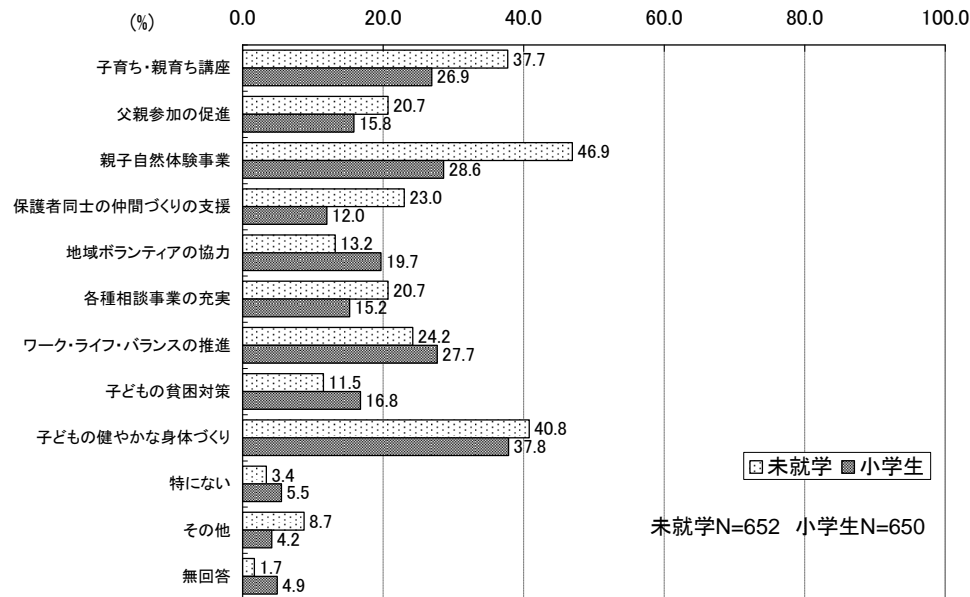
来年4月に小学校へ入学する予定の子どもを持つ保護者（未就学児保護者）と子どもが小学校低学年（1～3年生）の保護者（小学生保護者）に聞いた小学校高学年の放課後の過ごし方を比較して見る。習い事（未就学児保護者 83.3%、小学生保護者 84.1%）、自宅（未就学児保護者 63.3%、小学生保護者 62.4%）、地域子ども館あそべえ（未就学児保護者 35.0%、小学生保護者 35.2%）の順となっている。



(7) 子育て支援施策への要望

①必要と思う保育サービス以外の子ども・子育て支援事業（複数回答）

未就学児童は「親子自然体験」（46.9%）、「子どもの健やかな身体づくり」（40.8%）、「子育て・親育ち講座」（37.7%）の順に多い。小学生児童は、「子どもの健やかな身体づくり」（37.8%）、「親子自然体験事業」（28.6%）、「ワーク・ライフ・バランスの推進」（27.7%）の順に多い。



②市の子育て環境や支援に関する意見（自由記述）

【未就学児童保護者】

子育て支援策全般の充実について	104
保育園の整備について（新設、定員増）	104
入園料・保育料への助成・補助金	41
公園について	29
4歳児・5歳児・6歳児の遊び場について	28
子育て情報の提供方法の充実等について	24
道路の狭さ・整備、ムーバスの拡張・充実など	20
0 1 2 3について	17
行事・講座・講演の充実等について	17
放課後児童クラブ（学童クラブ）の新設・充実等について	15
保育園の質の充実について	11
あそべえ・コミセンなど放課後児童の居場所について	10
病児保育の充実について	10
幼稚園全般について	10
一時預かり等の利用料低額化	8
幼稚園・保育園等の無料化	7
保育園の利用時間の延長等について	6
地域のネットワーク・組織・思いやりの環境	6
要保護（障がい・被虐待）児童対策について	6
親づくりについて	5

子育て応援券の導入	5
市職員の対応の改善	4
幼稚園の保育時間について	3
交流の場の必要性について	3
母子保健（健診等）について	3
医療費無料化の年齢延長	2
住宅助成	2
出産の助成	2

【小学生児童保護者】

子育て支援策全般の充実について	108
道路の狭さ・整備、信号、街灯、ムーバス充実、交通安全について	37
行事・講座・講演の充実等について	30
あそべえの新設・運営改善について・コミセンについて	27
放課後児童クラブ（学童クラブ）の新設・利用時間・受入枠について	24
公園について	20
教育費、住宅費の補助、医療無料化の年齢延長など	19
子育て情報の提供方法の充実等について	19
児童館の新設・充実について	12
保育園の整備（新設、定員増）、利用時間延長	11
教育指導方針について	10
要保護（障がい・被虐待）児童対策について	8
教員の質の向上について	7
児童数対策・クラス定員について	5
地域のネットワーク・組織・思いやりの環境	5
小中学校における相談機能について	4
I Tや英語授業の充実について	3
教育環境の整備について（空調やトイレ等）	3
中学校での給食について	2
保育の質について	2
P T A 活動の負担について	2
図書館における児童書の少なさ	2
親づくりについて	2

資料9 武蔵野市青少年に関するアンケート調査結果概要

1. 調査概要

(1) 調査の目的

本調査は第四次子どもプラン武蔵野（平成 27 年度～31 年度）の策定にあたり、中学生・高校生世代にとってよりよい施策の方向性を検討するための基礎資料として、市内在学の中学生・高校生の意識や生活実態、要望等を把握することを目的に実施したものである。

(2) 調査期間

9月24日（火）～10月15日（火）

(3) 調査対象者等

対 象	配布数	有効回収数	有効回収率
市内公立中学校の3年生（3校 全クラス）	396票	336票	84.8%
市内公立・私立高校の2年生（6校 全クラスの2分の1）	730票	613票	83.4%

2. 調査結果

(1) 各種メディアの利用状況について

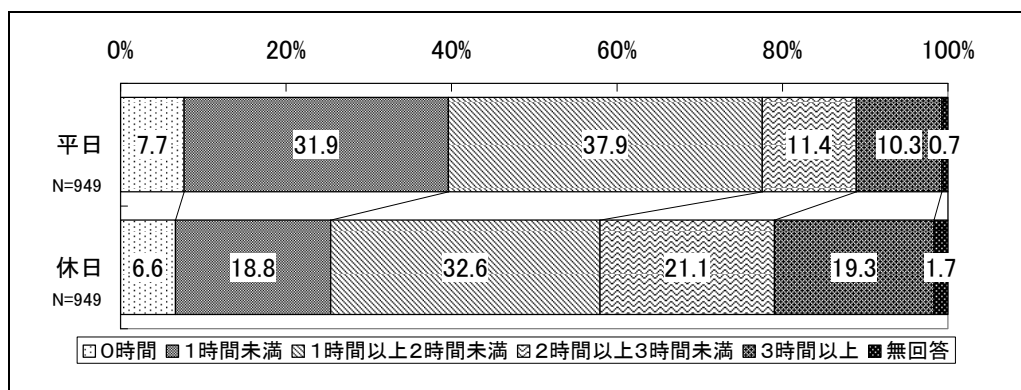
① テレビとゲーム

平日の放課後や休日にテレビを見る時間をみると、平日の放課後については、「1 時間以上 2 時間未満」が最も多く（37.9%）、次いで「1 時間未満」（31.9%）、となっている。休日については、「1 時間以上 2 時間未満」が最も多いが（32.6%）、休日は平日の放課後と比べて長くなっている。中高生別・男女別では大差がない。

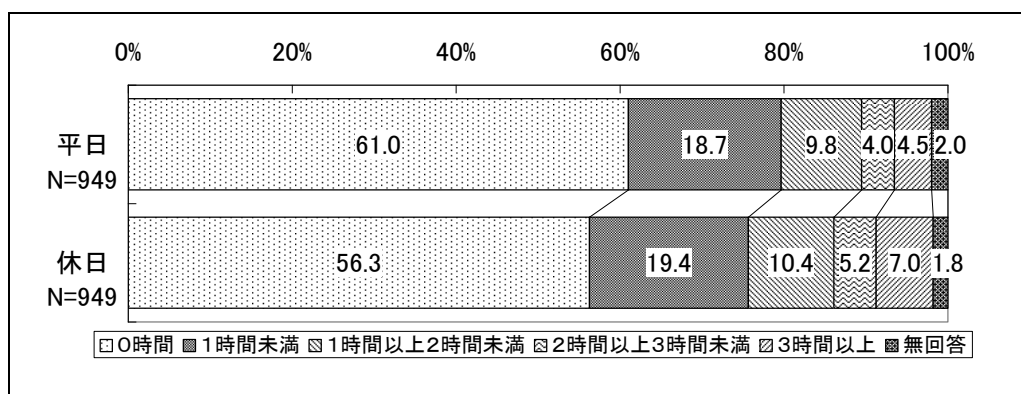
平日の放課後や休日にゲーム機でゲームをする時間をみると、平日の放課後については、「0 時間」（61.0%）が最も多い。休日についても、「0 時間」（56.3%）が最も多い。

中高生別・男女別にみると、平日、休日ともに女子よりも男子のほうがゲーム機でゲームをする時間が長い。

<テレビ（録画含む）>



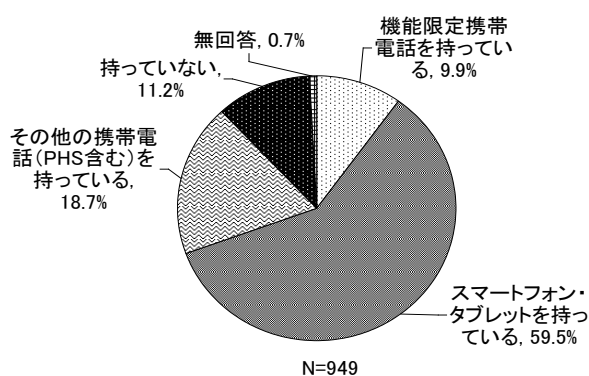
<ゲーム機でゲーム>



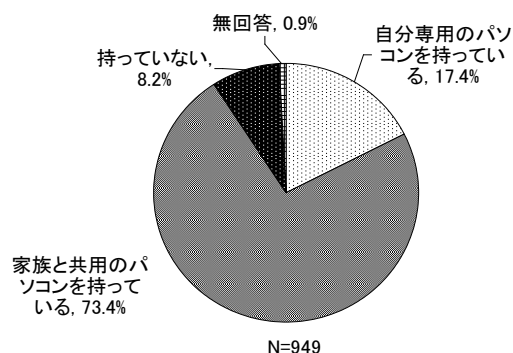
②携帯電話等とパソコン

携帯電話・パソコンの所持についてみると、携帯電話等については「スマートフォン・タブレットを持っている」(59.5%)で約6割となっている。パソコンについては「家族と共用のパソコンを持っている」(73.4%)で7割を超えている。

<携帯電話等>



<パソコン>



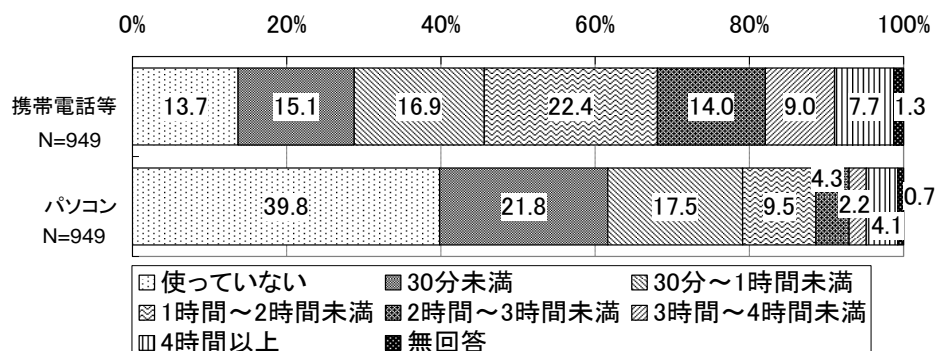
携帯電話等について中高生別・男女別にみると「スマートフォン・タブレットを持っている」では、中学生よりも高校生のほうが2倍近く高い。

<携帯電話等>

	合計	機能限定携帯電話を持っている	スマートフォン・タブレットを持っている	その他の携帯電話(PHS含む)を持っている	持っていない	無回答
合計	949	9.9%	59.5%	18.7%	11.2%	0.7%
中学生男子	179	12.8%	35.2%	18.4%	33.0%	0.6%
中学生女子	153	15.0%	38.6%	24.2%	20.9%	1.3%
高校生男子	228	7.0%	68.9%	19.3%	3.5%	1.3%
高校生女子	381	8.1%	73.5%	16.3%	1.8%	0.3%

③インターネットの利用時間

平日に平均して携帯電話等やパソコンでインターネットをどのくらいの時間使っているかについてみると、携帯電話等では「1時間～2時間未満」(22.4%)が最も多い。パソコンでは「使っていない」(39.8%)が最も多い。インターネット利用時間はパソコンよりも携帯電話等のほうが長い。

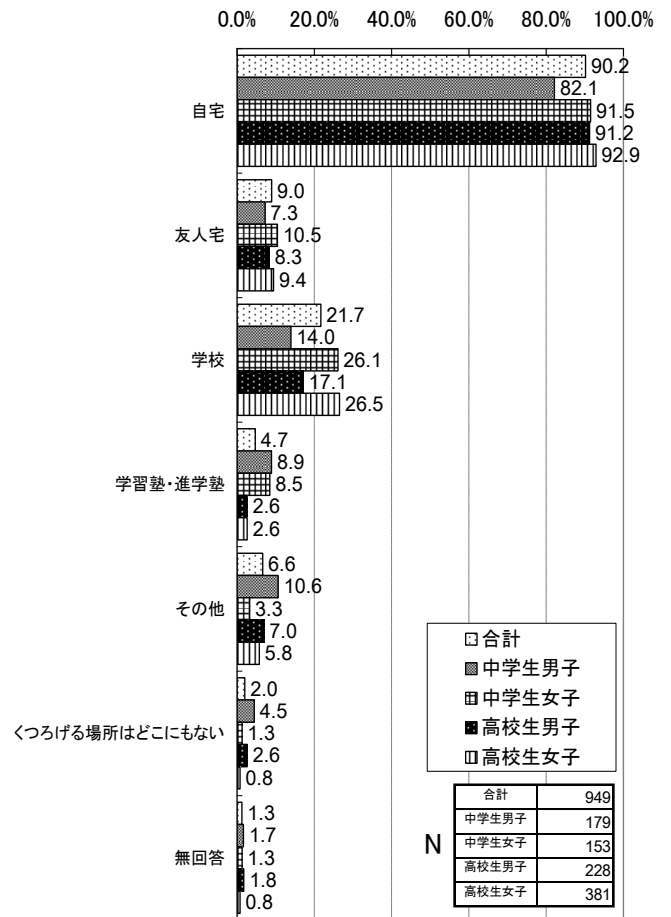


携帯電話等でインターネットを利用する時間と平日の勉強時間についてみると、携帯電話等でインターネットの利用時間が長いほど平日の勉強時間は短くなる傾向がある。

		Q8. 平日にどれくらい勉強をしますか？						
		合計	0時間	1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上	無回答
Q9-5. 携帯電話（スマホ・タブレット）を使ったインターネット利用時間	合計	949	10.4%	25.3%	30.1%	19.4%	13.3%	1.5%
	使っていない	130	5.4%	13.1%	26.9%	27.7%	24.6%	2.3%
	1時間未満	303	5.9%	21.5%	30.7%	24.1%	17.2%	0.7%
	1時間2時間未満	213	9.9%	30.0%	31.0%	17.8%	11.3%	0.0%
	2時間3時間未満	133	11.3%	33.8%	36.1%	11.3%	5.3%	2.3%
	3時間以上	158	24.1%	28.5%	26.6%	12.7%	7.0%	1.3%

(2) 居場所等について（複数回答）

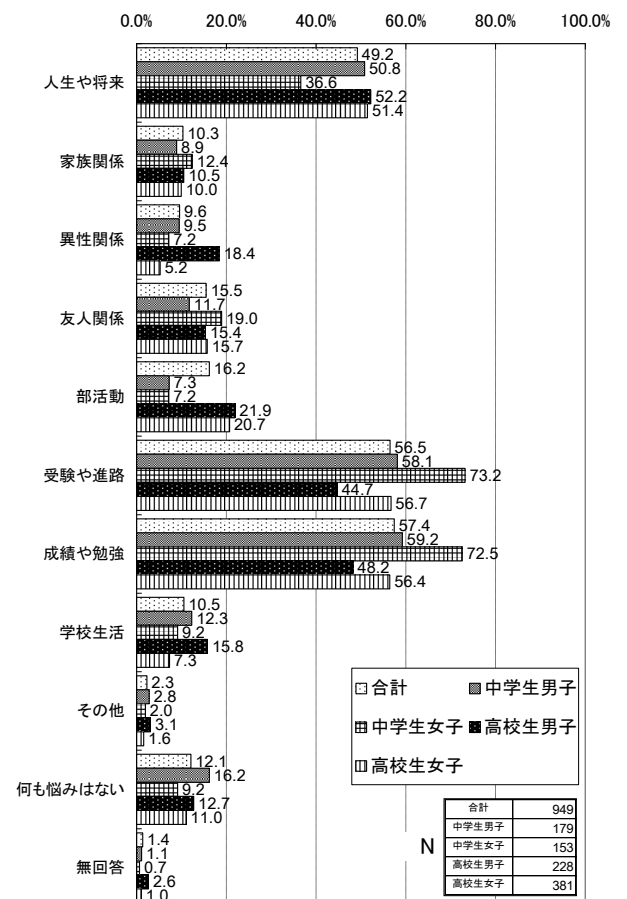
気軽にくつろげる場所をみると、中高生別・男女別に大きな差はなく、8割以上が「自宅」としており、「友人宅」「学校」が1~2割程度となっている。



(3) 悩みについて（複数回答）

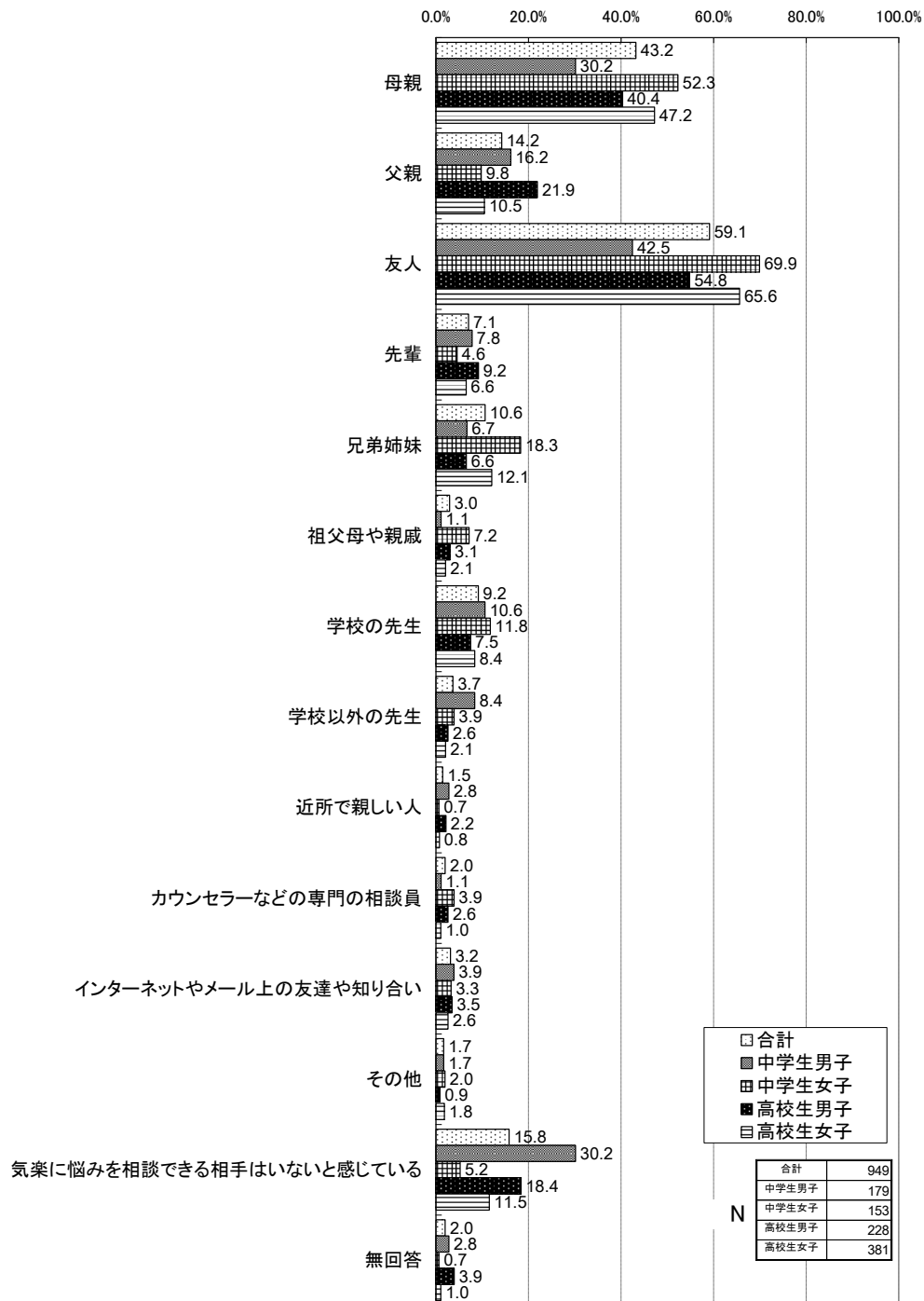
① 現在悩んでいること

現在悩んでいることをみると、「受験や進路」「成績や勉強」が中学生・高校生ともに5割~7割程度となっており、「人生や将来」が中学生・高校生ともに4~5割程度となっている。



②気軽に相談できる相手（複数回答）

気軽に相談できる相手としては、「友人」、次いで「母親」となっている。一方、「気軽に悩みを相談できる相手はいない」は女子より男子が高い。



資料 10 武蔵野市ひとり親家庭アンケート調査結果概要

◎ 調査の目的

本調査は第四次子どもプラン武蔵野(平成 27 年度～31 年度)の策定にあたり、ひとり親家庭の自立支援に向けた施策の方向性を検討するために、市内在住のひとり親家庭の生活実態や要望等の基礎資料を得ることを目的とする。

◎ 調査対象

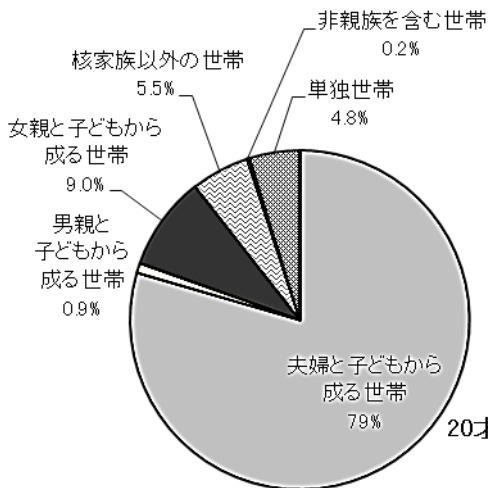
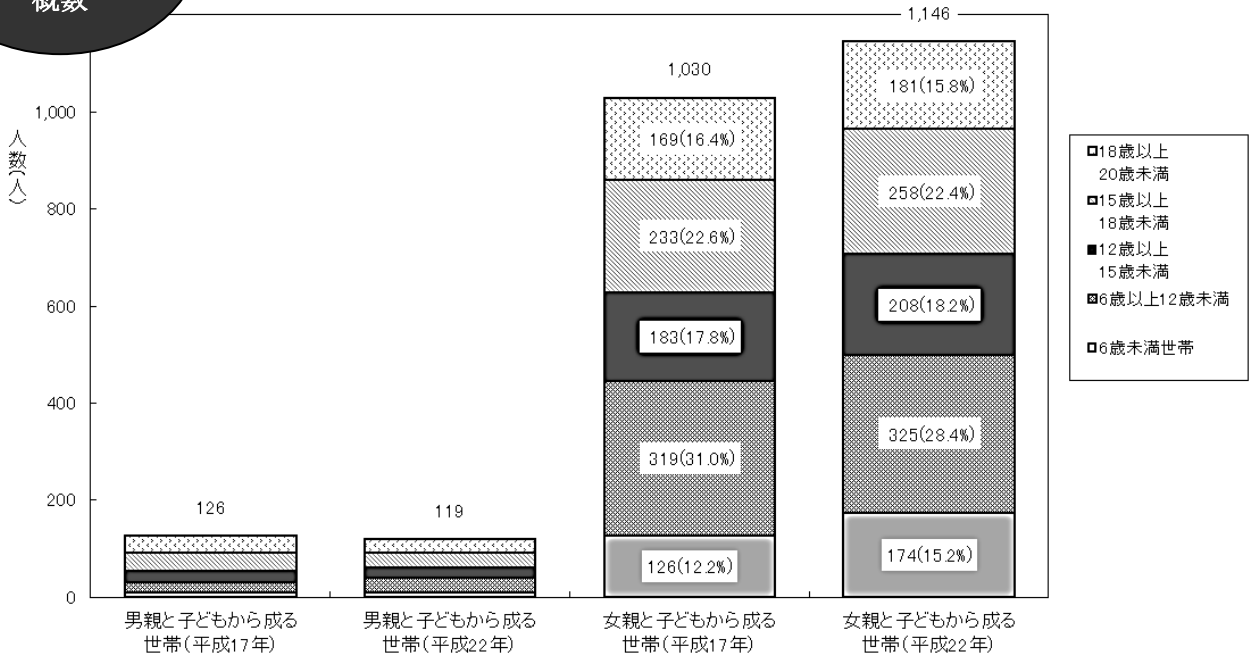
武蔵野市に在住し、離婚、死亡、生死不明、遺棄、未婚の申請要件に該当する児童育成手当を受給するひとり親全員

◎ 調査期間 平成 25 年 8 月下旬～9 月上旬

◎ 配布数・有効回収 配布数 636 人、有効回収数 247 人(回収率 38.8%)

武蔵野市のひとり親家庭世帯数の概数

男親及び女親と子どもから成る世帯の20才未満世帯員がいる世帯員年齢階層別世帯数の推移
(平成17年・平成22年国勢調査:武蔵野市)



*子どもが2子以上の場合は末子の年齢に分類する。
*女親と子どもから成る世帯の棒グラフの%のラベルは、女親と子どもから成る世帯に占める各年齢階層別人数の比率
*平成 22 年国勢調査回答率 74.4%

《参考》

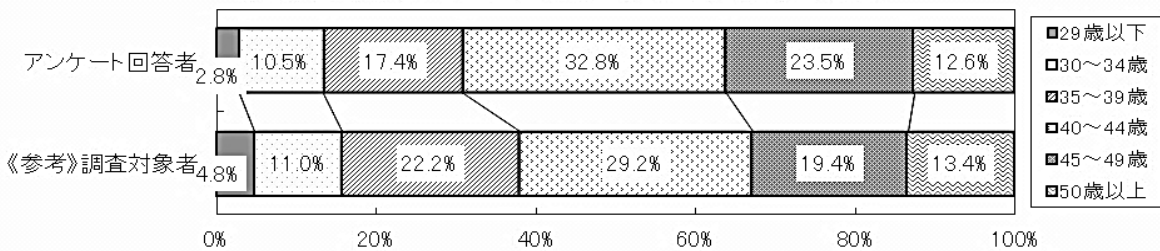
平成 22 年 12 月住民基本台帳	
世帯数	70,909
20 才未満人口	19,687

20才未満の世帯員がいる世帯の家族類型
(平成22年国勢調査:武蔵野市)
20才未満世帯総数12,756世帯

1 回答者のプロフィール

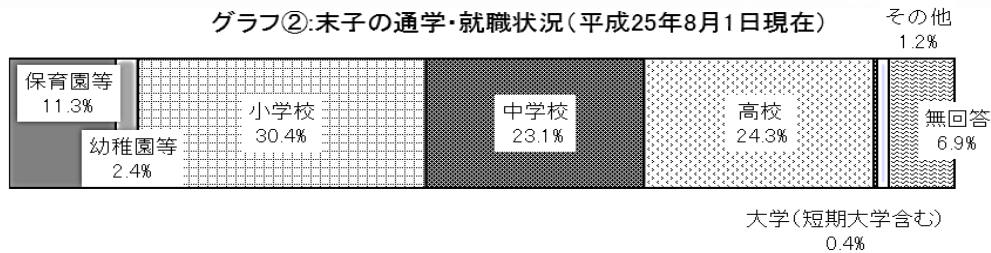
- ◎ **性別** 「女性」が 95.5%、「男性」が 4.0%
- ◎ **年齢** 40 歳代が 56.3%と半数以上を占めている。「29 歳以下」2.8%と少ない。⇒グラフ①
- ◎ **家族構成** 「自分と子どもだけ」が 75.7%と多数を占める。「自分の父母との同居」は 20.6%で、特に 39 歳以下では 28.9%と 3 割近くを占めている。また、子どもの人数は、「1 人」が 53.4%、「2 人」が 35.2%となっている。末子の通学・就職状況⇒グラフ②
- ◎ **ひとり親になった事情・年齢等** ひとり親になった事情は、「配偶者と離別」が 74.1%と多数を占めている。ひとり親になった時の年齢は、30 歳代が 48.2%とほぼ半数を占め、平均年齢は 35.9 歳となっている。また、ひとり親になった時の末子の平均年齢は 4.7 歳となっている。

グラフ①: アンケート回答者の年齢(平成25年8月1日時点)



* 調査対象者は平成25年9月30日時点

グラフ②: 末子の通学・就職状況(平成25年8月1日現在)

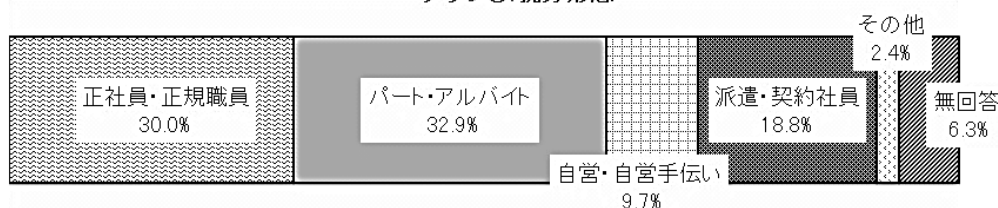


* 専門・各種学校、常勤の就職、パート・アルバイト

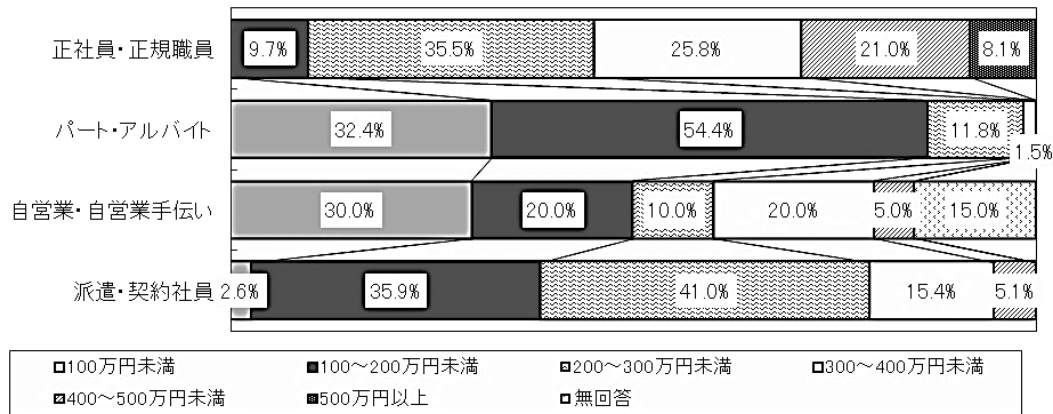
2 就労の状況

- ◎ **現在の就労状況** 現在「仕事をしている」人は 83.8%と多数を占めている。1週間の勤務日数は、「5 日」が 67.1%と最も多く、1週間の総勤務時間数は、「36～40 時間」が 27.5%となっている。
- ◎ **就業形態等** 仕事をしている人の就業形態は、上位から「正社員・正規職員」は 30.0%、「パート・アルバイト」が 32.9%、「派遣・契約社員」は 18.8%となっている。⇒グラフ③
- ◎ **就労収入** 年間の就労収入は、「100～200万円未満」(30.9%)と「200～300万円未満」(27.1%)が3割前後とやや多くなっている。就業形態別就労収入 ⇒グラフ④
- ◎ **ひとり親になった時の求職活動における問題点** 「希望する条件に合う仕事が無かった」(33.3%)が最も多く、以下「求職活動中の子どもの保育で困った」(22.7%)、「子どもの年齢が低いことを問題にされた」(22.2%)、「年齢制限があった」(20.3%)が 20%台で続いている。

グラフ③: 就労形態



グラフ④：就労形態別就労収入

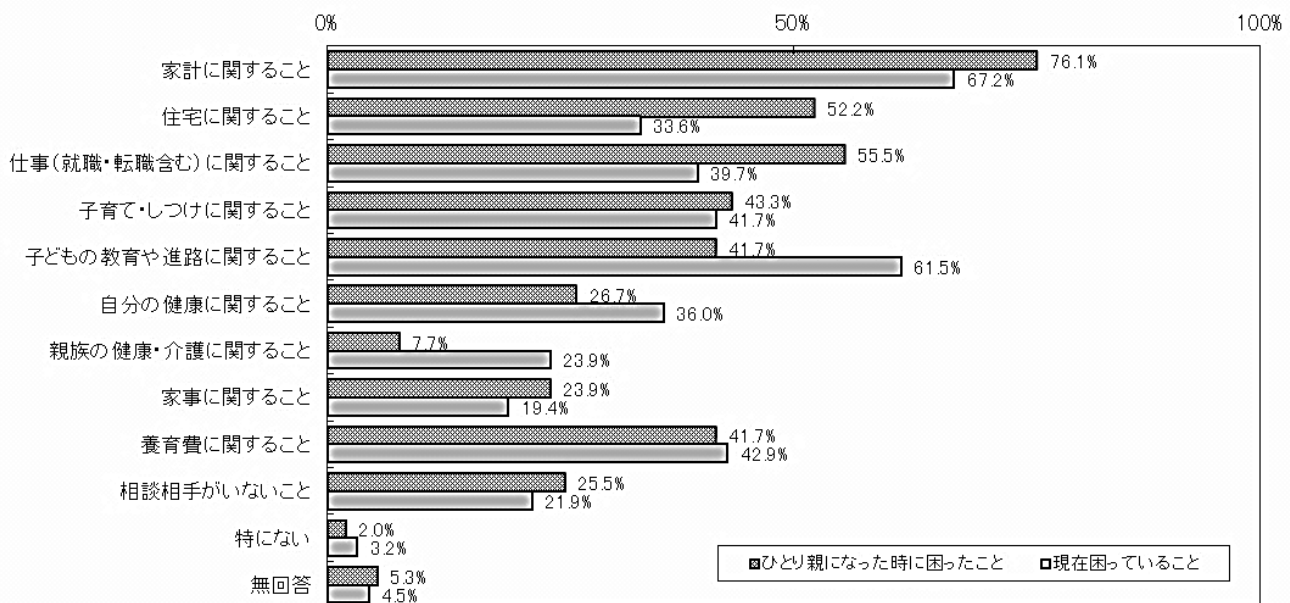


3

生活について

- ◎ **ひとり親になった時に困ったことと現在困っていること** いずれも「家計に関すること」が最も多く、次いで、ひとり親になった時に困ったこととして「仕事(就職・転職含む)に関すること」(55.5%)と「住宅に関すること」(52.2%)あげる人が半数を超え、現在困っていることとして「子どもの教育や進路に関すること」(61.5%)を6割強の人があげている。⇒グラフ⑤
- ◎ **世帯の年間総収入等** 世帯の年間総収入をみると、「200～300万円未満」(32.0%)が最も多く、主な収入源をみると、「仕事による収入」が83.4%と多数を占めている。
- ◎ **家計における負担感の高い支出項目** 「育児・教育費」(36.4%)が最も多く、次いで「住宅費」(30.4%)となっている。
- ◎ **居住形態等** 「民間アパート」、「民間賃貸マンション」を合わせると36.4%、「一戸建持家」、「分譲マンション」を合わせると31.1%、「賃貸の公的住宅」は16.6%となっている。

グラフ⑤：ひとり親になった時に困ったことと現在困っていること

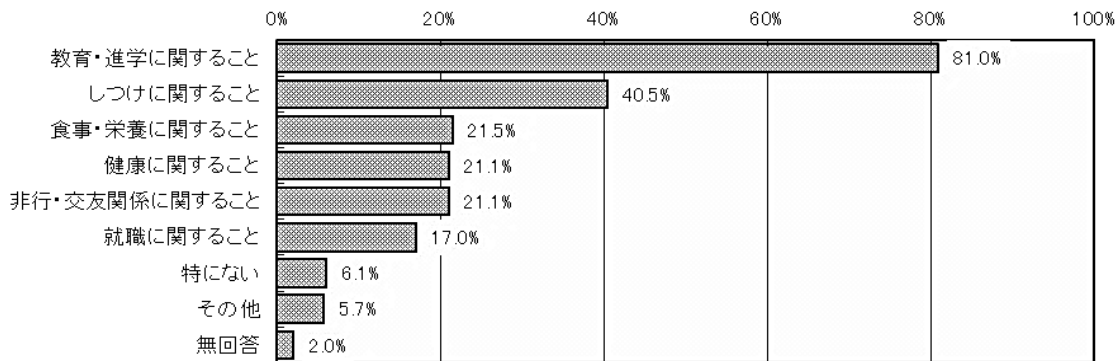


4

子育てについて

- ◎ 子どもについて心配していること 「教育・進学に関すること」が 81.0%と多数を占め、次いで「しつけに関すること」が 40.5%で続いている ⇒グラフ⑥。
- ◎ 子どもの最終学歴について 「大学」を希望する人が 64.8%と多数を占めている。
- ◎ 放課後の子どもの過ごし方 「塾や習い事」(48.8%)、「友だちと遊んでいる」(48.8%)、「子どもだけで自宅で過ごす」(40.5%)の3つが上位にあげられている。

グラフ⑥:子どもについて心配していること

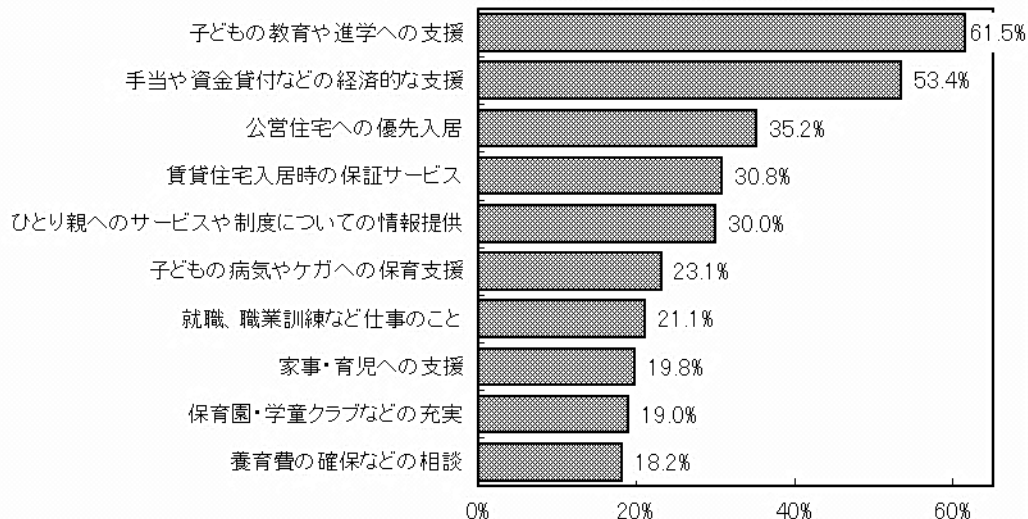


5

行政のサービス等について

- ◎ 行政のサービス・制度の認知・利用状況と今後の利用意向 行政サービス・制度の認知状況、利用状況とも「児童扶養手当・児童育成手当」、「ひとり親家庭医療費助成事業」が上位となっている。
- ◎ ひとり親家庭に対する支援要望 「子どもの教育や進学への支援」(61.5%)と「手当や資金貸付などの経済的な支援」(53.4%)が半数を超えている。 ⇒グラフ⑦

グラフ⑦:ひとり親家庭に対する支援要望(上位10位)



資料 11 平成 25 年度武蔵野市子ども生活実態調査結果概要

1. 調査実施の目的

この調査は、平成 27 年度以降の武蔵野市の教育の方向性を定める第二期武蔵野市学校教育計画（仮称）策定の検討資料とするため、武蔵野市に関係する児童・生徒について、学校や家庭、地域における生活等の実態やその変化を把握することを目的として実施しました。

2. 調査の種類

調査の種類	調査対象
小学校 4・6 年生	市内公立小学校全校、私立小学校 2 校の 4 年生及び 6 年生
中学校 2 年生	市内公立中学校全校、私立中学校 1 校の 2 年生
保護者	サンプル学級の児童・生徒の保護者

※ 公立小学校については、学級を単位にして、学年が 3 学級の学校からは 2 学級、学年が 2 学級または 1 学級の学校からは 1 学級を抽出

3. 調査方法と回収状況

調査方法：質問紙によるアンケート調査。児童・生徒については、学校で記入・回収。

保護者については、在宅で回答を記入し、学校で回収。

調査期間：平成 25 年 10 月 18 日（金）～10 月 31 日（木）

回収状況：下表のとおり

【児童・生徒】

調査の種類		配布数	回収数	回収率
小学校	4 年生児童	662 件	569 件	86.0%
	6 年生児童	647 件	602 件	93.0%
中学校	2 年生	716 件	681 件	95.1%

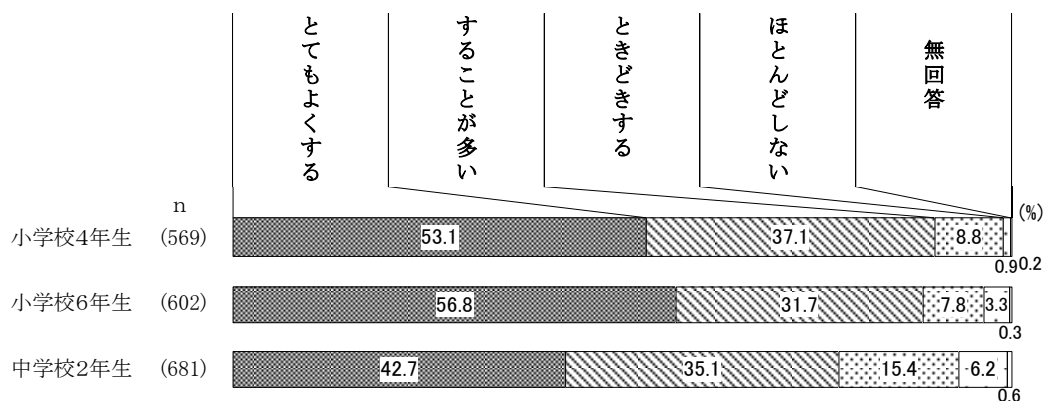
【保護者】

調査の種類		配布数	回収数	回収率
小学校	4 年生保護者	662 件	531 件	80.2%
	6 年生保護者	647 件	521 件	80.5%
	学年不明	—	14 件	—
中学校	2 年生保護者	716 件	526 件	73.5%

4. 主な質問と回答

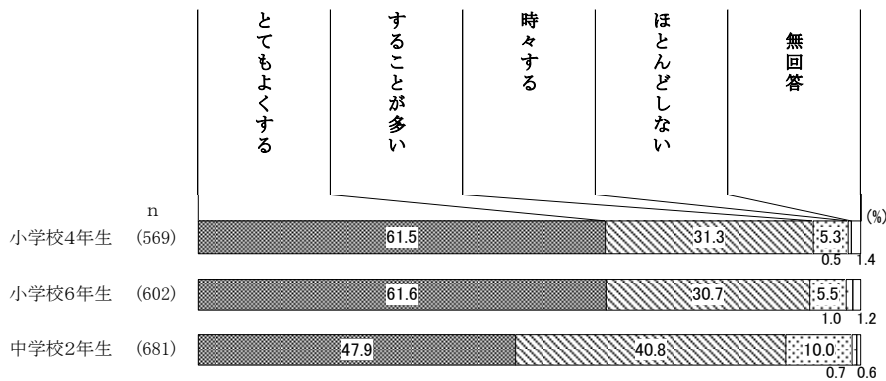
【子ども調査の概要】

(1) 家族とのあいさつ



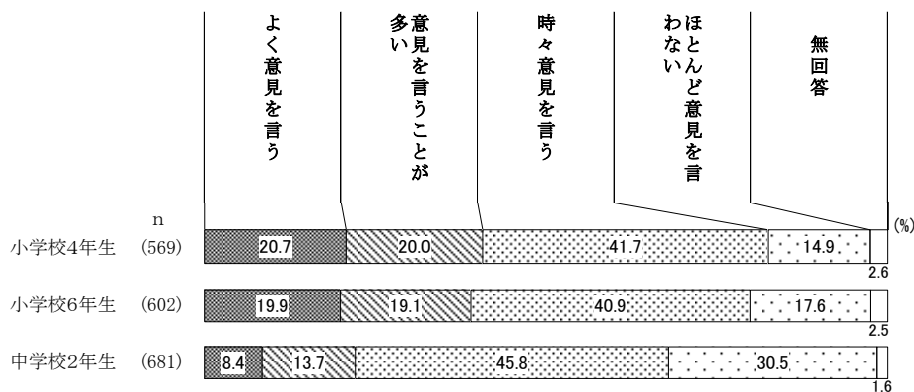
家族とのあいさつは「とてもよくする」「することが多い」は小学校 4 年生では 90.2%、6 年生は 88.5%、中学校 2 年生は 77.8%で小学生から中学生へと成長に伴い減少している。

(2) 先生や友達との会話



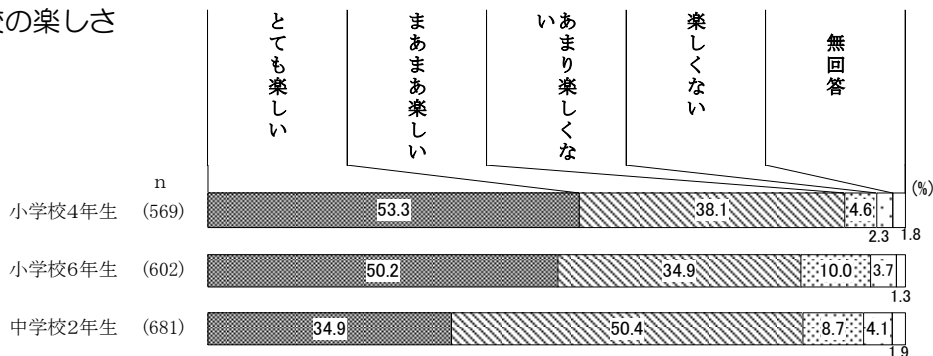
先生や友達との会話を「とてもよくする」「することが多い」が小学校4年生で92.8%、6年生で92.3%と9割を超えている。中学校2年生では、88.7%と減少するが、年齢を問わず高い割合である。

(3) クラスの話し合いでの意見発表について



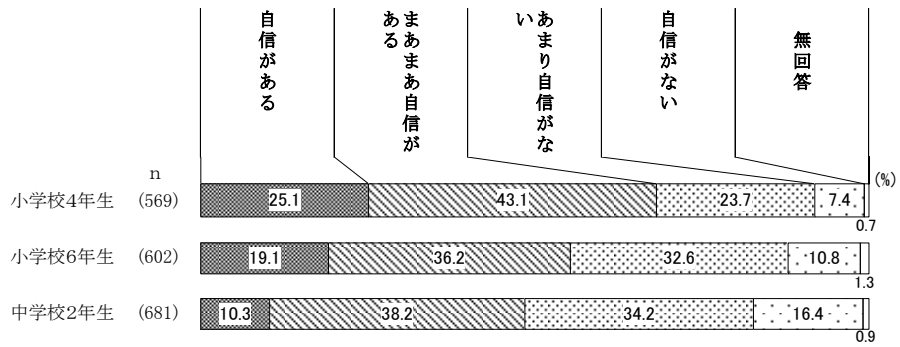
クラスの話し合いなどのとき、自分の意見を「よく意見を言う」「意見を言うことが多い」は小学校4年生40.7%、6年生39.0%でほとんど差はないが、中学2年生では22.1%で4年生と比較して18.6ポイント低い。「ほとんど意見を言わない」は4年生14.9%、6年生17.6%、中学校2年生30.5%で、6年生と比較すると12.9ポイント高い。

(4) 学校の楽しさ



「とても楽しい」「まあまあ楽しい」は小学校4年生91.4%、6年生85.1%、中学生85.3%で高い。「あまり楽しくない」「楽しくない」は小学校4年生6.9%、6年生13.7%、中学生12.8%となっている。

(5) 体力の自信について

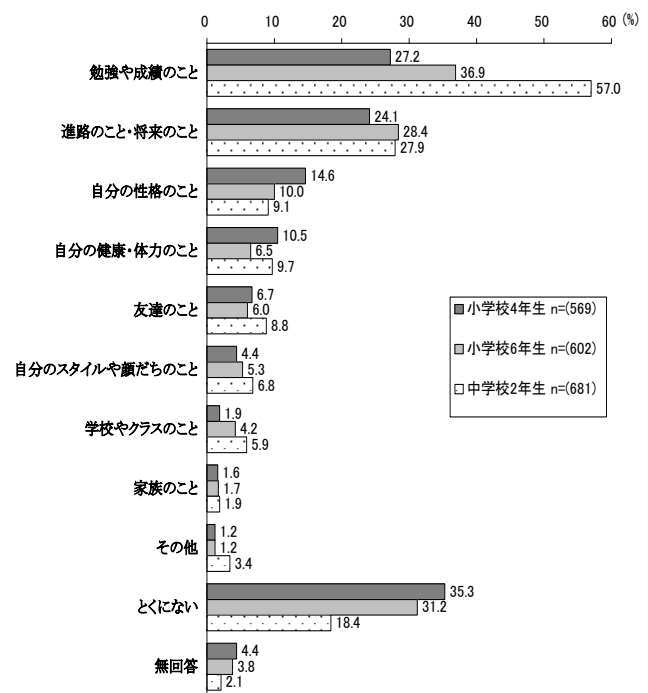


「自信がある」「まあまあ自信がある」は小学校4年生では68.2%、6年生55.3%、中学校2年生48.5%で学年が上がるにつれて減少している。一方、「自信がない」「あまり自信がない」は4年生31.1%、6年生43.4%、中学生50.6%で成長に伴い増加している。

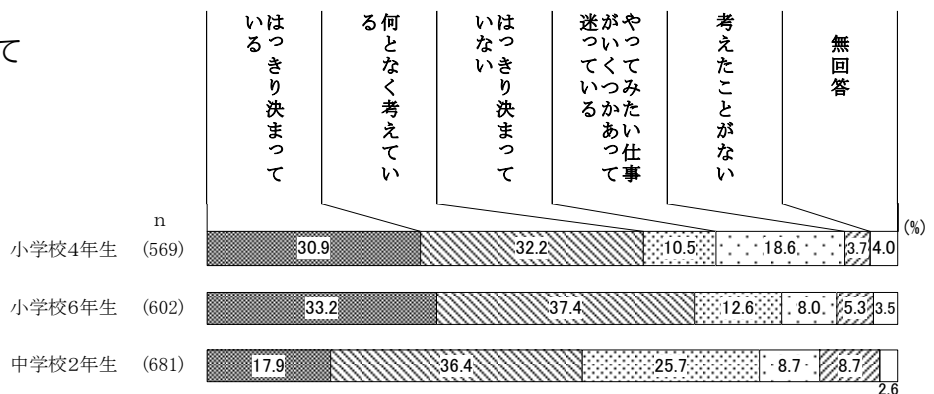
(6) 悩んでいること

「勉強や成績のこと」は中学校2年生57.0%が最も高く60%近くになっている。「進路のこと・将来のこと」は6年生28.4%、中学生27.9%、4年生24.1%となっている。「自分の性格のこと」は4年生が14.6%で最も高く、次いで6年生10.0%、中学生9.1%となっている。一方、「とくにない」は4年生35.3%、6年生31.2%、中学生18.4%と学年が上がるにつれて割合は減少している。

注：「進路のこと・将来のこと」は小学校4・6年生調査では、「どの中学校に行くかということ・将来のこと」となっている。



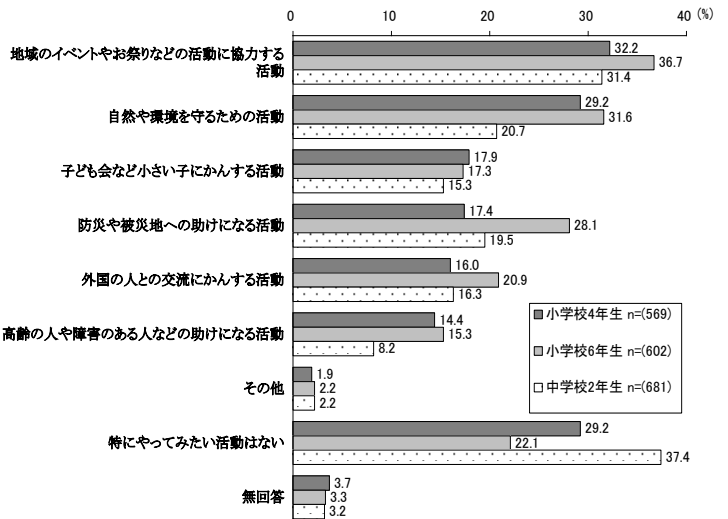
(7) 将来の仕事について



「はっきり決まっている」は小学校6年生33.2%、4年生30.9%、中学校2年生17.9%となっている。「何となく考えている」は6年生37.4%、中学生36.4%、4年生32.2%。一方、「はっきり決まっていない」は中学生25.7%で最も高く、6年生12.6%、4年生10.5%である。

(8) 学校や地域の人たちとやってみたい活動

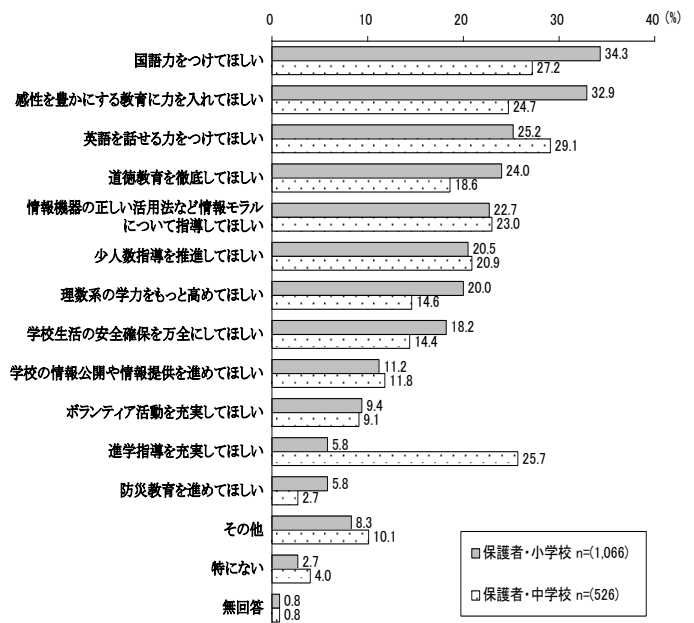
「地域のイベントやお祭りなどの活動に協力する活動」が小学校6年生 36.7%、4年生 32.2%、中学生 31.4%、「自然や環境を守るための活動」は6年生 31.6%、4年生 29.2%、中学生 20.7%となっている。「防災や被災地への助けになる活動」は6年生で 28.1%と特に高い。一方、「特にやってみたい活動はない」は中学生が最も高く 37.4%、次いで4年生 29.2%、6年生 22.1%となっている。



【保護者調査の概要】

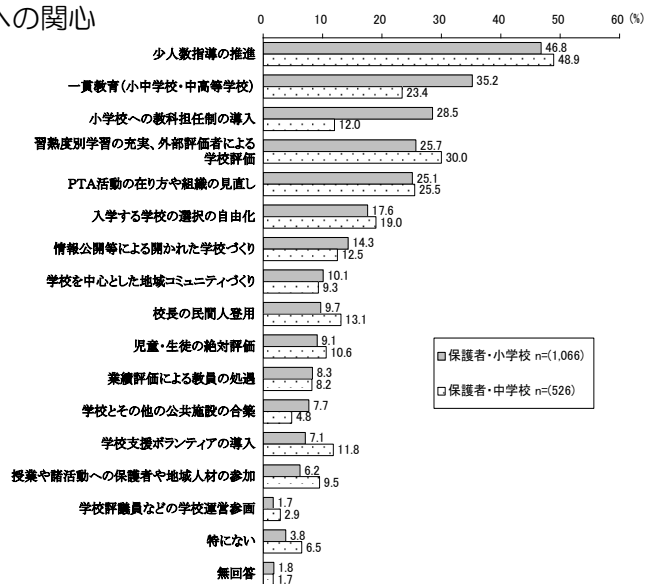
(1) 学校に特に望んでいること

「国語力をつけてほしい」は小学校保護者 34.3%、中学校保護者 27.2%となっている。次いで「感性を豊かにする教育に力を入れてほしい」が小学校保護者 32.9%、中学校保護者 24.7%。「英語を話せる力をつけてほしい」は小学校保護者 25.2%、中学校保護者 29.1%。「道徳教育を徹底してほしい」は小学校保護者 24.0%、中学校保護者 18.6%。「情報機器の正しい活用法など情報モラルについて指導してほしい」は小学校保護者 22.7%、中学校保護者 23.0%。「少人数指導を推進してほしい」は小学校保護者 20.5%、中学校保護者 20.9%。「理数系の学力をもっと高めてほしい」は小学校保護者 14.6%、中学校保護者 20.0%。「学校生活の安全確保を万全にしてほしい」は小学校保護者 18.2%、中学校保護者 14.4%。「学校の情報公開や情報提供を進めてほしい」は小学校保護者 11.2%、中学校保護者 11.8%。「ボランティア活動を充実してほしい」は小学校保護者 9.4%、中学校保護者 9.1%。「進学指導を充実してほしい」は小学校保護者 5.8%、中学校保護者 25.7%。「防災教育を進めてほしい」は小学校保護者 5.8%、中学校保護者 2.7%。その他は小学校保護者 8.3%、中学校保護者 10.1%。特にないは小学校保護者 2.7%、中学校保護者 4.0%。無回答は小学校保護者 0.8%、中学校保護者 0.8%。



(2) 学校の改善充実に向けた施策や取り組みへの関心

「少人数指導の推進」が両保護者とも関心が高く、中学校 48.9%、小学校 46.8%となっている。同様に「PTA活動の在り方や組織の見直し」も両者の関心が高く、中学校 25.5%、小学校 25.1%となっている。小学校保護者では「一貫教育(小中学校・高等学校)」が 35.2%、「小学校への教科担任制の導入」が 28.5%と高くなっている。「習熟度別学習の充実、外部評価による学校評価」は小学校保護者 25.7%、中学校保護者 30.0%。「入学する学校の選択の自由化」は小学校保護者 17.6%、中学校保護者 19.0%。「情報公開等による開かれた学校づくり」は小学校保護者 14.3%、中学校保護者 12.5%。「学校を中心とした地域・コミュニティづくり」は小学校保護者 10.1%、中学校保護者 9.3%。「校長の民間人登用」は小学校保護者 9.7%、中学校保護者 13.1%。「児童・生徒の絶対評価」は小学校保護者 9.1%、中学校保護者 10.6%。「業績評価による教員の処遇」は小学校保護者 8.3%、中学校保護者 8.2%。「学校とその他の公共施設の合築」は小学校保護者 7.7%、中学校保護者 4.8%。「学校支援ボランティアの導入」は小学校保護者 7.1%、中学校保護者 11.8%。「授業や諸活動への保護者や地域人材の参加」は小学校保護者 6.2%、中学校保護者 9.5%。「学校評議員などの学校運営参画」は小学校保護者 1.7%、中学校保護者 2.9%。特にないは小学校保護者 3.8%、中学校保護者 6.5%。無回答は小学校保護者 1.8%、中学校保護者 1.7%。



資料 12 用語集

	用語	用語の説明
1	ICT 機器	ICTとは、Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、コンピュータ、プロジェクタ、電子黒板、実物投影機、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ等のハードウェアや、ネットワーク、映像資料等のソフト等を指す。
2	一時預かり（一時保育、預かり保育）	保護者の出産・病気・冠婚葬祭、習い事、ショッピング、美容院などのほか、育児疲れで子供からちよつと離れたときなど、理由を問わず利用できる子どもの一時的な預かり保育。保育所等で行っている、市民対象の一時保育や、幼稚園等で行っている、在園児対象の預かり保育等がある。
3	インクルーシブ教育システム	障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場で共に学ぶ多様な柔軟な仕組みのことであり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要とされている。
4	A L T	Assistant Language Teacher の略。小学校の外国語活動や中学校の英語の学習を補佐する。外国語指導助手。
5	O J T	OJT（On-the-Job Training の略）は職業指導手法のひとつで、職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識や態度等を指導するもの。学校では実務を通じて行う教員の（実践に即した）研修を行っている。
6	おもちゃのぐるりん	未就学児の親子が、様々なおもちゃで遊ぶことによって、親子のつながりを深める地域開放型子育て支援施設。武蔵野市立みどりのこども館内に設置されている。
7	学習支援教室	本市が行っている事業で、学習のつまづき等のある子どもへの支援のため、放課後や土曜日、長期休業中に市立小・中学校で実施している補足的な学習教室のこと。本市で配置している学習指導員や支援者（学習支援教室における指導助手）が正規の教員との打合せを行いながら、実施している。
8	学習指導員制度	本市が配置している教員免許を有する非常勤講師で、一斉授業においてチームティーチングを行う際や、学級の枠を超えて学習集団を弾力的に編成して習熟度別指導を行う際に配置している。個に応じたきめ細かな指導の充実を図っている。
9	学習指導要領	教育課程の基準であり、「総則」「各教科」「道徳」「外国語活動（小学校のみ）」「総合的な学習の時間」「特別活動」からなり、すべての子どもたちに対して指導すべき内容が示されている。
10	学童クラブ	保護者が就労等により、昼間家庭にいない場合に、小学生の児童の安全確保と健全育成を図る事業。本市では、各市立小学校区域を単位として全 12 箇所の市立学童クラブを設置している。児童福祉法の改正により、対象児童が小学校 6 年生まで拡大したが、本市では小学校 3 年生まで（障害のある子どもは 4 年生まで）の児童に待機児童を出さないことを優先し、高学年児童の受け入れについては地域子ども館あそべえと連携して実施する。厚生労働省では、放課後児童健全育成事業と呼ばれる。
11	学校関係者評価	学校経営計画の中・長期的な展望に基づいて実践されている教育活動がどの程度達成されたかについて、学校は自己評価を行っている。本市では、保護者や地域住民等の学校関係者が、学校の自己評価の結果を点検評価することによって、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互連携を促し、学校運営の改善への協力を促進する。各学校の開かれた学校づくり協議会がその役割を担っている。
12	学校裁量予算制度	市立小中学校が、自主的・自律的に特色ある学校経営を展開することを支援していくため、学校に係る予算の一部を学校長の裁量で予算編成する制度。
13	学校図書館サポーター	本市が小・中学校に配置している非常勤職員で、学校図書館の環境整備や子どもたちが利用する際の支援や授業での活用の補助を行う。
14	学校 110 番	通報装置を設置し、ボタンを押すと電話回線を通じて警視庁通信司令本部に自動通報が入り、警察官の緊急配備が可能になるシステムのこと。
15	家庭的保育事業、家庭福祉員（保育ママ）	保育士、看護師等の資格を有した保育についての技能及び経験を有する者が、自宅のスペース等を用いて保育を必要とする 3 歳児未満の乳幼児の保育を行う制度。武蔵野市においては、平成 27 年度より子ども・子育て支援新制度上の新たな認可事業である家庭的保育事業となった。
16	環境マネジメントシステム	環境保全の取組みの視点から、計画（P）→実施（D）→点検（C）→見直し（A）のサイクルを活用した業務管理システムをいう。

17	CAP プログラム	女性の性暴力防止プログラムを、子ども向けの暴力防止プログラムとして応用発展させたもの。暴力についての基礎的な防止知識を子どもたちに伝えることで、被害をできるだけ減らそうというものだが、知識を行動に移すための工夫として、子どもの持っている力や可能性に子ども自身が気付く手助けをする（エンパワメント）という点を重視している。
18	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な能力等を育てる教育のこと。学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させ、学ぶ意欲を向上させるとともに、将来の社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力・態度を育てる等を目指す。
19	教育アドバイザー	本市では、経験の少ない教員の授業を直接観察し、指導・助言を行うことを目的として、学校教育に関して高い専門性をもつ元校長を配置している。指導法の改善等について支援するほか、個々の教員が抱える悩み等の教育相談も行っている。
20	教育課程	各学校が編成する学校の教育計画のこと。諸法令や学習指導要領、本市の教育目標等に基づいて、学校の教育目標を達成するために、児童・生徒の心身の発達に応じて、授業時数との関連において教育内容を総合的に組織したもので、学校が教育活動を進めていく際のよりどころとなるもの。
21	教育支援センター	乳幼児から思春期の子どもの教育に関する様々な相談に応じる施設。来所相談、電話相談に加えて、小・中学校への臨床心理士（相談員）の派遣等を行っている。また、不登校児童・生徒への支援を行う適応指導教室（チャレンジルーム）を運営している。所在地は大野田小学校地下1階、分室として第四中学校内の帰国・外国人教育相談室がある。
22	緊急一時保育	保護者が死亡、行方不明、病気等による入院または同居親族の入院患者の看護、災害復旧等の緊急な理由により、保育にあたれない場合、原則として1ヶ月以内の間、一時的に委託施設等で子どもの保育を行うこと。
23	グループ保育	保育士等の資格又は子育て経験など、一定の資格要件を満たす者によるグループが、低年齢児の保育を行う事業のこと。子ども・子育て支援新制度において、地域型保育事業の小規模保育事業に移行する（一部例外あり）。
24	健康づくり支援センター	子どもから高齢者まで生涯を通じて健康な市民を増やしていくことを目的として開設。市民公募の健康づくり推進員による健康情報の提供や、健康づくり人材バンクの活用等により、広く市民の健康づくりを支援している。平成21年10月に（財）武蔵野健康開発事業団に移管された。
25	合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
26	心のバリアフリー	様々な年齢や状態の方々がお互いを理解して助け合い、気持ちよく暮らし続けることができるまちをつくるための心構えであり、障害のある方が地域で生活するために必要な支援に関する基礎知識を、地域の方々と共に学ぶことで、支援する側・される側のバリアを減らし、だれもがより暮らしやすい地域をめざすという考え。
27	子育て支援ネットワーク	児童福祉法第25条の2の「要保護児童対策地域協議会」にあたる。守秘義務の課せられたネットワークの構築で、各機関より多くの情報を集め、援助している家庭の状況や問題点を明確にし、より有効な支援につなげている。その他に、子育て・子育てをめぐる関係団体や地域住民が情報共有や相互交流を深める仕組みを指す際にも使われる。
28	子ども家庭支援センター	児童虐待防止、子育て総合相談事業、ショートステイ事業、産前・産後支援ヘルパー事業、ひとり親家庭・女性相談、福祉資金貸付、児童手当等の支給等を実施している。また、武蔵野市子育て支援ネットワークを構築し、関係団体と連携し、児童虐待の防止及び子育てに不安を持つ家庭を支援している。
29	（市町村）子ども・子育て支援事業計画	No.30の「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である市町村が作成する、新制度における各種事業の実施計画をいう。
30	子ども・子育て支援新制度	子どもの育ちや子育てへの適切な支援を行い、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的として平成27年4月より始まる制度で、以下の3点を推進する。 ①教育・保育を一体的に行う「認定こども園」の普及促進 ②保育施設等の設置の促進や、小規模保育（グループ保育等）等に対する新たな財政支援を通じた待機児童の解消と、職員の人材確保や処遇の改善による教育・保育の「質」の改善 ③地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）や一時預かり（一時保育、預かり保育）事業等、地域における子育て支援に関する様々なサービスの充実

31	子ども自然体験ガイド	全市的に行われている子ども自然体験事業を包括して紹介するガイド。年1回の発行で、各種事業の紹介や参加方法等が掲載されており、学校等を通じて児童生徒に配布されている。
32	子どもの人権 110番	子どもをめぐる「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、人権問題から、子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話で、子どもだけでなく、大人も利用可能。相談は、法務局職員又は人権擁護委員が受付。相談無料、秘密厳守。
33	子どもの貧困（対策）	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ること。子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策があげられる。
34	子どもを守る家	子どもたちが身の危険を感じた時に一時的に緊急避難できる場所として、青少協地区委員会とともに設置したもの。協力世帯には、『子どもを守る家』ステッカーの掲出をお願いしており、犯罪抑止力としての効果も期待される。平成10年より実施。
35	子どもを守る武蔵野連絡会	未来を担う子どもたちが安全かつ安心して生活できるように、警察・学校・青少協・PTA等関係団体の協力を得て設置した協議会。情報連携や課題の共有等を通して、子どもを守る家や自転車防犯帯の取組みに反映させている。
36	個別支援教室	市立小学校における通常の学級に在籍する障害のある児童、または学習や行動に困難を示している児童が、通常の学級に在籍しながら、校内において特定の時間に、個別の学習指導を受ける教室。平成26年度は小学校8校で実施している。
37	個別指導計画	児童・生徒一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童、生徒の「個別的教育支援計画」等を踏まえて、指導目標や指導内容、方法等を盛り込んだもので、学校と保護者が連携して作成する指導計画。
38	個別的教育支援計画	障害のある幼児・児童・生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で学校教育期間を通して一貫して適切な支援を行うことを目的として作成する。
39	コミセン親子ひろば	コミュニティセンター（現在12館で実施）を会場として就学前の親子が自由に遊び、親同士が交流できる自由来所型ひろば（居場所）。コミセンによって開催日数等が異なるが、月1回は市の子育て支援担当職員が出向き、子育てについての相談や情報提供を行っている。また、市内の公園でも公園親子ひろば事業を実施している。
40	コミュニティセンター	コミュニティづくりの拠点として設置された公設民営の多目的施設。昭和51年に境南コミュニティセンターが第1号館として開設。現在は分館等3館を含め市内に19館が設置されている。管理運営は、指定管理者制度のもと、地域住民で組織された公共的団体である16のコミュニティ協議会が行っている。
41	境こども園	平成25年12月に認定された武蔵野市初の認定こども園。認定こども園として、幼稚園や保育所等の教育と保育の両方の機能の提供とあわせて子育て支援事業を行っている。長時間保育児（保育を必要とする0～5歳児）と短時間保育児（保育を必要としない4、5歳児）が、一緒に生活する施設。公益財団法人武蔵野市子ども協会が運営している。
42	産前・産後支援ヘルパー事業	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難なお母さんのいる家庭にスタッフを派遣し、援助をすることで、お母さんの精神的・肉体的負担を軽減し、産前産後の生活をサポートするサービス。
43	CST（コア・サイエンス・ティーチャー）	大学でCST養成講座を受講し、指導力に優れた教員として自ら教育実践を行うとともに、研修会や教材開発で中心的な役割を果たすこと等により、地域の理数教育の質の向上を図る教員。
44	次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行と家庭や地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、国の行動計画策定指針と地方公共団体、事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるための法律。（平成15年7月施行、平成17年度から10年間の時限立法であったが、指針の内容を充実・強化し、平成37年3月31日まで10年間延長された。）本法律に基づき（努力義務）、本市は特定事業主行動計画を策定し次世代育成支援対策を推進する。
45	指導員（学童クラブ）	学童クラブにおいて、児童の育成や遊びの指導を行う職員。武蔵野市においては、保育士若しくは教員の有資格者または同等の知識のある者を指導嘱託員として採用し、各学童クラブに配置している。
46	指導主事	学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局に置かれる職。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編制その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う。

47	児童相談所	児童福祉法にもとづいて設置され、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関。18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人・家族・学校の先生・地域の方々など、相談者を問わない。
48	市民安全パトロール隊	地域の狭い路地や小さな広場等にもパトロールの目を行き届かせるため、市民の有償ボランティアにより組織したパトロール隊。児童の登下校時の時間帯を中心に自宅周辺を徒歩、または自転車でパトロールする。市からはジャンパー、帽子、腕章のほか、合図灯、ポケットベルを貸与し、週に最低1回のパトロールと報告書提出を義務付けている。警察との合同パトロールや、学校行事に合わせたパトロールの依頼に応えることもある。
49	市民交通計画	「市民の視点に立った、高齢者や障がい者をはじめ市民誰もが利用しやすい交通体系」の実現を図るべく、歩きやすく安全で快適な道路の整備、自転車や自動車の適正な利用、公共交通の利便性の向上等、市民の移動手段としての交通の体系について、付随する施設・設備等の整備や市民との協働等を視野に入れて、ソフト及びハードの両面から示した指針。
50	就学支援シート	子どもたちの小学校生活を楽しく充実したものにするために活用されるシートで、保護者が保育所や幼稚園等の協力を得て、家庭や保育所等における子どもの様子や保育内容等について記載する。シートは小学校に引き継がれ、小学校ではこのシートを参考に適切な指導に努める。
51	周産期医療	妊娠期から産褥期までの母体・胎児に対する主として産科的医療と、病的新生児に対する医療を合わせた医療をいう。産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されている。 なお、統計上、「周産期」とは、妊娠満22週から生後満7日未満までの期間を指すが、周産期医療の対象はこの期間に限らない。
52	授業改善推進プラン	各学校において、自校の指導上の課題及び課題解決の方策を整理し、学力向上に向けた全校的な取組を一層推進するために、指導の重点や授業改善のための具体的方策等を「授業改善推進プラン」としてまとめ、活用している。「全国学力学習状況調査」や「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」等の結果や定期考査、日常の授業観察から学習状況を分析し、夏季休業中に課題分析と授業改善策の提示を行い、2学期初めに保護者等に公表・説明を行っている。
53	小1プロブレム、中1ギャップ	小1プロブレムとは、小学校に入学したばかりの小学校1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かない等の状態が数ヶ月継続する状態をいい、中1ギャップとは、中学1年生へ進学した生徒が、新しい学習環境や生活環境の変化になじめない状態をいう。
54	ショートステイ事業（子育て短期支援事業）	保護者が育児疲れ、病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、出張等で、一時的に養育できない時に、市内の児童養護施設でお預かりする宿泊型の一時保育サービス。対象者2歳～小学6年生。
55	食育	生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる豊かな人間形成に資すること。
56	食育リーダー	食に関する指導を推進するため、各学校では食育リーダーを設置するとともに食育推進チームを組織している。食育リーダーには、教員もしくは学校栄養職員（常勤）の内から校長が適任であると認めた教職員1名が選任されている。本市では、平成20年度から全校に食育リーダー及び食育推進チームを設置している。
57	市立自然の村	昭和57年7月に開設した、長野県川上村にある野外体験施設。当初より、むさしのジャンボリーの会場として利用されてきた。近年、一般利用者による市民保養所的な利用もふえ、平成16年には500ミリの天体望遠鏡が寄贈され、平成18年からの冬季一部開設等とあわせ有効活用の幅が広がることで、自然体験活動の拠点としてのこれまでの位置づけより広い範囲での利用が増えてきている。
58	すくすく泉	多様化する子育て支援ニーズに対応するため、平成26年7月、井之頭小学校に隣接する旧私立泉幼稚園の跡地に開設した、複合型の子育て支援施設。地域住民で組織されたNPO法人いずみの会が運営している。
59	スクールカウンセラー	不登校やいじめの問題を解決し、問題行動等の未然防止や解消のために、東京都により区市町村小・中学校に配置される教育相談の専門家。臨床心理士等の資格を持ち、週1回各小・中学校に派遣されている。
60	スクールソーシャルワーカー	個々の児童・生徒への直接的な支援を行うだけでなく、日常生活を営むうえで生じる様々な問題を解決するのに必要な情報の提供、学校関係者と地域機関との連携の促進など、包括的なソーシャルワーク（支援活動）を行う専門職。社会福祉士や精神保健福祉士など。

61	生活困窮者自立支援制度	平成 27 年 4 月から新たに実施される制度で、生活保護に至っていない生活困窮者に対し、伴走型の支援を実施する自立相談支援事業をはじめ、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、学習支援事業等の社会資源を活用し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施することにより、生活困窮状態からの早期脱却を目指す。
62	青少年問題協議会	武蔵野市の青少年施策について調査・審議し、市長や関係行政機関に意見を述べる機関で、市長、市議会議員、警察署長、児童相談所、学校長、PTA 代表等で構成されている。地区ごとに地区委員会があり、武蔵野ジャンボリーをはじめ、様々な地区行事等の運営・実施を通じて青少年の健全育成を進めている。
63	セーフティ教室	市立小・中学校において子どもたちの健全育成の活性化及び充実を図るとともに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育の推進のために実施される教室。
64	セカンドスクール	市立小学校 5 年生と中学校 1 年生が、普通の学校生活（ファーストスクール）では得難い自然体験や生活体験を補完するという意味で、子どもたちが都会を離れて自然豊かな農村漁村に滞在して行う長期宿泊体験活動としての「セカンドスクール」を教育課程に位置付けて実施している。セカンドスクールでの学習効果をさらに高めることを目的として、小学校 4 年生を対象とした「プレセカンドスクール」も実施。
65	0 1 2 3 施設	保育ニーズの多様化に対応する施策の一つとして、0 歳から 3 歳までの乳幼児とその親を対象に、子育ての支援を行うとともに、親同士のネットワークを地域に広げるためにつくられた施設。「0 1 2 3 吉祥寺」が平成 4 年、「0 1 2 3 はらっぱ」が平成 13 年にオープンした。
66	全国学力・学習状況調査	平成 19 年度より、毎年全国の小学校第 6 学年、中学校第 3 学年を対象に国語、算数、数学について「知識」と「活用」に関する問題が実施されている。全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点等を目的として、国が実施している。
67	待機児童	認可保育所等に入れる資格を持ち、入所の申込をしているにも関わらず保育所等に入れない児童のこと。
68	弾力化	保育所入所定員を超えて児童を受け入れること。その場合、面積基準、配置基準については国基準の範囲内で行われる。
69	地域型保育事業	子ども・子育て支援新制度における新たな市町村による認可事業。小規模保育（利用定員 6 人以上 19 人以下）、家庭的保育（利用定員 5 人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）の 4 種類がある。
70	地域子ども館あそべえ	保護者を含めた地域社会全体で子どもを育てるという考え方にに基づき、小学生の放課後を充実させるための施策の 1 つとして、学校の教室、校庭、図書室を利用した開放事業を行っている。早朝、放課後、土曜日、学校長期休業中の開放によって、小学生の安全な居場所を提供し、異年齢児童の交流を図っている。
71	地域支援担当	認可保育所における子育て支援事業の充実、地域の保育関連施設との連携強化を図るために配置された担当者。平成 26 年度から公立保育所 2 か所で試行的に実施。
72	地域社協	正式名称は地域福祉活動推進協議会。地域の人々のネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりを行うとともに、いざというときの助けあい、支え合いの体制づくりをめざして設置された組織。市内 13 地域で結成されている。
73	地域療育システム	障害があっても住み慣れた地域で生活し、身近なところで必要な療育を受けられる仕組みのこと。
74	地域療育相談室ハビット	心身の発達に何らかの心配がある子どもに対する早期からの支援と、障害のある子どもを育てる親の不安を軽減するため専門スタッフが相談支援を行う。
75	チャレンジルーム（適応指導教室）	不登校になっている児童・生徒のための教室。学校復帰に向けて、学習や集団活動など、児童・生徒の指導・支援を行っている。来室できない子どもへの「訪問支援」も行っている。
76	中学校ブロックごとの小中合同研修会	本市の小・中学校では、中学校区ごとの小中合同研修会を年間 2 ～ 3 回実施している。異なる校種の授業観察を相互に行うことで学習指導上の課題を明らかにするとともに、全体会や分科会協議を通して校区ごとの課題解決策を検討する取り組みを行なっている。
77	中高生リーダー講習会	市内在住・在学の中学生高校生を対象にした講習会。むさしのジャンボリー・サブリーダーの参加要件として、必修実施しているほか、様々な地域活動への参加や保育体験等の体験プログラムを提供し、青少年の健全育成を図る制度。
78	通級指導学級	小・中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童生徒が、各教科等は通常の学級で指導を受けながら、障害に基づく種々の困難を改善・克服するため、特別な指導を通級指導教室等の特別の指導の場で受ける教育の形態。

79	デートDV	交際中のカップルの間で起こる暴力で、身体的・精神的・経済的・性的・社会的等の種類があり、複合的に行われることがある。
80	東京都ひとり親家庭支援センター（はあと）	東京都の母子家庭等就業・自立支援センターで、東京都母子寡婦福祉協議会が運営している。ひとり親家庭（母子家庭・寡婦・父子家庭）及びその関係者に対し、生活相談、養育費相談、面会交流支援、相談支援員のための研修会等を行っている。 また、就業相談、パソコン講習会等の就労支援を行い、ひとり親家庭の自立の促進を図っている。
81	特別支援学級	通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童・生徒に対し、きめ細かな教育を行うために、設置された少人数の学級。特別な配慮のもとに、児童・生徒の実態に応じた適切な教育を行う。大きく分けて、固定学級と通級指導学級がある。
82	特別支援学校（のセンター的機能）	各区市町村の地域のニーズをより的確に把握した助言や援助に努めるとともに、幼稚園や保育所、小・中学校、高等学校等の専門性の向上に向けた支援や、適切な就学の推進のための連携強化、特別支援教育や発達障害の児童・生徒の指導内容や方法の工夫・開発等に関する相談対応や教育情報の提供等の機能。
83	特別支援教室構想	すべての小・中学校に「特別支援教室（現・個別支援教室）」を設置し、発達障害の程度等に応じた個別指導等の実施や、通級指導学級の教員による巡回指導・相談を行う。
84	土曜学校	小中学生を対象に、土曜日を利用して、学校の授業ではできない体験や活動をする講座。市内小中学校や大学、市民会館、文化施設、体育館等を利用して実施している。
85	21世紀型能力	「生きる力」としての知・徳・体を構成する資質・能力から、教科・領域横断的に学習することが求められる能力を資質・能力として抽出し、これまで日本の学校教育が培ってきた資質・能力を踏まえつつ、それらを「基礎力」「思考力」「実践力」の観点で再構成した日本型資質・能力の枠組み。具体的には、「思考力」を中核として、それを支える「基礎力」と、使い方を方向づける「実践力」という三層構造で構成される。
86	乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度	乳幼児、義務教育就学児が病院等で診療を受けた医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成する制度。平成21年10月からは所得制限を全廃したため、中学生以下のすべての子どもの保険診療について、自己負担がなくなった。
87	認可外保育施設	児童を保育する施設で、児童福祉法に基づく基準を満たした「認可保育所」または子ども・子育て支援新制度で新たに位置づけられた「地域型保育事業」以外の保育施設のこと。認証保育所やベビーホテル等がある。
88	認可保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たし、都知事に認可された施設。保護者が仕事や病気等の理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する。
89	認証保育所	東京都独自の制度として設置基準を設定し、多くの企業の参入と事業者間の競争を促進することにより、多様化する保育ニーズに応えることを目指した認可外保育施設。
90	配偶者暴力対策基本計画	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村計画。本市では、「武蔵野市第三次男女共同参画計画」に包含される形で策定されている。
91	派遣相談員	教育支援センターの臨床心理士で、小・中学校に週1回派遣している。学級担任やコーディネーターに対する助言を行うほか、児童・生徒や保護者からの相談に応じている。このほか、都のスクールカウンセラーが週1回小・中学校へ派遣されている。
92	バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものが無い状況、あるいは障壁の除去。もともとは建築用語で建物内の物理的障壁の除去を意味したが、今日ではより広範に、障害のある人の社会生活を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去を意味する。
93	バリアフリー基本構想	バリアフリー新法の規定に基づき、市内3駅周辺を重点整備地区としたバリアフリー化の推進及びサイン等による情報提供や心のバリアフリーなど、全市的なバリアフリー等の推進を基本的な方針とした構想。
94	ビオトープ（学校ビオトープ）	動植物が生態系を形成できるよう、自然な環境を整えた空間を学校の敷地内に整備している。樹木や草花、池等を配置することで、限られた空間だが、その地域の野生生物によって豊かな自然環境をつくりだしている。全小中学校に設置されている。
95	開かれた学校づくり協議会、代表者会	「開かれた学校づくり協議会」は本市が行っている制度で、市内の各小・中学校に設置されている。学校運営への地域住民の参加として、校長の求めに応じ、学校運営に意見を述べるしくみのことで、学校が作成した自己評価に対し、関係者として評価をする役割も併せてもっている。「開かれた学校づくり協議会代表者会」は「開かれた学校づくり協議会」各学校の委員の代表者が集まり、本市教育の充実に向け協議している。

96	ヒヤリハット	重大な災害や事故には至らないものの、直結してもおかしくない一步手前の事例の発見。
97	B C P (業務継続計画)	Business Continuity Plan の略。人的、物的、情報、ライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、必要最低限の事業活動の開始・継続・再開のために事前に策定する行動計画のこと。
98	ファシリティマネジメント	市が保有又は使用する施設資産(土地、建物、構築物、設備等)すべてを経営にとって最適な状態(コスト最小、効果最大)で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営管理活動。
99	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行う人(提供会員)と育児の援助を受ける人(依頼会員)が会員になり、地域の中で助け合いながら子育てをする有償ボランティア活動のこと。区市町村が設置し、依頼会員と提供会員相互の活動の調整(コーディネート)を行う。
100	ファミリーフレンドリー	仕事と育児・介護が両立できるよう、多様かつ柔軟な働き方を勤労者が選択できるような環境整備を行う施策。武蔵野市においては、親子の絆を重視し、家族の子育て力を高めることを基本方針としている。家庭の子育て力を高めるには、自助、共助、公助の仕組みがバランスよく整えられる必要がある。
101	二俣尾・武蔵野市民の森	多摩の森林の公的機能回復のため、山林所有者・東京都・武蔵野市の3者が協定を締結し、自然の恵みや実体験を体験できる場として平成13年に開設しました。自然体験館は、その拠点として平成18年にオープンした施設。
102	プレーパーク	自分の責任で自由に遊ぶことを基本に、身近な素材を使っているいろいろなことができる遊び場。平成20年7月より、境冒險遊び場公園で実施されている。NPO法人『プレーパークむさしの』が運営し、子どもたちが自由な発想で、自由に遊べる場として活動している。『ののプレ』の愛称で親しまれている。
103	保育園アドバイザー	平成20年から配置されている、保育の質の維持・向上を目的とした、各認可保育所・認可外保育施設への訪問指導や公立保育所の経営層への指導・相談業務等を行う担当者。
104	保育園カウンセラー	保育の専門性をもった民間事業者や学識経験者等が定期的に各園を巡回し、保護者対応や困難ケース対応、園経営等のアドバイスを行う担当者。
105	保育コンシェルジュ	子どもの預け先など、各家庭の相談を受けながら、保育士の専門性を生かして家庭の事情と希望に合った認可保育所、認可外保育施設、幼稚園等の様々な保育サービスの情報提供を行う担当者。
106	保育のガイドライン	平成22年2月に策定された第三次子どもプラン武蔵野の重点的取組として掲げている「認可保育所における保育の質の維持・向上と効率的運営の取組」の一つとして、武蔵野市保育のガイドライン検討委員会を設置して定めた、本市における保育の質の水準。
107	放課後等デイサービス	児童福祉法に基づき、学校就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供。学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを推進する。
108	母子・父子自立支援員	母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に規定され、ひとり親家庭等の生活全般についての相談や就業等の自立に必要な支援を行う者。
109	ボランティアセンター武蔵野	昭和53年に市民自治の精神に立脚した、全国でも特異な民間の運営による自主的な互助活動を行う組織として誕生し、平成7年から市民社会福祉協議会と組織統合した。ボランティア活動を希望する市民を登録し、ボランティアを必要としている市民に紹介する機関。ボランティア活動の内容としては、病院への付き添い、話し相手、障がいのある人や子どもの遊び相手、福祉施設での手伝い、緑化・環境活動、外国籍市民との交流、コミュニティ活動、芸術・文化・スポーツ活動等がある。
110	ホワイトイーグル	青色回転灯を装着した専用のパトロールカーを用い、学校や子ども施設、コミュニティセンターを巡回警備する市内安全パトロール隊で、「ホワイトイーグル」は通称名。活動は祝日を除く月曜から土曜日、午前7時から午後7時まで。市内を東西方向に三分割し、委託警備会社の警備員6名が3台のパトロールカーに分乗する。小学校や保育所、子ども施設等では、施設の職員と口頭で防犯情報を交換する。福祉施設や公園等は周辺を警戒する。また、不審者の目撃が相次いだり、連続放火が発生する等の状況があれば、重点パトロールや延長パトロールを行うこともある。
111	まちぐるみ子育て応援事業	子育て家庭を地域で応援し、支えていくことを目指し、地域の店舗、企業、NPO等が行う「民間団体の自由な発想による子育てを応援する取組み」への補助金(まちぐるみ子育て応援事業補助金)交付事業。「子育てにやさしいまち」をつくり、市内外からファミリー層が訪れることにより、まちがにぎわい、活性化を図ることも目的としている。

112	みどりのこども館	平成 21 年 4 月に子育て支援施設として開館。心身の発達に心配のある子どもの相談事業「地域療育相談室ハビット」と心身の発達が気になる就学前の子どものための児童福祉法に基づく通園事業「こども発達支援室ウイズ」が連携をとりながら、幼児期から学齢期に至るまでの一貫した発達支援を行う。平成 21 年 7 月からは地域開放型事業として「おもちゃのぐるりん」も併設している。
113	武蔵野市給食・食育振興財団	学校給食の適正円滑な供給により、その充実振興を図り、児童・生徒及び市民の食育の推進に寄与することを目的として、平成 22 年 3 月に設立された一般財団法人で、市立小・中学校の学校給食の調理等を行っている。
114	武蔵野市子ども協会	武蔵野市全地域の子ども育成活動全般を横断的、効率的、包括的に支える機関として、市の長期計画や子どもプランの実現に向けて、安心して子どもを生み育てることができる環境づくり、育児等における子育ての支援を行い、地域と協働した子育てや子どもの育成活動を促進し、活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。平成 23 年 4 月 1 日に公益認定を受け、現在は公益財団法人として、0 1 2 3 施設、おもちゃのぐるりんの管理運営を行っている。また、武蔵野市から移管を受け、認可保育所 5 園を運営している。平成 25 年 12 月、境こども園を開設した。
115	むさしの自然観察園	身近な自然の回復、保全を目的に、昆虫や小動物の繁殖など、自然環境に触れ学ぶ場として、平成 17 年 7 月にオープンした施設。所在地は吉祥寺北町 3-12。
116	武蔵野市のいま・むかし	「市民性を高める教育」の一環として、本市の歴史や文化等について学び、地域や社会への認識を一層深め、まちづくりや地域活動に積極的にかかわるなど、主体的に地域社会に貢献する子どもの育成を図るために作成された小学校の副教材。
117	むさしのジャンボリー	武蔵野市と武蔵野市青少年問題協議会地区委員会(青少協)の共催事業。長野県川上村の大自然の中で、友人や地域の大人と共同生活を行い、キャンプファイヤーや星の観察など、様々な野外活動を体験する。
118	武蔵野地域自由大学	平成 15 年 4 月に発足し、市と武蔵野地域五大学(亜細亜・成蹊・東京女子・日本獣医生命科学・武蔵野大学)が連携し、様々な分野にわたり高度で継続的、体系的な学習機会を市民に提供している。正規の大学ではないが、修了講座数により自由大学独自の学位(称号記)を授与している。
119	むさしのブックスタート	「赤ちゃんと一緒に絵本で楽しい時間を共有して欲しい」と願い、一人ひとりの赤ちゃんに、絵本を開く楽しい体験といっしょに、ブックスタートバック(絵本、アドバイス集、ブックリスト、図書館案内等)を手渡す事業。0 歳児とともに、絵本とのかかわりが継続するよう、3 歳児に対しても実施。
120	武蔵野プレイス	図書館機能をはじめとした「生涯学習支援」「市民活動支援」「青少年活動支援」の 4 つの機能を併せ持つ活動支援型の複合機能施設。平成 23 年 7 月開館。
121	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、はじめからできるだけ多くの人々が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。
122	療育	医療、訓練、教育、福祉等の連携によって、その児童が持つ能力を育成すること。
123	利用者支援事業	子ども・子育て支援新制度における、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援する事業。
124	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

第四次子どもプラン武蔵野
(平成 27 年度～31 年度)

平成 27 年 3 月

発行／武蔵野市子ども家庭部子ども政策課
〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28
電話 0422-60-1851 (直通)